

共に生き 支え合い 認め合う

# みんなで作る 自分らしく輝ける福祉のまち

第4期笠松町地域福祉計画・第3期笠松町地域福祉活動計画

令和6年度～令和12年度（2024年度～2030年度）



令和6年（2024年）3月

笠松町・笠松町社会福祉協議会

# 第4期笠松町地域福祉計画 第3期笠松町地域福祉活動計画

令和6年度 ～ 令和12年度  
(2024年度 ～ 2030年度)

令和6年3月  
(2024年3月)

笠松町・笠松町社会福祉協議会



みんなで作る

自分らしく輝ける福祉のまち

を目指して

本町では、地域福祉を自分のこととして考え、自分にできることを、個々にふさわしい方法で福祉のまちづくりに関わられるよう「第3期笠松町地域福祉計画・第2期笠松町地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかし、近年、少子高齢化や家族形態の変化に加え、価値観の多様化などにより地域社会は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症により、人・地域とのつながりがさらに希薄化し、社会的孤立や生活困窮、虐待、高齢の親が子どもを支える8050問題、介護と育児のダブルケアや家事や家族の世話等を日常的に行うヤングケアラー問題など、地域における福祉課題も複合化・複雑化しています。

このような中、全ての世代の人にとって住みやすいまちとなるよう、地域の課題を丸ごと受け止め共有し、我が事としてみんなで取り組み解決していく「地域共生社会」の実現が求められています。

本計画では、前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、「共に生き 支え合い 認め合う『みんなで作る 自分らしく輝ける福祉のまち』」を基本理念とした第4期笠松町地域福祉計画・第3期笠松町地域福祉活動計画」を笠松町社会福祉協議会と一体的に策定しました。

誰もが身近な地域と緩やかにつながり、困ったときには支え合い、より住みやすいまちとなっていくよう、行政をはじめ、住民の皆様や関係団体、事業者の方々とともに各種施策や取組みを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました笠松町地域福祉計画推進委員会・地域福祉活動計画推進委員会の委員の皆様、計画の策定にあたってアンケート調査や地域ふくし懇談会にご協力いただきました皆さまに心より厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

笠松町長 古田 聖人



## 「共に生き 支え合い 認め合う」 つながりの再構築を目指して

近年の地域社会は、急速な少子高齢化、人口減少、家族形態の多様化といった社会構造の変化や経済的格差の拡大により、社会的な孤立や孤独など、公的な福祉制度・サービスだけでは解決できない問題が増加しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活の変化は、人と人とのつながり、地域や福祉に対する関心が希薄化していく時代背景を一層加速させたのではないのでしょうか。

こうした地域福祉を取り巻く環境の変化の中で、社会福祉法の改正により、あらゆる生活課題を受け止め、解決していく、包括的支援体制の構築や「支え」「支えられる」関係を越えて、誰もがつながり合い、輝けるような「地域共生社会」の実現が求められています。

このような状況を受けて、基本理念「共に生き 支え合い 認め合う 『みんなでつくる 自分らしく輝ける福祉のまち』」を踏襲しつつ、さらには次世代を担う子どもたちの「子どもの権利」や高齢者・障がい者などの権利を守る「権利擁護」に関する項目を強化し、第4期笠松町地域福祉計画・第3期笠松町地域福祉活動計画を笠松町と一体となって策定しました。

また、この活動計画の主旨にそった「笠松町社会福祉協議会実施計画」を別に策定し、住民の皆さまや関係機関、施設、団体の皆さまと共に、具体的な事業を実践してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました笠松町地域福祉計画推進委員会、地域福祉活動計画推進委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査や地域ふくし懇談会にご協力いただきました住民の皆さまに深く感謝を申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対して、より一層のご理解、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

笠松町社会福祉協議会長 森 社

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

|   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 1 | 地域福祉について           | 1 |
| 2 | 地域共生社会について         | 1 |
| 3 | 計画策定の背景・趣旨         | 2 |
| 4 | 計画の位置づけ            | 3 |
|   | (1) 計画の法的根拠        | 3 |
|   | (2) 笠松町における計画の位置づけ | 4 |
| 5 | 計画の期間              | 5 |

## 第2章 笠松町を取り巻く現状と課題

|   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | 笠松町の人口推移などの現状 | 6  |
|   | (1) 人口の状況     | 6  |
|   | (2) 世帯の状況     | 7  |
|   | (3) 少子高齢化の状況  | 8  |
|   | (4) 支援対象者の状況  | 9  |
| 2 | 笠松町における地域課題   | 12 |

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

|   |            |    |
|---|------------|----|
| 1 | 計画の基本理念    | 13 |
| 2 | 計画の基本目標と体系 | 14 |

## 第4章 施策の展開

|       |                   |    |
|-------|-------------------|----|
| 基本目標1 | 地域福祉を支える人づくり      | 17 |
| 基本目標2 | 見守りと支え合いのできる地域づくり | 21 |
| 基本目標3 | 自分らしく輝けるしくみづくり    | 27 |

## 第5章 計画の推進について

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 計画の進行管理について | 35 |
| 2 | 行政の推進体制について | 35 |

## 資料編

|   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | アンケート結果……………                            | 37 |
| 2 | 笠松町地域福祉計画・<br>笠松町地域福祉活動計画推進委員会設置要綱…………… | 79 |
| 3 | 笠松町地域福祉計画・<br>笠松町地域福祉活動計画推進委員名簿……………    | 81 |
| 4 | 策定経緯……………                               | 82 |

※この計画書では、本文中次のように表記しています

- ・「障害」についての表記は法令名称や固有名詞等を除き、趣旨及び内容に変更を及ぼさない範囲内において「障がい」の表記を使用しています。
- ・「民生委員・児童委員」について「民生委員」の表記を使用しています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 地域福祉について

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、それぞれの地域において、人と人、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

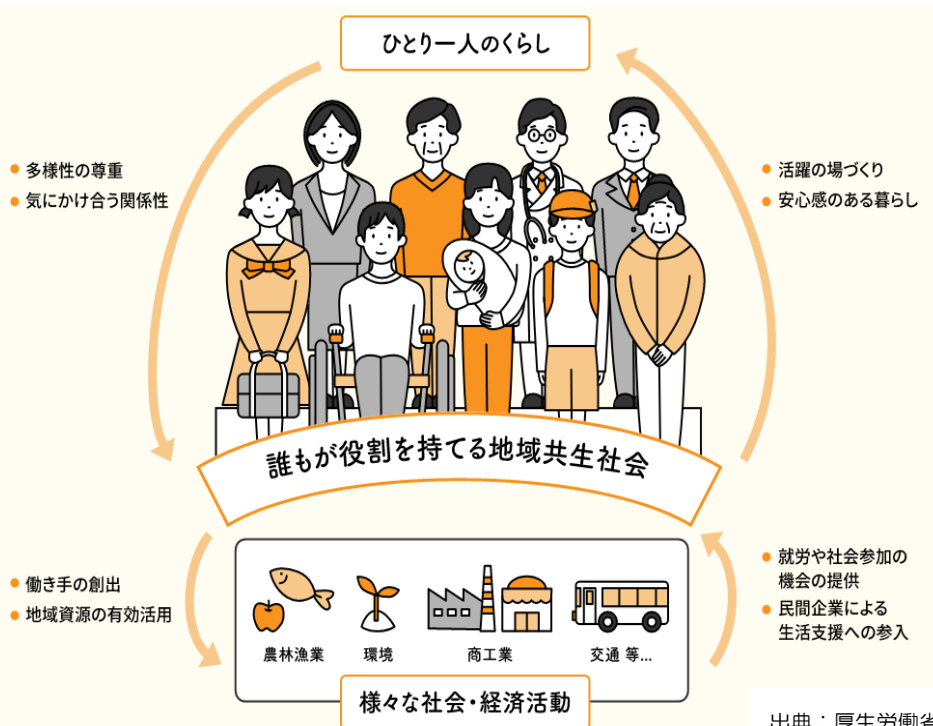
平成12年(2000年)6月に社会福祉事業法から改称した「社会福祉法」は、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。

少子高齢化や家族形態の変化に加え、価値観の多様化などにより家族や地域のつながりの希薄化が進むなか、様々な地域課題を抱えながらも、子どもから高齢者、障がい者など、すべての人が社会の一員として互いに尊重され、社会から孤立せず、共に助け合い、共に支え合うことで住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができる地域共生社会をめざします。

## 2 地域共生社会について

地域共生社会とは、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民がその人に応じた役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会のことです。

### ◆地域共生社会のイメージ



### 3 計画策定の背景・趣旨

近年、少子高齢化や人口減少、価値観や生活スタイルの多様化などにより地域社会は大きく変化しています。

また、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により生活は大きく制限され、人・地域とのつながりの希薄化が進むとともに、生活困窮状態になる人が増加しました。

さらに、ひきこもりやセルフネグレクトなどによる社会からの孤立や虐待、高齢の親が子どもの生活を支える8050問題、介護と育児のダブルケア、家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満のヤングケアラー等、様々な分野の課題が同時にいくつも絡み合って複合化・複雑化して生じていることが少なくありません。

このような状況を受け、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年(2016年)6月閣議決定）において、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針を示しました。平成30年(2018年)4月の法改正で、地域福祉計画で地域福祉推進の理念を規定するとともに、都道府県及び市町村はこの理念を実現するための包括的な支援体制づくりに努めることが示され、その後、令和3年(2021年)4月の法改正では「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」などの充実が求められました。

「地域共生社会」の実現を確実なものとするため、住民が身近な圏域で、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び育児、介護、障がい、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の「複合・複雑化した課題」や既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」を、包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりに取り組むことが重要です。

第4期笠松町地域福祉計画及び第3期笠松町地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）では、以上のことを踏まえながら町と町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が一体となって、地域社会を取り巻く変化や、それに伴う新たな課題に対応し、さらなる地域福祉の充実を図るため計画を策定します。



## 4 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

#### <地域福祉計画>

社会福祉法第107条に規定された町が策定する法定計画であり、地域福祉の推進に関わる事項について一体的にその理念や仕組みを示す計画です。

#### <地域福祉活動計画>

社会福祉法第109条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である社会福祉協議会が策定する計画で、町民、ボランティア団体、福祉事業者などが相互に協力して地域福祉を推進していくための活動目標を示す計画です。

#### 社会福祉法

##### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

##### 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

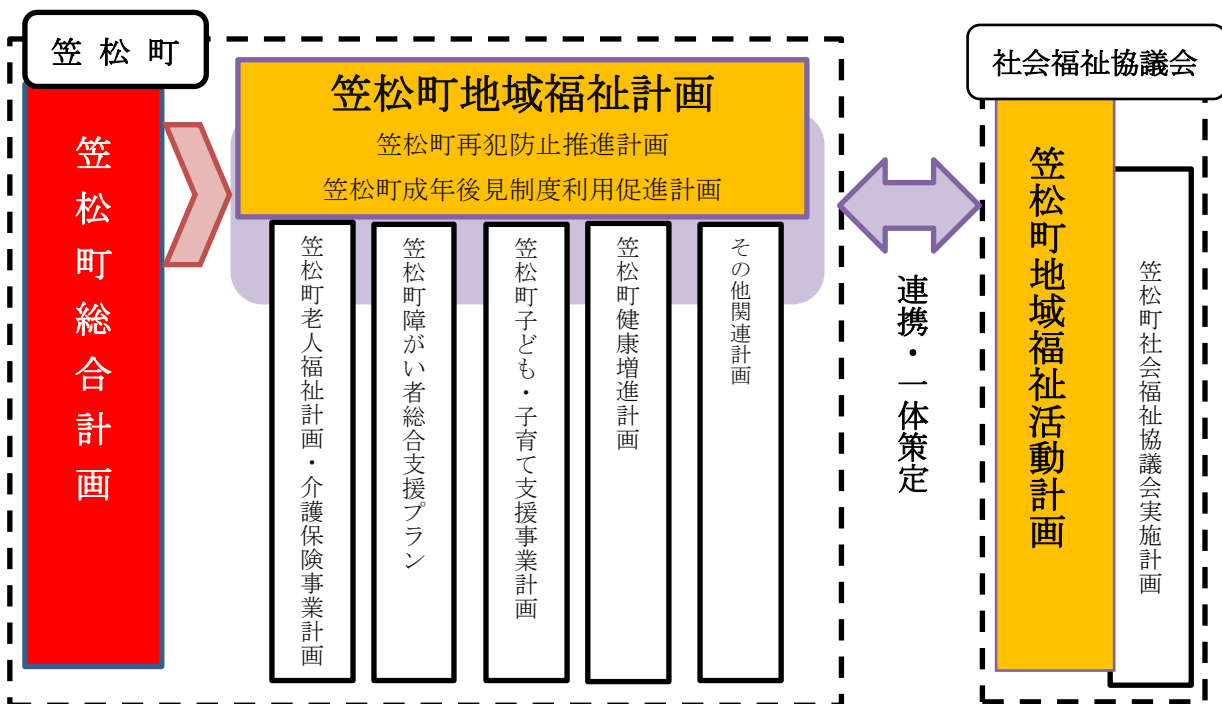
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 笠松町における計画の位置づけ

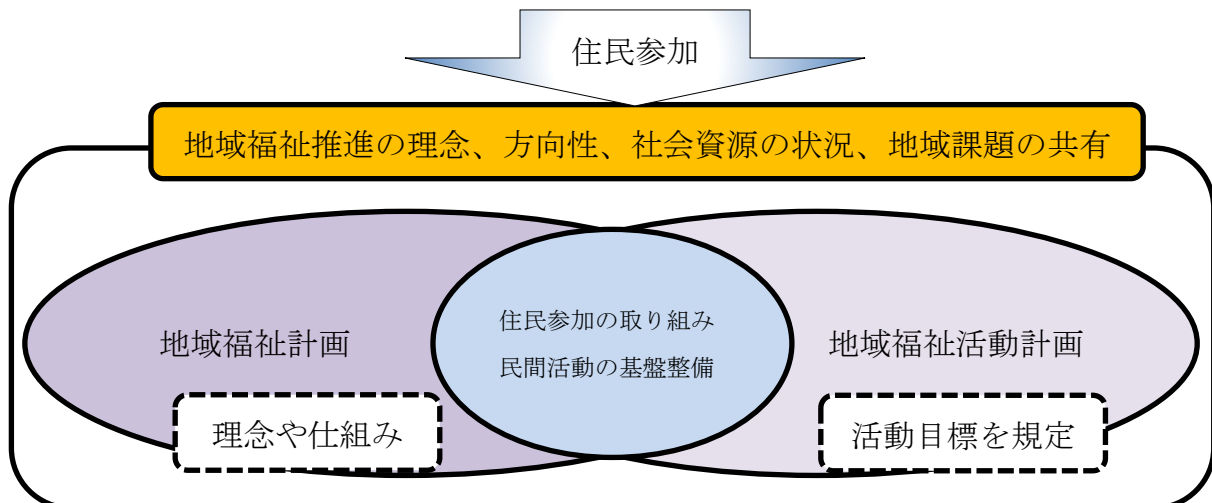
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、相互に連携を図り推進することが重要であるため、両計画を一体的に策定します。笠松町地域福祉計画は、「総合計画」を最上位計画としながら、「老人福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者総合支援プラン」「子ども・子育て支援事業計画」などとの整合性を図り、福祉分野の上位計画とします。町社協の地域福祉活動計画は、策定する実施計画とともに活動目標として実行していきます。

また、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき策定する「再犯防止推進計画」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」を包含する計画とします。

◆計画の位置づけのイメージ



◆「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との関係



## 5 計画の期間

本計画の期間は、「総合計画」との整合性を図るため、令和6年度(2024年度)から令和12年度(2030年度)までの7年間とし、必要に応じて見直しを行います。

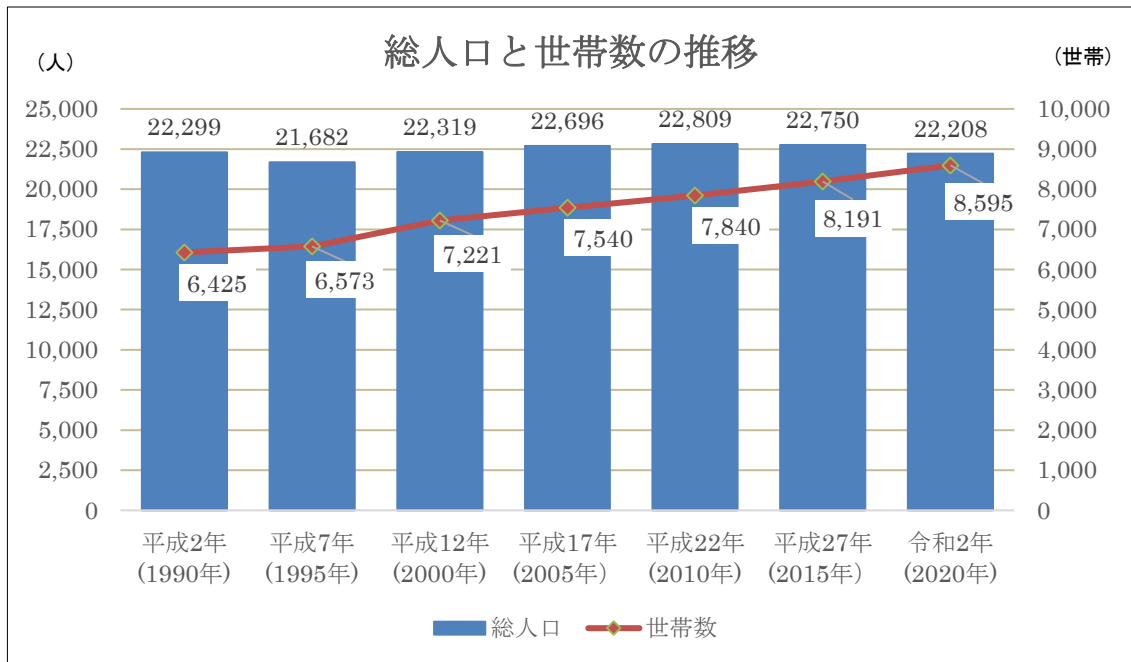
|       |                    | R3                  | R4   | R5                    | R6   | R7   | R8   | R9   | R10  | R11  | R12  |  |
|-------|--------------------|---------------------|------|-----------------------|------|------|------|------|------|------|------|--|
|       |                    | 2021                | 2022 | 2023                  | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |  |
| 町     | 総合計画               | 第6次                 |      |                       |      |      |      |      |      |      |      |  |
| 町・町社協 | 地域福祉計画             | 第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動 |      | 第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画 |      |      |      |      |      |      |      |  |
|       | 地域福祉活動計画           | 第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動 |      | 第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画 |      |      |      |      |      |      |      |  |
| 町     | 老人福祉計画<br>介護保険事業計画 | 第8期                 |      | 第9期                   |      |      | 第10期 |      |      | 第11期 |      |  |
|       | 障がい者総合支援プラン        | 障がい者計画              | 第3次  |                       |      |      | 第4次  |      |      |      |      |  |
|       |                    | 障がい福祉計画             | 第6期  |                       | 第7期  |      |      | 第8期  |      |      | 第9期  |  |
|       |                    | 障がい児福祉計画            | 第2期  |                       | 第3期  |      |      | 第4期  |      |      | 第5期  |  |
|       | 子ども・子育て支援事業計画      | 第2期                 |      |                       |      | 第3期  |      |      |      |      |      |  |
|       | 健康増進計画             | 第1期                 |      |                       | 第2期  |      |      |      |      |      |      |  |
|       | 自殺対策行動計画           | 第1期                 |      |                       | 第2期  |      |      |      |      |      |      |  |
| 町社協   | 社会福祉協議会<br>実施計画    | 第2期                 |      |                       | 第3期  |      |      |      |      |      |      |  |

## 第2章 笠松町を取り巻く現状と課題

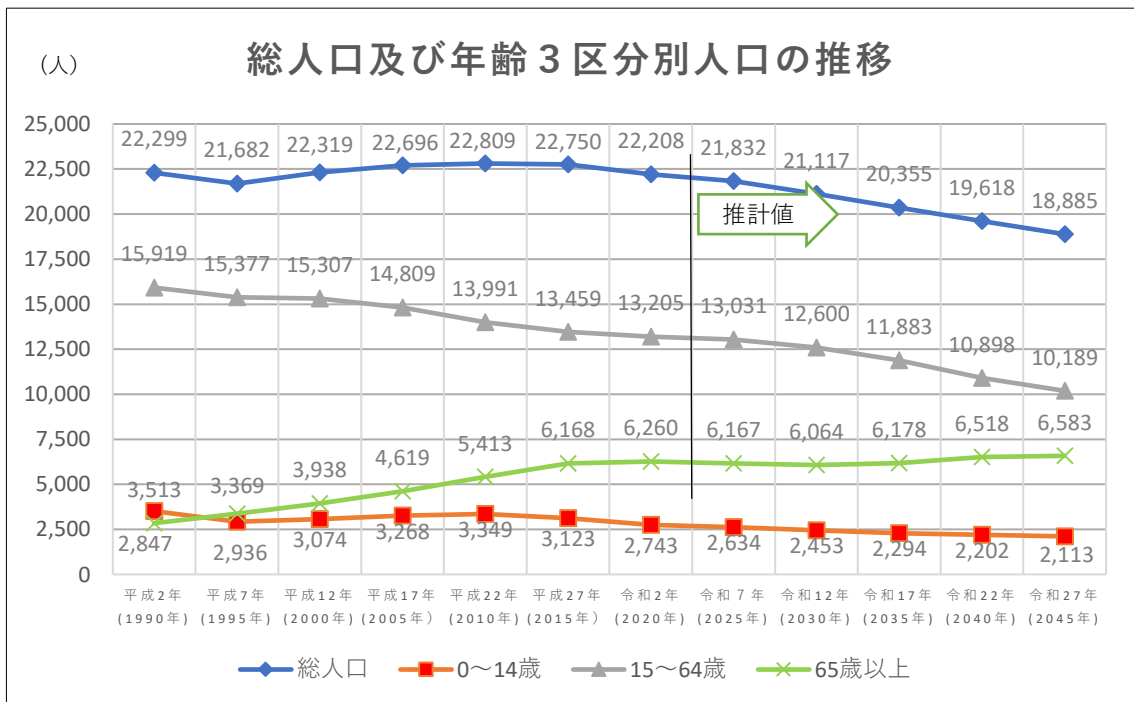
### 1 笠松町の人口推移などの現状

#### (1) 人口の状況

本町の総人口は、平成22年(2010年)をピークにゆるやかに減少しています。世帯数は増加しており、一世帯あたりの人員数は減少しています。



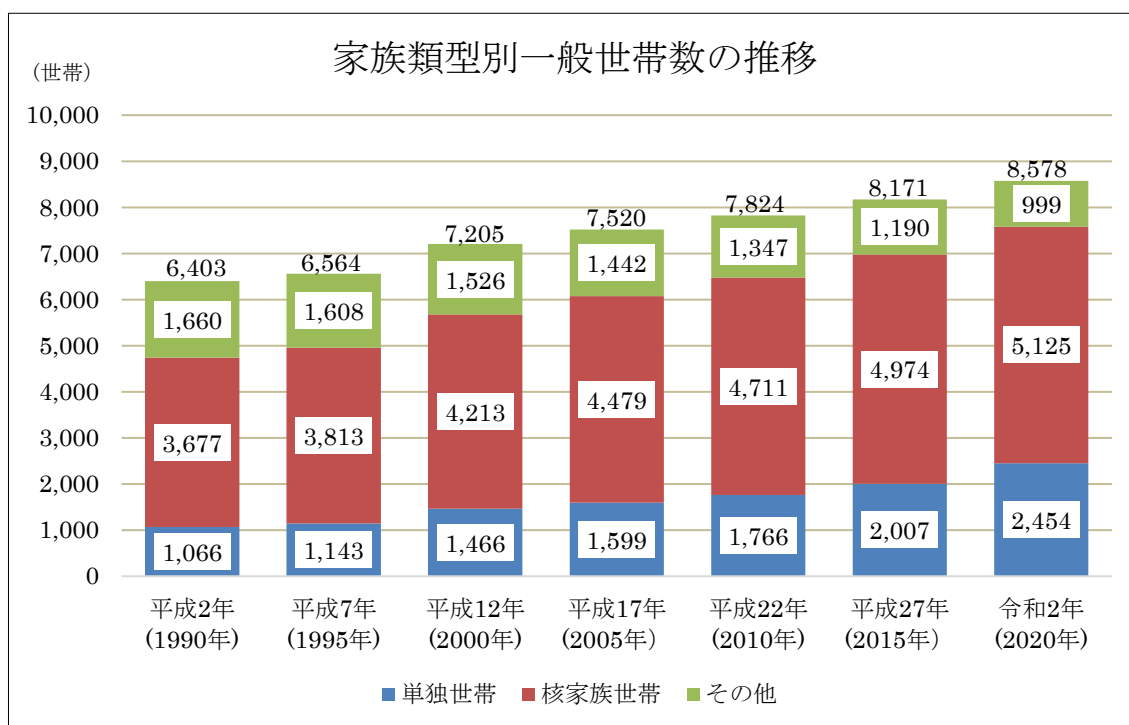
出典：総務省「国勢調査」



出典：総務省「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）

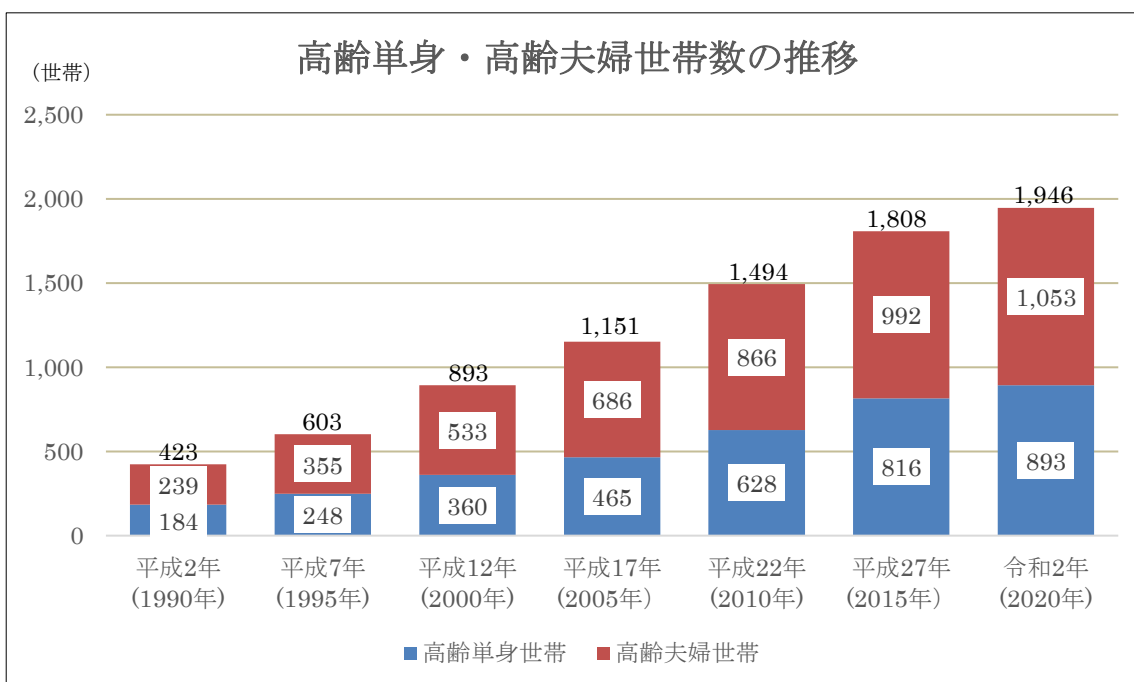
## (2) 世帯の状況

核家族世帯、単独世帯の増加が続いています。平成2年(1990年)以降の30年間で、高齢夫婦世帯は4.4倍、高齢単身世帯は4.9倍に増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

注：一般世帯は、病院、社会福祉施設などで生活する人を除いたもの。



出典：総務省「国勢調査」

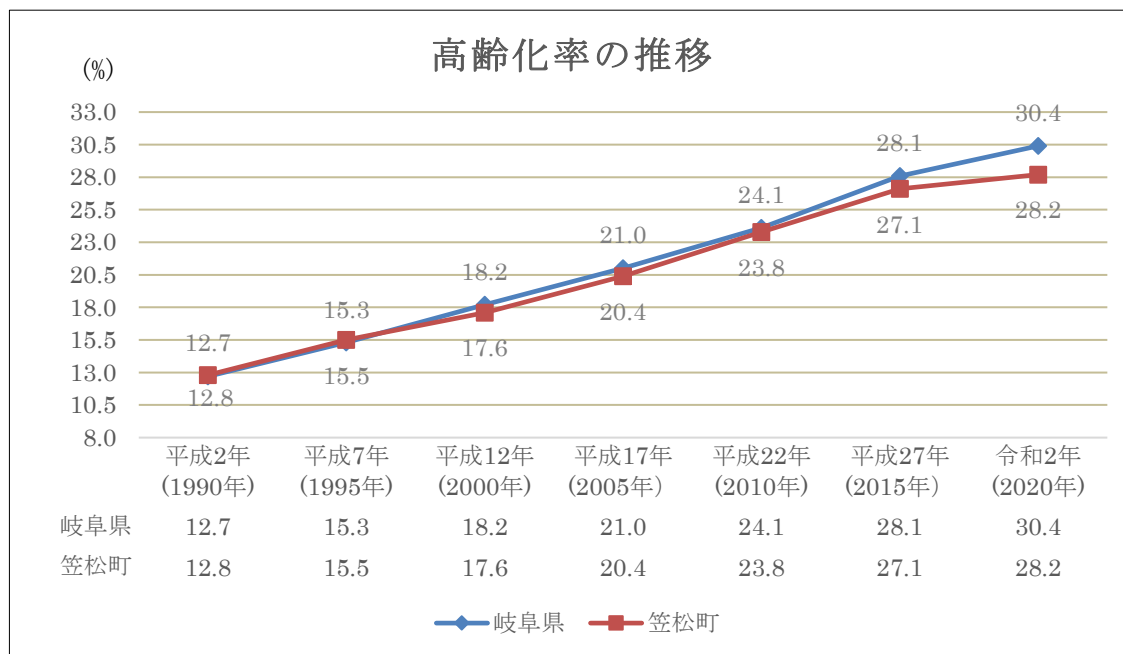
注：高齢夫婦世帯は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯

高齢単身世帯は65歳以上の人一人のみの一般世帯

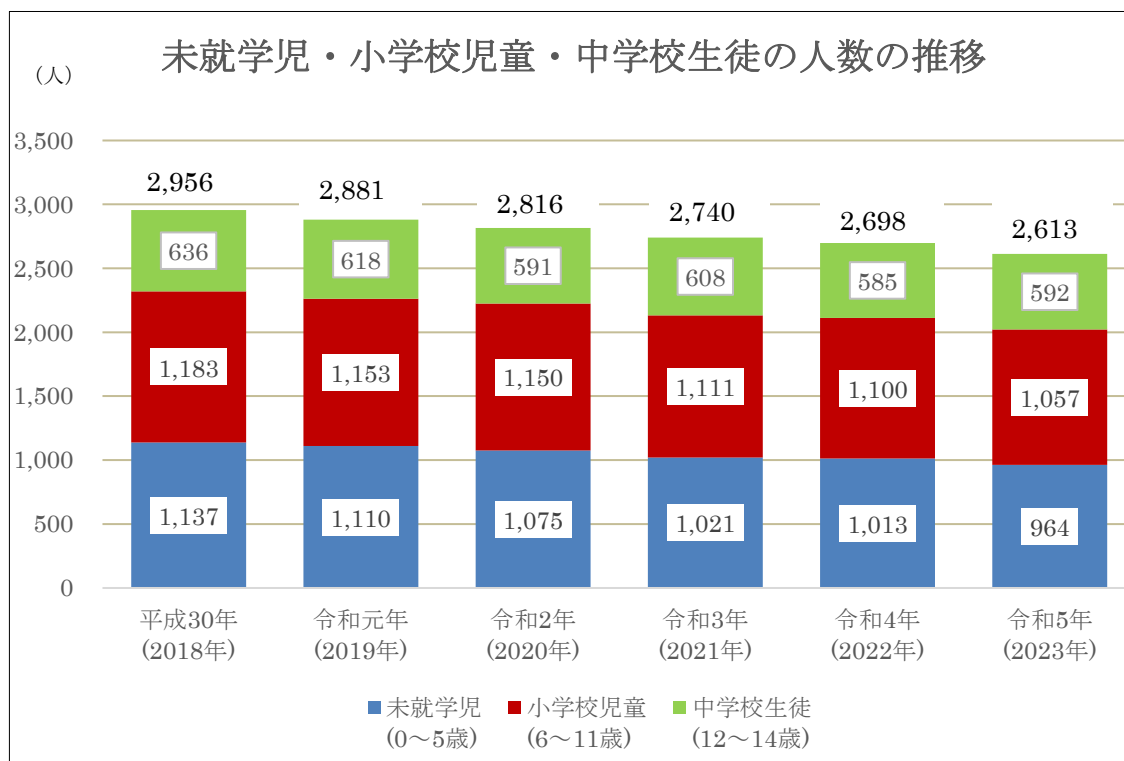
### (3) 少子高齢化の状況

高齢化率では、県とほぼ同じ推移を示していますが、平成2年(1990年)以降の30年間で、2.2倍に増加しています。

未就学児、小学校児童、中学校生徒のいずれの人数も減少傾向にあります。



出典：総務省「国勢調査」

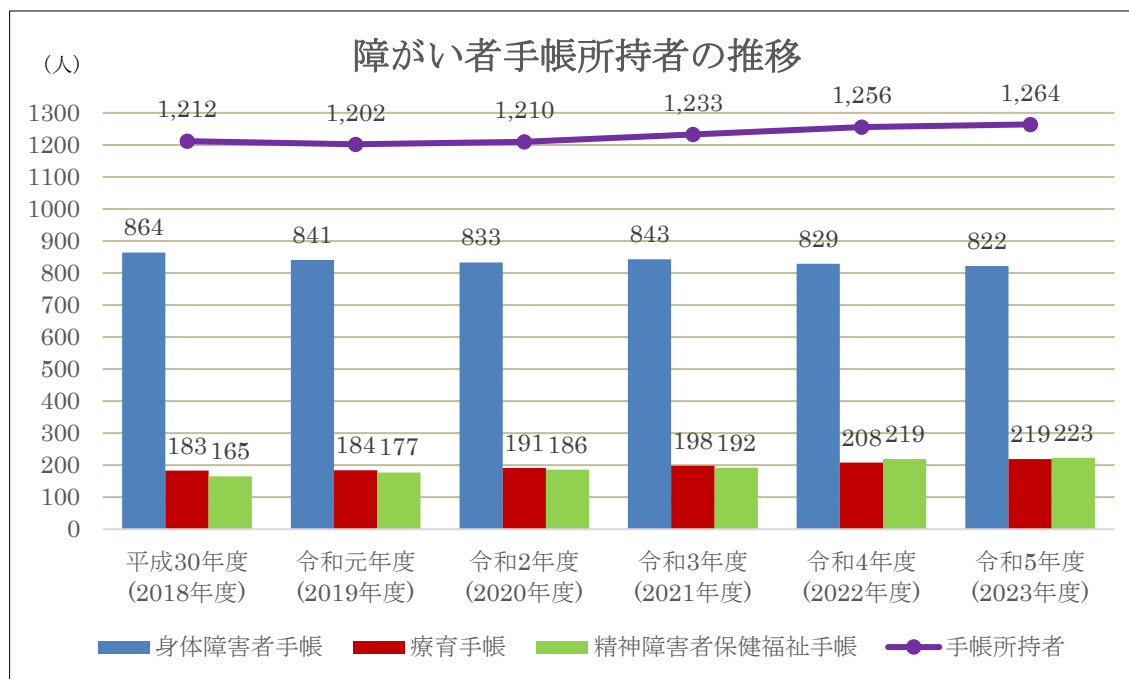


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### (4) 支援対象者の状況

##### ①障がい者の状況

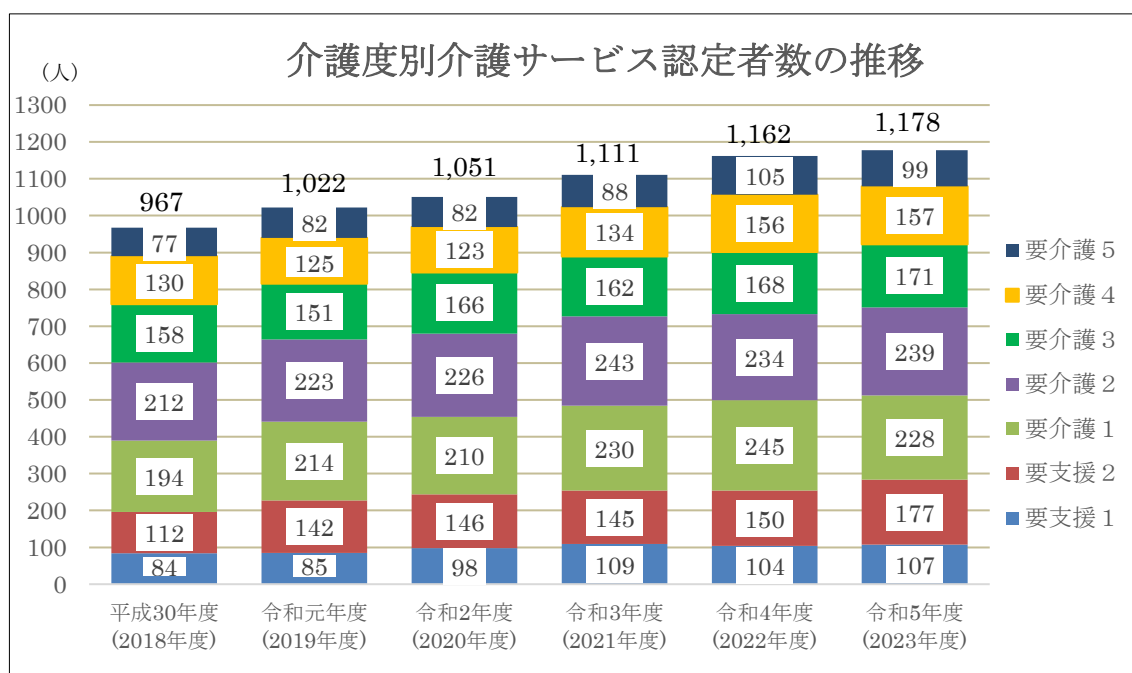
身体障害者手帳所持者数では平成30年度(2018年度)以降ほぼ横ばいですが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。



出典：岐阜県（各年度4月1日現在）

##### ②要支援・要介護者数の状況

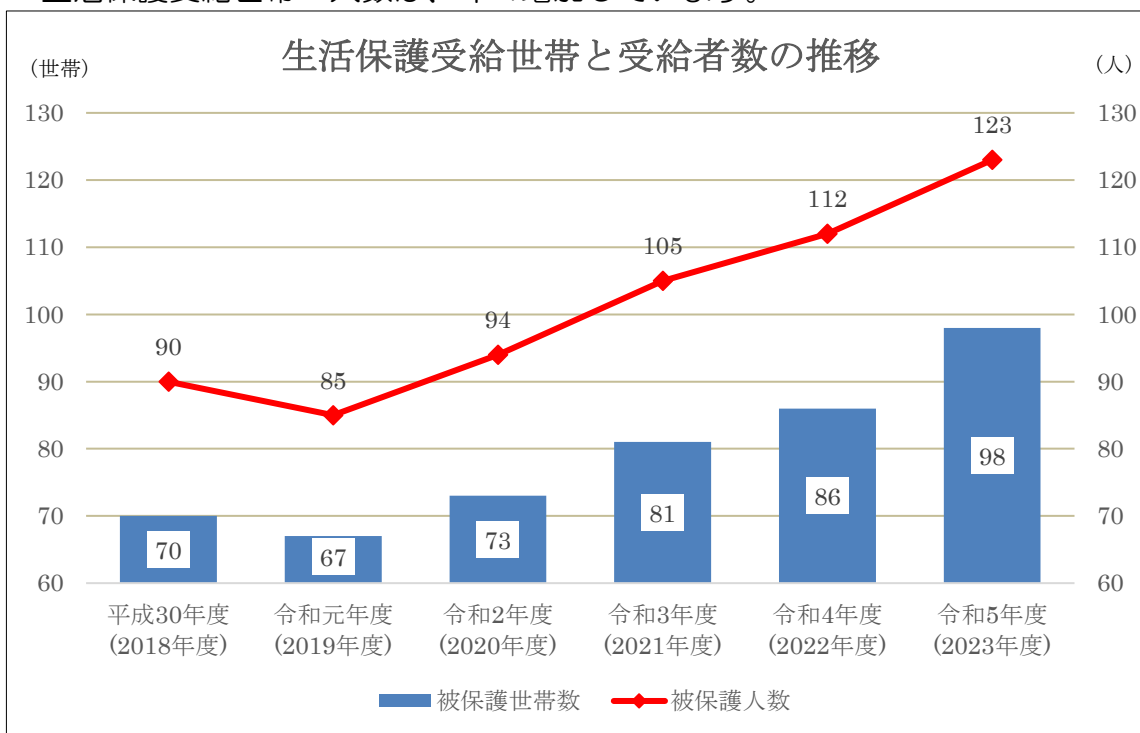
高齢者夫婦や高齢単身世帯が大きく増加する中、年々増加傾向にあります。



出典：町健康介護課（各年度10月1日現在）

### ③生活保護の状況

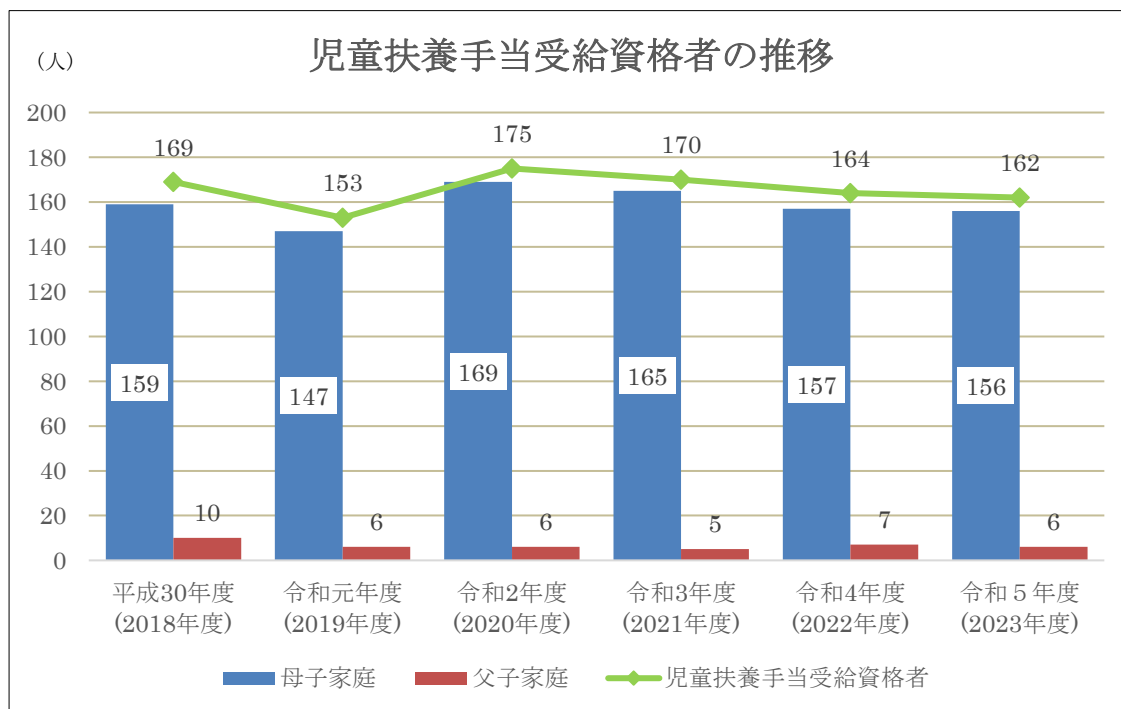
生活保護受給世帯・人数は、年々増加しています。



出典：岐阜県（各年度5月1日現在）

### ④ひとり親世帯の状況

子どもが減少していることもあり、児童扶養手当受給資格者数に大きな増減はありません。

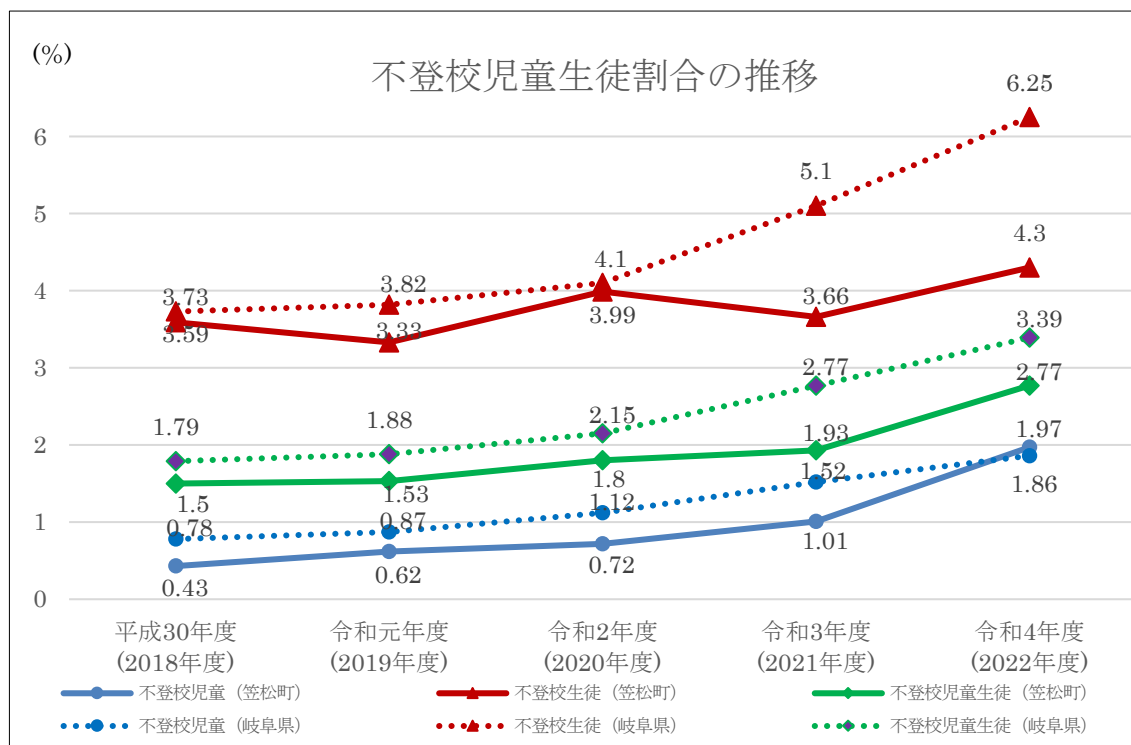


出典：岐阜県（各年度3月31日現在。ただし、令和5年度は10月31日現在）



### ⑤不登校児童生徒の状況

児童（小学生）ではやや増加傾向にあり、生徒（中学生）には大きな増減はありません。

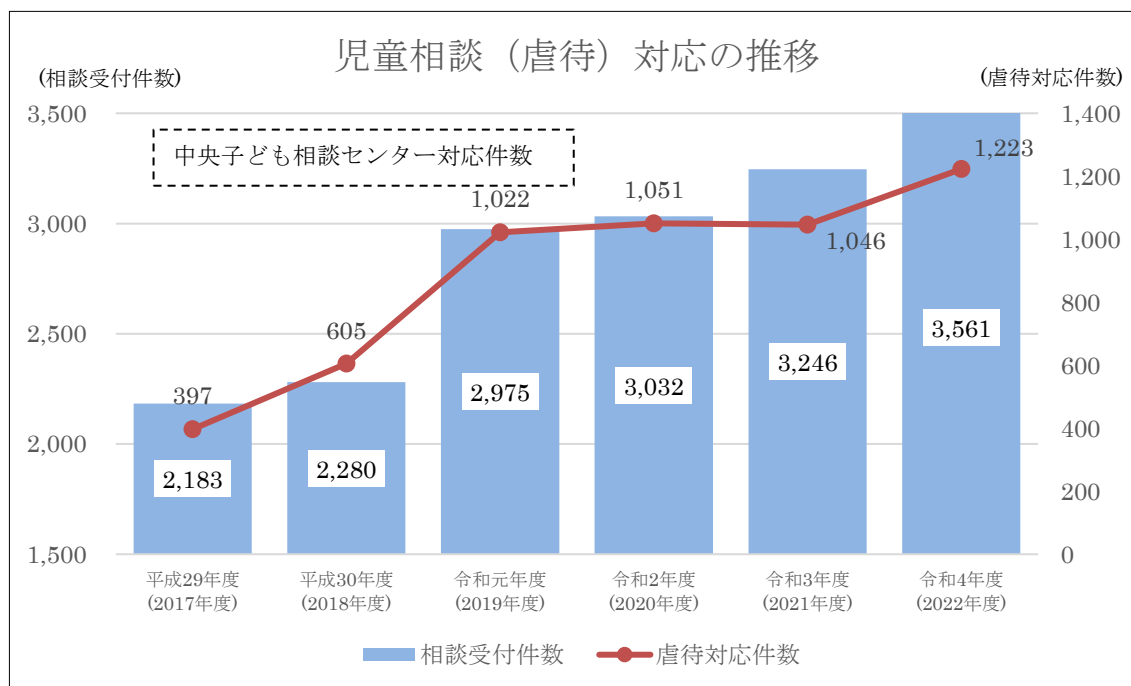


出典：羽島郡二町教育委員会

注：不登校児童生徒は、30日以上欠席者をした児童生徒

### ⑥児童相談・虐待対応の状況

児童相談及び虐待対応は、面前DVの認知などにより児童福祉施設入所や面接指導等の虐待対応件数は増加しています。



出典：岐阜県中央子ども相談センター

## 2. 笠松町における地域課題

### ○地域住民の関係の希薄化

近年、地域のつながりの希薄化が懸念されており、住民アンケート調査でも、日頃の生活の中での近所づきあいについては、「外で会うとあいさつを交わす程度でほとんどつきあいはない（65.6%）」、「まったくつきあいはない（8.40%）」という状況です。

また、地域のつながりをつくるために重要な地域活動やサロンなどの場が、コロナ禍により、大幅に制限され、活動が縮小してしまったことにより、交流の場が少なくなりました。社会から孤立する方や世帯の増加が懸念されることから、新たな機会（場）をつくっていく必要があります。

### ○地域福祉（地域共生社会）への関心の低さ

地域福祉への関心度については、「今のところ特に福祉とのかかわりがないから（54.4%）」、「自分の生活を考えるだけで精一杯だから（38.5%）」という理由で関心がない住民が多く、特に若い世代において地域福祉への関心の低さがうかがえます。

福祉についての情報については、「少し入ってくる（46.8%）」と高く、次いで「入ってこない（32.8%）」となっており、特に30歳代以下の世代で入ってこないとなっています。福祉との関わりがないことや福祉について知らないことが、関心がない理由につながっていることがうかがえます。

多様な住民ニーズに対応する施策と的確な情報伝達が必要となります。

### ○生活課題の複合化・複雑化

福祉に関する課題では、「困りごとなどについての相談（20.8%）」、誰もが安心して暮らせる福祉・道徳のまちを推進していくためにどのような取り組みが必要と思うかでは、「いつでも気軽に、何でも相談できる相談体制の充実（29.9%）」と住民の皆さんが困ったときの相談先を必要とされています。

困っている方たちの多くは、複合化・複雑化した問題を抱えていると考えられます。福祉の各分野を超えて対応にあたる難しさが課題としてあります。

従来の連携だけではなく、住民の誰もが安心して気軽に相談できるような新たな連携体制を整備していく必要があります。

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

前計画では、地域福祉を自分のこととして考え、自分にできることを、個々にふさわしい方法で福祉のまちづくりに関われるよう「共に生き 支え合い 認め合う『みんなで作る 自分らしく輝ける福祉のまち』」を基本理念として、町、町社協、関係機関・団体、住民との連携を図り、地域共生社会の実現をめざし取り組みを進めてきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活は大きく変わりました。これまで以上に地域において人と人が共に支え合い、つながりを持てるよう、新たな様式や創意工夫による地域福祉を再構築していかなければなりません。

第4期笠松町地域福祉計画・第3期笠松町地域福祉活動計画では、前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、誰もが身近な地域と緩やかにつながり、困ったときには支え合い、より住みやすいまちとなっていくよう、SDGsの考え方も踏まえながら、「持続可能な地域共生社会」の実現に向けて計画を推進します。

#### 基本理念

共に生き 支え合い 認め合う

「みんなで作る 自分らしく輝ける福祉のまち」

SDGsは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、平成27年(2015年)9月に国連で開かれたサミットの中で採択された、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標です。笠松町では、各施策の中で、SDGsに結び付く取り組みを行います。



## 2 計画の基本目標と体系

基本理念を実現するため、『人づくり』『地域づくり』『しくみづくり』を柱とした3つの基本目標と18の基本施策を定めて計画を推進します。

### 基本目標1 地域福祉を支える人づくり

町民一人ひとりが、生きがいを持ち安心して暮らすことができるよう、住民と地域、行政が一体となって、福祉のこころ（笠松人のこころ）を育むとともに、地域に暮らす住民が、乳幼児から高齢者まで年齢を問わず、地域の一員であることを自覚し、お互いを認め合い、自分のできることを地域の中で活かすことができるまちづくりを目指します。

また、住民や各種活動団体が地域の中で活躍できる場の情報提供やコーディネートなどを積極的に行っていきます。

住民が主体となった行政との協働による地域福祉の取組を促進します。

### 基本目標2 見守りと支え合いのできる地域づくり

地域福祉を進めていくには、地域における人と人とのつながり、人と地域とのつながりが重要です。住み慣れた地域で、日頃から支え合えるよう、様々な人、世代との交流を促し、見守りやふれあいを通して顔の見える関係づくりを目指します。

そして、地域を知ることで見えてくる地域の課題を「我が事」と捉える視点を持ち、その課題を住民が共有し、知恵と力を出し合って解決していくことができる新しいまちづくりを推進します。

地域の中で行われている活動への参加のきっかけづくりや交流のできる場所など地域の資源を活用したまちづくりを目指します。

### 基本目標3 自分らしく輝けるしくみづくり

地域の中で行われている様々な活動や多岐にわたる福祉サービスについて、行政は、地域住民が求めている情報を手に入れやすくする方法や情報弱者に対する提供の方法など、情報の提供体制の充実を図ります。

また、町民一人ひとりが、それぞれの立場や状況に応じて適切な支援を利用し、自分らしく生活が送れるよう、様々な関係機関が連携しその課題の解決を図る体制を整備していきます。

## 計画の体系図

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| 基本理念              | 共に生き 支え合い 認め合う<br>「みんなでつくる 自分らしく輝ける福祉のまち」 |   |
| 基本目標 1            | 基本施策 1<br>福祉のこころの醸成                       | ① 「道徳のまち笠松」の推進<br>② 人権教育の推進<br>③ 交流活動の機会の提供<br>④ ノーマライゼーションの理念の普及 |
| 地域福祉を支える人づくり      | 基本施策 2<br>学習機会の提供                         | ① 福祉教(共)育の充実<br>② 地域福祉の学びの場の充実<br>③ 福祉体験の実施                       |
|                   | 基本施策 3<br>人材の発掘・育成                        | ① ボランティア活動の周知・募集<br>② ボランティアの人材育成の推進<br>③ 高齢者の地域活動への参加            |
|                   | 基本施策 4<br>各種福祉団体等との連携・活動支援                | ① 福祉団体等の活動支援<br>② ボランティアセンターの強化                                   |
|                   | 基本目標 2                                    | 基本施策 1<br>地域活動の推進・地域交流の促進   |
| 見守りと支え合いのできる地域づくり | 基本施策 2<br>子育て支援活動の充実                      | ① 相談支援の充実<br>② 産前からのサポート体制の充実<br>③ 子育て支援サービスの充実                   |
|                   | 基本施策 3<br>防犯活動・見守り体制の充実                   | ① 見守りネットワーク事業の推進<br>② 高齢者等の見守り活動の推進<br>③ 子どもの見守り活動の促進             |
|                   | 基本施策 4<br>災害時・緊急時の支援体制の充実                 | ① 自主防災会の育成・支援<br>② 災害時要支援者台帳の整備<br>③ 防災体制の整備<br>④ 災害時の確実な情報伝達の確保  |
|                   | 基本施策 5<br>既存地域資源の活用促進                     | ① 公共施設の活用<br>② 空き家の活用<br>③ 社会福祉法人・NPO 法人との連携                      |
|                   | 基本施策 6<br>再犯防止のための取り組み推進<br>【再犯防止推進計画】    | ① 地域の理解促進<br>② 福祉サービスの利用促進<br>③ 関係機関との連携強化                        |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 基本目標3        | 基本施策1<br>情報の提供・周知                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報内容の充実</li> <li>② 情報提供体制の充実</li> <li>③ 情報の共有</li> </ul>  |
| 自分らしく輝く社会の実現 | 基本施策2<br>権利擁護の推進と虐待防止<br>【成年後見制度利用促進計画】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 成年後見制度の活用促進</li> <li>② 権利擁護に関する知識の普及と啓発</li> <li>③ 虐待防止ネットワークの強化</li> <li>④ 生活困窮者自立支援制度の活用</li> </ul>                                       |
|              | 基本施策3<br>次世代を担う子どもたちの健全育成               | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの権利の理解・周知</li> <li>② まちづくりへの参画</li> <li>③ 子ども・若者の居場所づくり</li> </ul>   |
|              | 基本施策4<br>生活支援体制の充実                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 移動支援サービスの充実</li> <li>② 買い物支援の構築</li> <li>③ 居住支援体制の整備</li> <li>④ ユニバーサルデザインの推進</li> </ul>  |
|              | 基本施策5<br>包括的相談支援体制の強化                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 民生委員活動の支援</li> <li>② 相談窓口の周知</li> <li>③ 相談員・支援員等の資質の向上</li> <li>④ 相談員間の連携体制の構築</li> <li>⑤ 高齢者支援体制の整備</li> <li>⑥ 障がい者・障がい児支援体制の整備</li> </ul> |
|              | 基本施策6<br>就労支援体制の充実・能力の活用                | <ul style="list-style-type: none"> <li>① シルバー人材センターへの加入促進</li> <li>② 障がい者の雇用・就労促進</li> <li>③ 企業との連携</li> <li>④ 外国人労働者への支援</li> <li>⑤ 社会復帰への支援【再犯防止推進計画】</li> </ul>                   |
|              | 基本施策7<br>健康増進のための取り組み推進                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域で行う健康づくりの推進</li> <li>② 介護予防事業の充実</li> <li>③ 健康診査・各種検診の充実</li> <li>④ 地域医療連携体制の確立</li> <li>⑤ こころの健康の推進</li> </ul>                           |
|              | 基本施策8<br>全庁的な取り組み体制の強化                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 横断会議等の実施</li> </ul>   |

## 第4章 施策の展開

### ◇基本目標1◇ 地域福祉を支える人づくり

#### ○現状と課題

近年、地域との関わりが希薄化し、地域福祉の活動を行っている人が固定化・高齢化し、次の若い世代に受け継がれないとともに、新たな人材が発掘されにくくなっています。アンケート結果からも、地域での助け合いや付き合いを大切にしたいが、あいさつを交わす程度の付き合いしかない、特に若い世代が時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域との関わるほうがよいなど積極的な人が少なくなっています。地域で互いに支え合うには、住民一人ひとりの意識の醸成が重要となってきます。

#### 基本施策1 福祉のこころの醸成

地域福祉を推進していくためには、お互いを思いやり、助け合い、共に生きていくという意識が地域住民の中に根付くことが必要となります。本町では、平成19年(2007年)に制定した「笠松町道德のまちづくり条例」に基づき、「道徳性やマナー・ルールを大切にする心を養い、町の基盤となる人の力を高める」ためのまちづくりを進めています。

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |                             |
|---|------|-----|-----|---|-----------------------------|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他                         |
| <b>①「道徳のまち笠松」の推進</b><br>町の特色である「道徳のまちづくり」の考え方、活動の普及に努めるとともに、「笠松人のこころ」を常に意識し、地域の中での活動を推進します。                   | ○    |     |     | ○ | ・道徳のまち笠松委員会<br>・道徳のまち笠松推進会議 |
| <b>②人権教育の推進</b><br>いじめや虐待、差別や偏見など、人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、地域の中で考え、相談しやすい環境をつくります。<br>「笠松町人権施策推進指針」に基づいて実施します。 | ○    | ○   | ○   | ○ | ・人権擁護委員                     |

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |     |
|---|------|-----|-----|---|-----|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他 |
| <b>③交流活動の機会の提供</b><br>「笠松人のこころ」や人権尊重の意識向上など、福祉のこころを育み、住民相互の理解や交流のための講演会やイベントなど、多様な機会を提供します。                                     | ○    | ○   | ○   | ○ |     |
| <b>④ノーマライゼーションの理念の普及</b><br>ノーマライゼーションの理念※や「障害者差別解消法」にある不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮に基づき、地域の中にある障がいがある人たちと共に生きていくための知識や理解が進むよう学ぶ機会を設けます。 | ○    | ○   | ○   | ○ |     |

※ノーマライゼーションの理念：障がいの有無に関係なく、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと。

◎活動主体のうち事業者については、介護事業者をはじめとした様々な職種がありますが、ここでは実施項目に関連した事業者（支援関係機関及び民間企業も含む）をいいます。（以下、全箇所同様。）

## 基本施策2 学習機会の提供

地域福祉の重要性を認識し、活動への参加を促し、活動に取り組んでいくため、あらゆる機会を地域福祉に関する学習の機会としていきます。

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |   |
|---|------|-----|-----|---|---|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他   |
| <b>①福祉教(共)育※の充実</b><br>学校においては、総合的な学習の時間や道徳の時間において、SDGsを軸にした学習を行い、福祉に対する理解と関心を深めたり、社会の中には様々な人、生き方があることを学ぶなど福祉のこころを育てていきます。<br>また、地域の中において、自分たちの住む地域や暮らしという身近にあるものをテーマとし、自分たちの地域について調べ、知ることを通して、地域の課題に気づき、人と人の関わりについての重要性を確認し、地域で共に学び、共に生きる力へと結び付けていきます。 | ○    | ○   | ○   | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・教育委員会</li> </ul> |



| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |     |
|---|------|-----|-----|---|-----|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他 |
| <b>②地域福祉の学びの場の充実</b><br>地域福祉に関連する学習の場を設けます。<br>また、そこで学んだことを地域での活動に活かせるようにします。                   | ○    |     | ○   | ○ |     |
| <b>③福祉体験の実施</b><br>「福祉のこころ」を育むため、福祉体験や高齢者・障がい者との交流を通して、福祉、ボランティアなどに関する幅広い知識や理解を身につけてもらう機会を設けます。 | ○    | ○   | ○   | ○ |     |

※共育：親、教師、学校等教育権をもつ主体だけでなく、多様な立場や領域の人や組織が連携して教育を担うこと、あるいは教育・養育・指導を行う側と受ける側が共に学び、成長すること。

### 基本施策3 人材の発掘・育成

地域の抱える課題が多様化する中で住民同士の助け合い、支え合いの活動は重要になっていますが、人口減少や高齢化の進行などにより担い手は今後も減少していくことが見込まれます。人材の確保を図るため、参加しやすい環境作りや情報発信に努めます。

また、現在活動している人への相談や支援を行い、活動のリーダーとして、地域福祉の担い手を増やします。

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |     |
|---|------|-----|-----|---|-----|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他 |
| <b>①ボランティア活動の周知・募集</b><br>ボランティア活動は誰でも参加することができる活動で、世代をまたいでふれあえる機会でもあります。その活動を積極的に情報発信することで、自分の興味あることや好きなことなど自分にあった活動に参加できるような環境づくりをしていきます。<br>地域や各種団体を通して、ボランティア活動への参加を広く呼びかけるとともに、企業に対して、地域でのボランティア活動への参加を促進していきます。 | ○    | ○   | ○   | ○ |     |

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |               |
|---|------|-----|-----|---|---------------|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他           |
| <b>②ボランティアの人材育成の推進</b><br>ボランティア講座を広く知ってもらい、参加者を増やします。受講修了者には、活動ができるよう活躍の場を紹介したり、スキルアップのための講座や支援を増やしていきます。<br>学校を卒業してからも継続的に活動できるよう、次世代の地域を担うリーダーとして育成していきます。 | ○    |     | ○   | ○ | ・学校<br>・教育委員会 |
| <b>③高齢者の地域活動への参加</b><br>退職後の高齢者に、企業等で培われた様々な知識や技術などの能力を地域の中で発揮してもらうことは、地域の活性化に有効であり、本人の生きがいにもなります。地域福祉への意識啓発や福祉活動への参加を促進するための情報提供に努め、支援していきます。                | ○    | ○   | ○   | ○ |               |

#### 基本施策4 各種福祉団体等との連携・活動支援

福祉活動をしている団体や事業者（以下「福祉団体等」という。）同士が交流し、活動の幅を広げていくことも必要です。

地域の福祉団体等の活動の支援を行うとともに、横のつながりづくりに努め、また、新しく活動分野を広げていけるよう体制を整えます。

| 事業・活動  | 活動主体 |     |     |   |     |
|--|------|-----|-----|---|-----|
|  | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他 |
| <b>①福祉団体等の活動支援</b><br>地域で行う福祉団体等の活動への支援を行うとともに、情報や課題の共有を図り、団体の育成に努めます。<br>また、福祉団体等を広く周知し、活動の場を支援します。                         | ○    |     | ○   | ○ |     |
| <b>②ボランティアセンターの強化</b><br>必要であるが充足されていない領域のボランティア団体の育成に努めます。また、地域の中で求められる活動の場を見つけること、活躍する機会をコーディネートすることなど、活動のマッチングや支援をしていきます。 | ○    |     | ○   |   |     |

## ◇基本目標2◇ 見守りと支え合いのできる地域づくり

### ○現状と課題

地域で行われている様々な支え合いの活動や、同じ地域の人や地域で起きている課題に対して関心の薄い住民が増えています。今後、人と人との交流、世代間の交流を活性化していくとともに、地域資源を最大限に活かし、共に見守り支え合いながら暮らしていける地域づくりが必要となります。

### 基本施策1 地域活動の推進・地域交流の促進

住民同士交流することができる場や機会の充実を図り、住民同士の関係づくりや支えあう地域づくりを推進します。また、若い世代から高齢者まで、幅広い住民や、さまざまな団体が地域に参画できるような環境づくりを推進します。

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |               |
|---|------|-----|-----|---|---------------|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他           |
| <b>①サロン活動の促進・充実</b><br>サロン活動は、気軽に参加できる住民主体で実施している地域活動です。サロン活動に対する助成や活動内容、備品の貸出に関する相談を行うことでサロンを通じた住民の交流を促進・充実します。        | ○    | ○   | ○   | ○ |               |
| <b>②コミュニティスクールの促進</b><br>学校は、教育活動を通して地域とのつながりを持っています。地域にある学校を地域活動の拠点と位置づけ、地域の特性に応じた教育活動を行うことで、地域との交流を促進します。             | ○    |     |     |   | ・学校<br>・教育委員会 |
| <b>③サポーターの養成と支援</b><br>きめ細やかな福祉サービスの実現のため、必要な知識や方法を伝えるサポーターを養成していきます。住民同士で支え合い、できることを応援していけるような体制をつくれるよう、その活動を支援していきます。 | ○    |     | ○   | ○ |               |

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |                           |
|---|------|-----|-----|---|---------------------------|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他                       |
| <b>④各団体の地域活動支援・交流</b><br>地域の多様な団体の活動を支援し、各団体の連携を推進し、世代間の幅広い交流等につなげていきます。<br>また、個人が抱える福祉課題を多世代で共に考える交流の場を設けます。 | ○    | ○   | ○   | ○ | ・町内会<br>・単位老人クラブ<br>・子ども会 |

## 基本施策2 子育て支援活動の充実

核家族化の進行により、地域とのつながりが希薄化し、子育ての不安や悩みを抱えながら孤立している親が少なくありません。次世代を担う子どもたちの健やかな成長と子育て世代の経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立を目指し、地域ぐるみで子育て支援を充実させていく必要があります。そこで、子育て世帯のニーズを把握し、適切なサービスを提供できるよう地域と行政が協働していき、「笠松町子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施していきます。

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |     |
|---|------|-----|-----|---|-----|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他 |
| <b>①相談支援の充実</b><br>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行える場を設け、子育てについての相談、情報提供、助言などができるようにします。                         | ○    |     |     | ○ |     |
| <b>②産前からのサポート体制の充実</b><br>妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を継続し、関係機関と連携しながら、育児のしやすい環境づくりを整備していきます。 | ○    | ○   | ○   | ○ |     |
| <b>③子育て支援サービスの充実</b><br>子育てがしやすい環境が整うよう各種サービスを実施、充実させ、利用しやすくしていきます。                                 | ○    | ○   |     | ○ |     |

### 基本施策3 防犯活動・見守り体制の充実

高齢者や障がい者を狙った特殊詐欺の被害の増加や交通事故の増加など地域の中には危険が潜んでいます。犯罪などから身を守るため、一人ひとりの意識を高めるとともに、地域での日頃からの防犯活動や見守り活動の体制を充実していきます。

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |             |
|---|------|-----|-----|---|-------------|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他         |
| <p><b>①見守りネットワーク事業の推進</b></p> <p>高齢者と接することの多い民間事業所と連携し、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、支援につなげていきます。</p>  |      | ○   |     | ○ | ・地域包括支援センター |
| <p><b>②高齢者等の見守り活動の推進</b></p> <p>地域の高齢者や障がい者などの中には、支援を必要としているが、なかなか気づかれずに過ごしている人も少なからず存在します。地域住民の相互の見守り、民生委員による地域の見守り活動や安全確保のための環境整備を推進します。</p>  | ○    | ○   | ○   | ○ |             |
| <p><b>③子どもの見守り活動の促進</b></p> <p>地域の高齢者などが登下校の際に通学路で見守りのボランティアを実施しています。地域住民とのふれあい、顔の見える関係づくりのため、今後も活動を支援します。</p> <p>校区内の危険箇所を地域で共有すること、緊急時避難先としての「子ども110番の家」の活用など、学校や家庭と連携して地域の防犯体制、安全確保のための環境整備を促進します。</p> | ○    | ○   |     |   | ・学校<br>・警察  |

## 基本施策4 災害時・緊急時の支援体制の充実

南海トラフ地震が懸念されている中、近年の豪雨災害などの被害状況を見ると、災害時要支援者への支援体制の充実は必要不可欠となります。まずは、「自助」とともに地域での支え合いによる「共助」の考え方にに基づき、日頃から助け合える地域をつくります。「笠松町地域防災計画」に基づき実施していきます。

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |   |
|---|------|-----|-----|---|---|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他   |
| <p><b>①自主防災会の育成・支援</b></p> <p>地域での防災体制の充実を図るため、自主防災会の活動を支援し、防災訓練の実施や防災知識の習得・普及活動を行い、地域防災力の向上に努めます。</p>  | ○    |     |     | ○ |   |
| <p><b>②災害時要支援者台帳の整備</b></p> <p>地域の中で支援を必要とする人を把握する必要があります。定期的な更新等を行うことや、関係者が連携し、情報を共有することで、有事の際に適切な避難誘導などが行えるよう日頃からの声かけに努めます。</p> <p>また、要支援者それぞれに必要な個別避難計画を作成していきます。</p>  | ○    |     |     | ○ |   |
| <p><b>③防災体制の整備</b></p> <p>有事の際、地域の中で活動できる人は、限られると考えられます。次世代の地域を担っていく児童・生徒や企業にも積極的に活動ができるよう知識の普及や防災体制など連携できる体制を整備していきます。</p> <p>また、災害時に一般避難所での生活が困難である災害時要支援者などの受け入れ先として福祉避難所の指定を行い、受け入れ体制の協議・整備を進めます。</p> <p>災害時、迅速に災害ボランティアセンターを設置し効率的に運営するため、災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催や設置運営訓練の実施を通して、地域防災力の向上に努めます。</p> | ○    | ○   | ○   | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・教育委員会</li> </ul> |

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |     |
|---|------|-----|-----|---|-----|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他 |
| <p><b>④災害時の確実な情報伝達の確保</b></p> <p>災害時、避難場所等の情報については、把握されにくい状況になります。有事の際には、防災行政無線による伝達や「あんしんかさまつメール」による提供が、情報を伝達できる手段となるため、防災行政無線の整備や「あんしんかさまつメール」、「公式LINE」の利用者登録等の増加に努めます。</p> <p>また、地域住民における情報伝達が有効でもあります。日常的な関わりにより、災害時等の安否確認や情報交換なども支援していきます。</p> | ○    |     |     | ○ |     |

#### 基本施策5 既存地域資源の活用促進

今ある資源（人・施設など）について、地域福祉の活動の中で有効に活用していきます。

| 事業・活動  | 活動主体 |     |     |   |     |
|--|------|-----|-----|---|-----|
|  | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他 |
| <p><b>①公共施設の活用</b></p> <p>町内には、交流センターなどの公共施設が設置されています。適切な管理を行うとともに、使用に伴う手続きなどを周知することで、地域の町内会、単位老人クラブ、子ども会の活動拠点としての利用を促進していきます。</p> | ○    |     |     | ○ |     |
| <p><b>②空き家の活用</b></p> <p>新しく住宅が建設される地域もある一方、高齢化が進み、空き家が増えている地域もあります。地域づくりの拠点としての有効な活用方法などを調査研究していきます。</p>                          | ○    |     |     | ○ |     |
| <p><b>③社会福祉法人・NPO 法人との連携</b></p> <p>地域の中には、様々なニーズがあるので、行政だけでなく、事業者においても地域福祉の担い手として、地域の中で積極的に活動、もしくは事業の展開をしていただけるよう支援していきます。</p>    | ○    | ○   | ○   | ○ |     |

## 基本施策6 再犯防止のための取り組み推進【再犯防止推進計画】

犯罪や非行をした人のなかには、生活困窮や高齢、障がいなど、さまざまな生きづらさを抱えている人が少なくなく、安定した仕事や住居を確保できないことなどから、社会復帰が困難な状況となり、再び犯罪や非行をしてしまう人もいます。再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。

誰もが安全で安心して生活できるよう、必要な支援を推進していきます。

| 事業・活動  | 活動主体 |     |     |   |  |
|--|------|-----|-----|---|--|
|  | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他  |
| <b>①地域の理解促進</b><br>犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、犯罪や非行の防止、犯罪をした人の更生に対する地域の理解を促進します。                   | ○    |     |     | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県</li> <li>・ 保護司</li> <li>・ 保護観察所</li> </ul>                    |
| <b>②福祉サービスの利用促進</b><br>国や県及び町の福祉的支援制度を活用して、犯罪をした人等の年齢、障がい種別、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就労の定着を図ります。                         |      | ○   | ○   | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県</li> <li>・ 保護司</li> <li>・ 警察</li> <li>・ 基幹相談支援センター</li> </ul> |
| <b>③関係機関との連携強化</b><br>地域共生社会のネットワークの構築に向け、司法関係機関と医療・福祉関係機関や就労支援機関等と緊密な連携を図り、必要な支援へ結びつけることで、安定した生活を実現し、再犯の防止につなげます。 |      | ○   | ○   | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県定着支援センター</li> <li>・ ハローワーク</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul> 等  |



## ◇基本目標3◇ 自分らしく輝けるしくみづくり

### ○現状と課題

住民の多様な福祉ニーズに対応できる体制や相談窓口、制度の周知を求める声が高まるなか、住民が抱える課題は複合化・複雑化しています。生活上必要な支援体制（移動手段や買い物、権利擁護など）を図るとともに、住民一人ひとりが自分にあった社会参加ができるよう、横断的な支援体制の整備をしていくことが必要です。

### 基本施策1 情報の提供・周知

広報やホームページ、SNS などにより、情報の発信を行っていますが、必要な情報を得にくい状況もうかがえます。必要な情報を届けられるよう、各世代に応じた情報の内容や発信の仕方を構築していきます。

| 事業・活動  | 活動主体 |     |     |   |     |
|--|------|-----|-----|---|-----|
|  | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他 |
| <b>①情報内容の充実</b><br>福祉に関する施策や事業の情報、サービス事業者に関する情報などを定期的に更新し情報内容の充実を図ります。   |      | ○   | ○   | ○ |     |
| <b>②情報提供体制の充実</b><br>各種福祉事業や福祉サービスの正確でわかりやすい情報提供に努めます。<br>また、手話などによるコミュニケーションを図れるよう講座を開催していくなど、聴覚障がいや視覚障がいなど障がいのある方やコミュニケーションが難しい方への情報提供の仕方にも配慮していきます。 | ○    | ○   | ○   | ○ |     |
| <b>③情報の共有</b><br>関係機関と連携を行い、相互に情報を交換し、どこからでも情報が得られるよう体制を整備します。   | ○    | ○   | ○   | ○ |     |

## 基本施策 2 権利擁護の推進と虐待防止【成年後見制度利用促進計画】

地域の一員として生活していくためには、その人らしく生活することが重要です。高齢者や障がい者など判断能力が不十分である人の権利が守られ、必要な援助を受けながら安心して生活できるよう、地域における権利擁護支援体制を整備し、成年後見制度の適正な普及啓発・利用促進に努めます。

また、地域の住民や民生委員などの見守りなどの支援だけでは十分に問題が解決できないなどの場合には、地域で安心して生活ができるよう必要な支援を行います。

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |  |
|---|------|-----|-----|---|--|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他  |
| <p><b>①成年後見制度の活用促進</b></p> <p>判断能力が不十分で、財産の管理・運営や福祉サービスの契約を行うことができず、自身の力だけでは暮らしていくことが困難な人に対し、日常生活自立支援事業、成年後見制度の説明や利用のための支援を行います。</p> <p>また、日常生活自立支援事業の活用を促進しつつ、状態が変化した時には、成年後見制度の申立に移行できるように支援します。</p>                      |      |     | ○   | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見支援センター</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>                     |
| <p><b>②権利擁護に関する知識の普及と啓発</b></p> <p>子どもから高齢者、障がい者の尊厳が尊重されるよう権利擁護についての理解を深めます。また、権利擁護に関する学習の機会を設けるなど、支援する側の知識の普及・啓発を行います。</p>   | ○    |     | ○   | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見支援センター</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>                     |
| <p><b>③虐待防止ネットワークの強化</b></p> <p>虐待は特定の年齢層に限らず、子どもから高齢者、障がい者に至るまで被害にあう可能性があります。そうした虐待の未然防止を図りながら、虐待が発生した場合においても早急かつ適切に対処するため、虐待の相談・通報窓口となっている関係機関と密に連携をとり、虐待防止ネットワークを強化していきます。併せて、地域の中において虐待防止の啓発活動を行い、相談・通報窓口を周知していきます。</p> | ○    |     | ○   | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・女性相談支援センター</li> <li>・子ども相談センター</li> </ul> |

| 事業・活動  | 活動主体 |     |     |   |                            |
|--|------|-----|-----|---|----------------------------|
|  | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他                        |
| <b>④生活困窮者自立支援制度の活用</b><br>生活困窮者は、滞納や借金等の経済的な問題に加え、就労、家族等の心身の問題など様々な要因が複合して生活が困窮し、相談先もわからず、支援を受けることができていない場合があります。適切な支援を行うために、相談窓口を周知し、その情報を発信していきます。 |      |     | ○   | ○ | ・ 県岐阜地域福祉事務所<br>・ 自立相談支援機関 |

### 基本施策3 次世代を担う子どもたちの健全育成

令和3年（2021年）に「笠松町子どもの権利条例」を制定し、すべての子どもたちが夢と希望を持って自由に生き生きと育つことのできるまちづくりを進めています。

子どもの権利を守り、健やかに成長する環境をつくっていくことが、人にやさしい、住みよいまちに繋がります。すべての人が子どもの権利を理解し、それぞれの生活・活動の中に子どもの権利の視点が取り入れられるように努めます。

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |      |
|---|------|-----|-----|---|------|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他  |
| <b>①子どもの権利の理解・周知</b><br>子どもたちがいつも笑顔で暮らせるよう、すべての人が子どもの権利を理解し、支援できるよう学ぶ機会を設けます。                       | ○    |     |     | ○ | ・ 学校 |
| <b>②まちづくりへの参画</b><br>子ども・若者が意見をしやすい環境をつくり、参加する機会を設け、様々な施策・事業において子ども・若者の声を尊重し、反映していく仕組みをつくりまます。      | ○    |     |     | ○ |      |
| <b>③子ども・若者の居場所づくり</b><br>すべての子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動できる安全な場所が必要となっています。子ども・若者の居場所づくり、大人との交流の場づくりを進めます。 | ○    | ○   | ○   | ○ |      |

## 基本施策4 生活支援体制の充実

地域の中で生きがいを感じ安心した生活を望んでいても、買い物に行くことができない、移動手段等がないなど、公的なサービスだけでは対応できない日々の課題が生まれてきています。今後の高齢化も見据えると、不安に感じている住民も多くいます。自宅に引きこもることなく、社会参加できるような日常生活の支援を推進していきます。

| 事業・活動  | 活動主体 |     |     |   |             |
|--|------|-----|-----|---|-------------|
|  | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他         |
| <p><b>①移動支援サービスの充実</b></p> <p>高齢者や障がい者の中には、通常の自家用車や公共交通機関による外出が難しく、社会参加の機会が失われている方がいます。</p> <p>また、運転免許証の返納などにより、移動手段を失い、外出に不便を感じている人もいます。外出支援のサービスを適切に実施していくほか、新たな移動支援を調査し、サービスの充実を図ります。</p> | ○    | ○   | ○   | ○ |             |
| <p><b>②買い物支援の構築</b></p> <p>買い物に行ける店舗が近くになく不自由を感じている人や移動手段を持たない人の増加により、日常の買い物に困難を感じる人が増えています。宅配や買い物の代行などの買い物支援を進めるため、事業者や関係団体の把握・協議を行い、支援体制を構築していきます。</p>                                     | ○    | ○   | ○   | ○ | ・シルバー人材センター |
| <p><b>③居住支援体制の整備</b></p> <p>障がいがあることや生活に困窮していることで、入居を断られてしまうなど居住支援を必要とする人に対して、支援します。</p> <p>岐阜県居住支援協議会にある支援団体や近隣市町との連携のもと、体制を整えていきます。</p>  |      | ○   |     | ○ | ・県          |
| <p><b>④ユニバーサルデザインの推進</b></p> <p>障がい者等の安心、安全な地域生活を確保するために、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及等、誰にも住みやすくやさしいまちづくりを推進します。</p>  | ○    | ○   | ○   | ○ |             |

## 基本施策5 包括的相談支援体制の強化

地域住民の生活課題は、様々な問題を複合的に抱えていることが多く、その解決にあたっては、関係機関と連携し、複数のサービスを適切に組み合わせることが少なくありません。地域の身近なところで、総合的な相談ができ、サービスの適切な利用につながるよう支援体制を強化していきます。

| 事業・活動  | 活動主体 |     |     |   |             |
|--|------|-----|-----|---|-------------|
|  | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他         |
| <p><b>①民生委員活動の支援</b></p> <p>地域には、地域住民の身近な相談相手として、民生委員が活動しています。地域を見守り、相談を受け、必要であれば専門機関へつなぐ役割を担っています。</p> <p>地域住民の立場に立って活動する民生委員の確保に努めます。また、研修等を行い、連携、協力して地域づくりを進められるよう支援していきます。</p> | ○    |     | ○   | ○ | ・民生委員       |
| <p><b>②相談窓口の周知</b></p> <p>分野ごとにある相談窓口を広報やホームページ、ガイドブックを使い、広く周知します。</p> <p>また、より専門的な相談は県など、専門機関と連携を強化していきます。</p>  |      | ○   | ○   | ○ |             |
| <p><b>③相談員・支援員等の資質の向上</b></p> <p>地域の住民が互いに助け合って生活することはもちろん重要なことですが、課題を解決するためには、専門職の力が必要となる場合があります。様々な分野で活躍する相談員・支援員等の資質の向上を目指します。</p>  |      | ○   | ○   | ○ |             |
| <p><b>④相談員間の連携体制の構築</b></p> <p>町にある相談支援機関の把握と連携に向け、横断的な会議や連絡会の開催等に取り組んでいきます。</p>   |      | ○   | ○   | ○ | ・地域包括支援センター |
| <p><b>⑤高齢者支援体制の整備</b></p> <p>笠松町地域包括支援センターと連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた人材育成等、高齢者だけでなく、その家族も安心して生活できる体制を整えていきます。</p> <p>「笠松町老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき実施していきます。</p>                              |      | ○   | ○   | ○ | ・地域包括支援センター |

| 事業・活動  | 活動主体 |     |     |   |             |
|--|------|-----|-----|---|-------------|
|  | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他         |
| <b>⑥障がい者・障がい児支援体制の整備</b><br>基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携を強化し、地域生活支援拠点を整備するなど、障がい者、障がい児だけでなく、その家族も安心して生活ができる体制を整えていきます。<br>「笠松町障がい者総合支援プラン」に基づき実施していきます。 |      | ○   | ○   | ○ | ・基幹相談支援センター |

### 基本施策6 就労支援体制の充実・能力の活用

高齢者や障がい者は、日々の暮らしを送るうえでいくつも不安要素を抱えており、それが障壁となって、社会参加への機会が失われていることもあります。不安要素を解消し、誰もが同じように社会参加する機会をつくります。

| 事業・活動  | 活動主体 |     |     |   |             |
|--|------|-----|-----|---|-------------|
|  | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他         |
| <b>①シルバー人材センターへの加入促進</b><br>社会参加の機会として、シルバー人材センターへの加入を促進し、高齢者の生きがいづくりや日常生活の充実とともに、高齢者の能力を積極的に活かした地域社会づくりを推進します。                  |      |     |     | ○ | ・シルバー人材センター |
| <b>②障がい者の雇用・就労促進</b><br>障がい者が「自分らしく」生活するためには、経済的な自立はもちろんのこと、働く喜びややりがいを感じる事が大切です。特別支援学校や就労支援関係事業者等との連携による雇用・就労促進を進めていきます。         |      | ○   | ○   | ○ |             |
| <b>③企業との連携</b><br>高齢者や障がい者、生活に支援が必要な人を含め、社会参加の機会を持てるよう、就労について企業や商工会との連携に努めていきます。<br>また、働きやすい環境（子育て・介護など）をともに考えていけるよう課題を共有していきます。 |      | ○   |     | ○ | ・自立相談支援機関   |

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |   |
|---|------|-----|-----|---|---|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他   |
| <b>④外国人労働者への支援</b><br>外国人労働者の受入が拡大されることに伴い、地域で生活する外国人が今後増えていく可能性があります。ことばや文化の違いなどもあり、課題を抱えて生活することを見据え、地域で受け入れる体制を整えていきます。 |      | ○   |     | ○ |   |
| <b>⑤社会復帰への支援【再犯防止推進計画】</b><br>安全・安心なまちづくりのため、犯罪をした人の再犯を防ぎ、地域に定着し、地域の一人として生活できるよう必要な支援やサービスを提供します。                         |      | ○   |     | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県</li> <li>・ 保護司</li> <li>・ 保護観察所</li> </ul> |

### 基本施策7 健康増進のための取り組み推進

健康であることは何よりの財産です。「笠松町健康増進計画」に基づき、住民の健康の増進を図る取り組みを推進します。

| 事業・活動  | 活動主体 |     |     |   |  |
|--|------|-----|-----|---|--|
|  | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他  |
| <b>①地域で行う健康づくりの推進</b><br>生活習慣病等を予防するには、日々のこころがけが必要となります。運動や食事などの生活習慣を見直す機会を設けたり、健康教室や食育等を通して支援を行います。<br>また、住民が主体となって行う健康づくりの取り組みを支援します。        | ○    |     |     | ○ |  |
| <b>②介護予防事業の充実</b><br>日々の健康を維持し、生きがいを持ち、住みなれた地域で将来にわたって健康で過ごすことができるためには、正しい知識を身につけて体を動かすことが必要です。各種の介護予防教室を充実させていきます。また、それぞれのニーズに合わせた情報提供にも努めます。 | ○    |     |     | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul> |

| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |     |
|---|------|-----|-----|---|-----|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他 |
| <b>③健康診査・各種検診の充実</b><br>健康診査や各種検診を充実させ、利用促進や受診率の向上を目指します。疾病の早期発見、早期治療につなげていきます。   | ○    | ○   |     | ○ |     |
| <b>④地域医療連携体制の確立</b><br>地域医療の充実は、住民の安心を生み出します。医療機関同士の連携に加え、近隣市町などと連携し、併せて相談体制を確立していきます。夜間診療や救急医療体制の充実など、地域の見守りだけでは補えない緊急時の医療体制等を整備していきます。            |      | ○   |     | ○ |     |
| <b>⑤こころの健康の推進</b><br>生きがいを持ち、健康に過ごすためには、心身ともに健康であることが必要であるため、相談体制の整備や充実を図っていきます。また、相談窓口の周知やこころの健康についての啓発を行います。<br>「笠松町いのち支える自殺対策行動計画」に基づき、実施していきます。 | ○    | ○   |     | ○ |     |

### 基本施策8 全庁的な取り組み体制の強化

地域住民の生活課題に対する公的支援は、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉の各分野で充実が図られてきましたが、近年、地域住民の生活課題が複合化・複雑化し、ひとつの分野だけでは、その解決が困難な状況になっています。

生活課題を抱えている人や世帯に対して、包括的に支援していく体制を福祉、保健、医療等、庁内の分野を横断的に整備していきます。

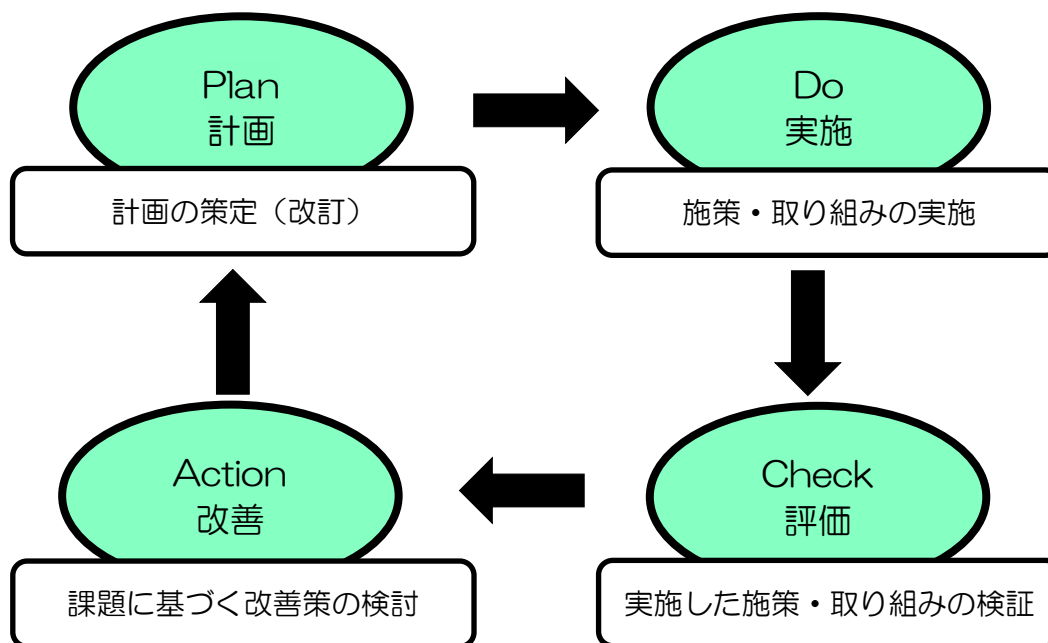
| 事業・活動   | 活動主体 |     |     |   |     |
|---|------|-----|-----|---|-----|
|   | 町民   | 事業者 | 町社協 | 町 | その他 |
| <b>①横断会議等の実施</b><br>地域住民の生活課題の解決に向けて、福祉以外の分野も含めた横断的な会議を設け、庁内関係課との連携を図ります。 |      | ○   | ○   | ○ |     |



## 第5章 計画の推進について

### 1 計画の進行管理について

本計画に定める事項については、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認める時は、計画を変更することやその他必要な措置を講じることとし、PDCAサイクルにより見直しを行います。



### 2 行政の推進体制について

#### (1) 庁内の推進体制

地域を取り巻く課題は、複合・複雑化しており、福祉分野にとどまらず、教育、医療、交通、住宅など広範な分野にわたるため、町の福祉担当が中心となり、他の関連する担当課との連携はもとより、庁内関連機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

また、現在担当部署が異なる、「高齢者支援」「障がい者支援」「子ども・子育て支援」「生活困窮者支援」の相談窓口では、定期的な情報共有の場を設け、総合的な相談体制の構築に向けた体制整備に努めます。

## **(2) 町と町社協との連携**

地域福祉の推進のためには、相互に連携を図ることが重要であることから、町と町社協がより一層の連携を図りながら、計画の実現に向け推進してまいります。

## **(3) 近隣市町との連携**

近年、社会環境の変化や生活環境の多様化などから、町単独では解決が困難な地域住民の生活課題が顕著化しています。こうした広域的な課題や近隣市町で共通する課題に適切に対応できるよう、近隣市町と連携を図りながら施策を推進してまいります。

# 1 アンケート結果

## 調査の目的

本調査は、「第4期笠松町地域福祉計画」、「第3期笠松町地域福祉活動計画」を策定するにあたり、町民の福祉やこころの健康に関する意識、地域活動の現状などを把握し、計画策定及び今後の政策へ反映することを目的として実施したものです。

## 調査対象

笠松町在住の18歳以上を無作為抽出

## 調査期間

令和4年(2022年)10月17日から令和4年(2022年)11月4日

## 調査方法

郵送による配布・回収

## 回収状況

| 配布数    | 有効回答数 | 有効回答率 |
|--------|-------|-------|
| 2,000通 | 867通  | 43.4% |

## 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものをで網かけをしています。(無回答を除く)
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。

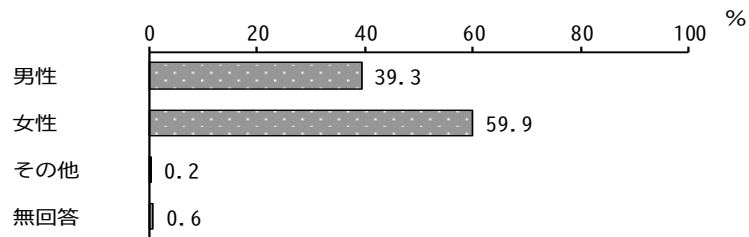
# 調査結果

## 1 回答者属性

### 問1 あなたの性別（1つに○）

「男性」の割合が39.3%、「女性」の割合が59.9%となっています。

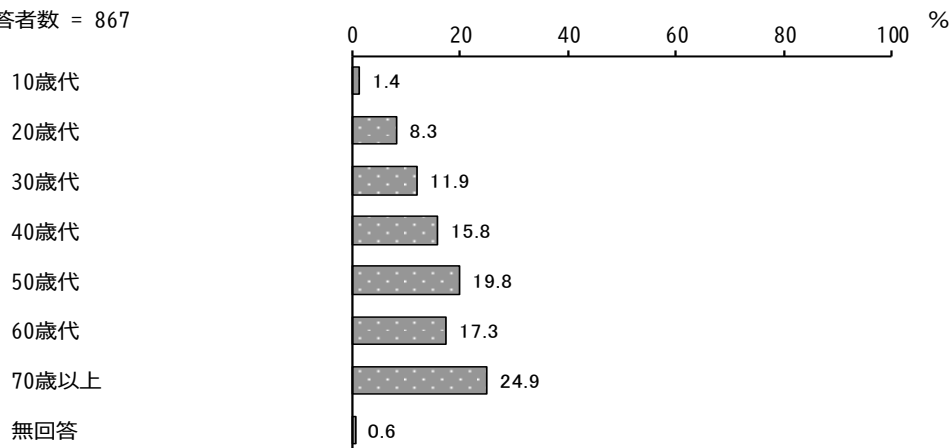
回答者数 = 867



### 問2 あなたの年齢（1つに○）

「70歳以上」の割合が24.9%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が19.8%、「60歳代」の割合が17.3%となっています。

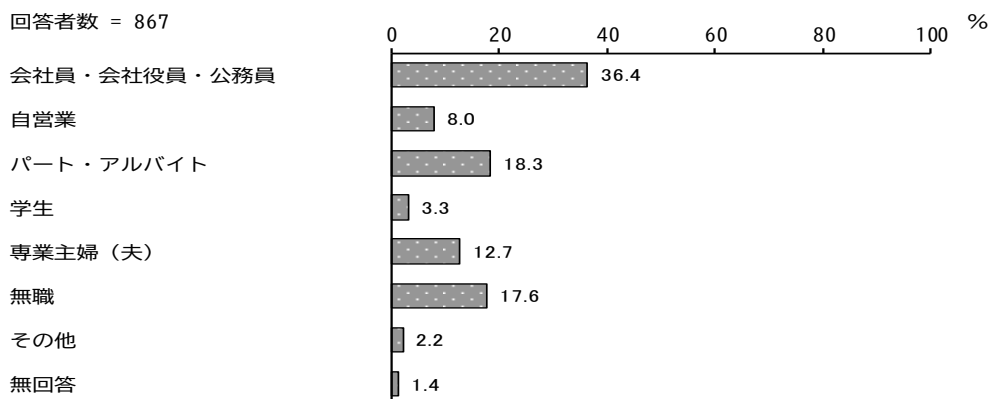
回答者数 = 867



### 問3 あなたの職業（1つに○）

「会社員・会社役員・公務員」の割合が36.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」の割合が18.3%、「無職」の割合が17.6%となっています。

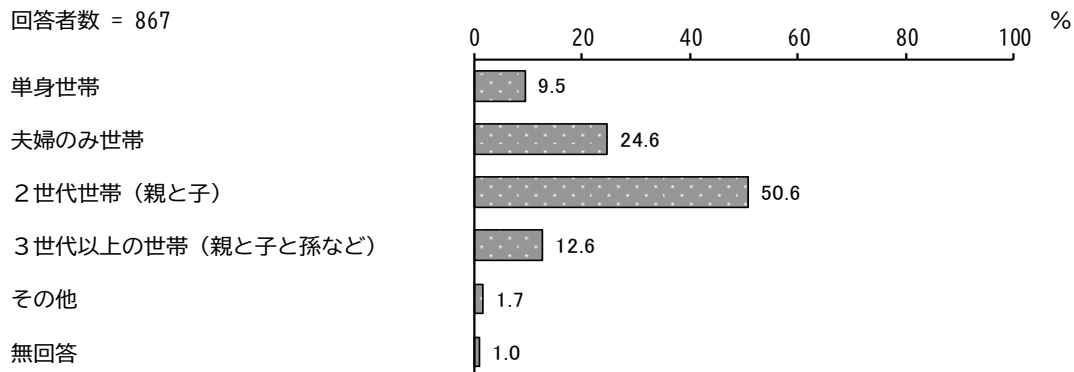
回答者数 = 867



#### 問4 あなたの世帯構成（1つに○）

「2世代世帯（親と子）」の割合が50.6%と最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」の割合が24.6%、「3世代以上の世帯（親と子と孫など）」の割合が12.6%となっています。

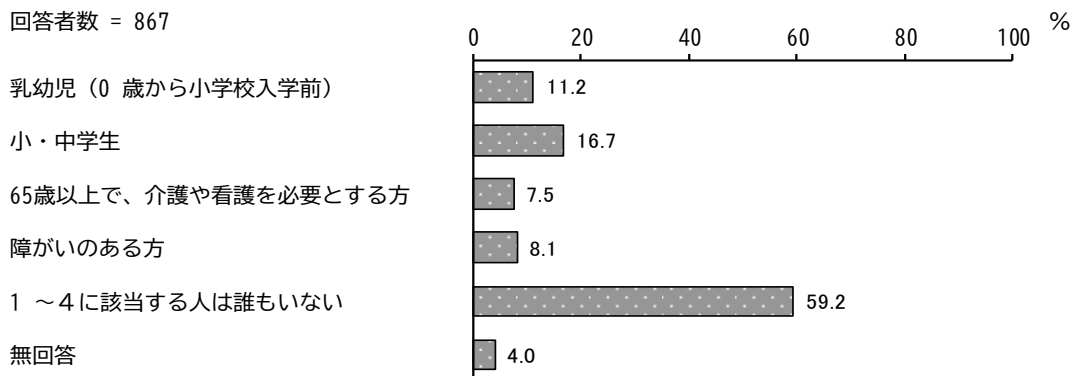
回答者数 = 867



#### 問5 現在、あなた自身、もしくはあなたと同居しているご家族の中に、次のような方はいますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「1～4に該当する人は誰もいない」の割合が59.2%と最も高く、次いで「小・中学生」の割合が16.7%、「乳幼児（0歳から小学校入学前）」の割合が11.2%となっています。

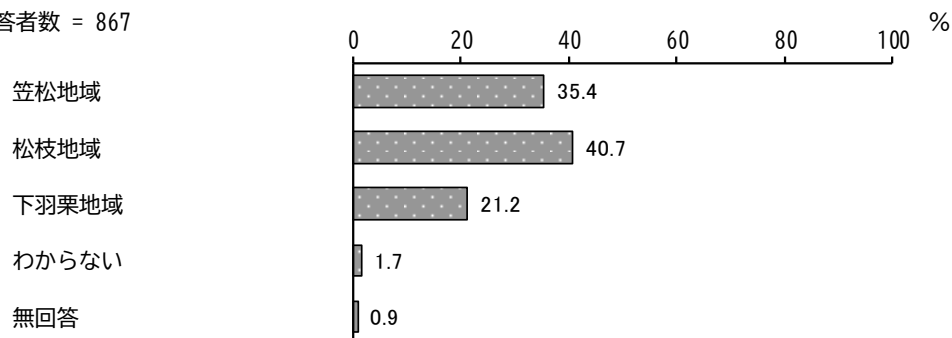
回答者数 = 867



#### 問6 あなたの住んでいる地域について（1つに○）

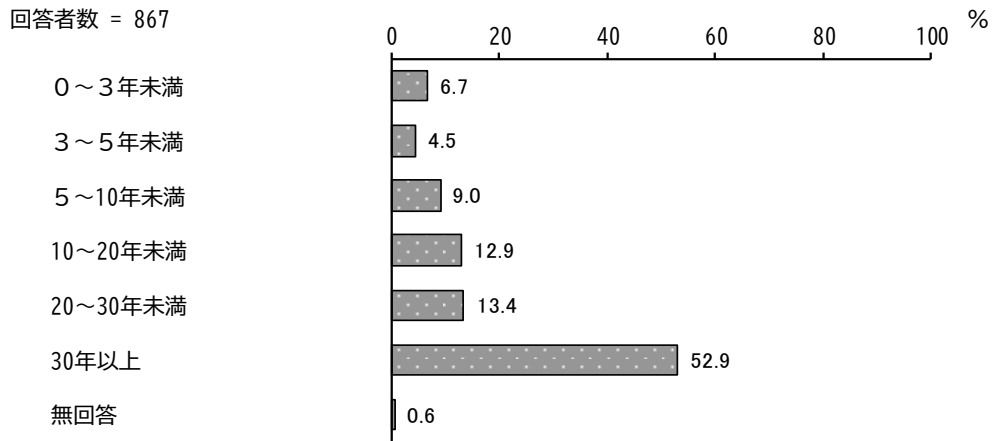
「松枝地域」の割合が40.7%と最も高く、次いで「笠松地域」の割合が35.4%、「下羽栗地域」の割合が21.2%となっています。

回答者数 = 867



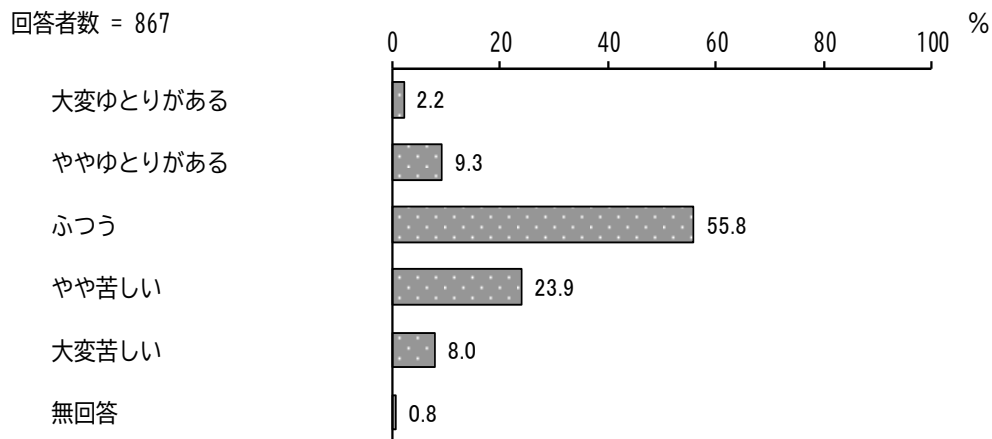
問7 あなたは笠松町にお住まいになってどの位になりますか。(1つに〇)

「30年以上」の割合が52.9%と最も高く、次いで「20～30年未満」の割合が13.4%、「10～20年未満」の割合が12.9%となっています。



問8 あなたの暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。(1つに〇)

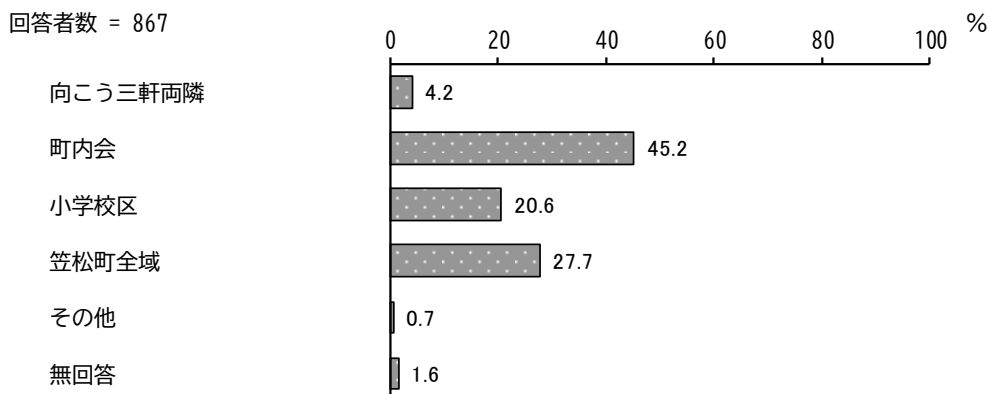
「ふつう」の割合が55.8%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が23.9%となっています。



## 2 地域とのかかわりについて

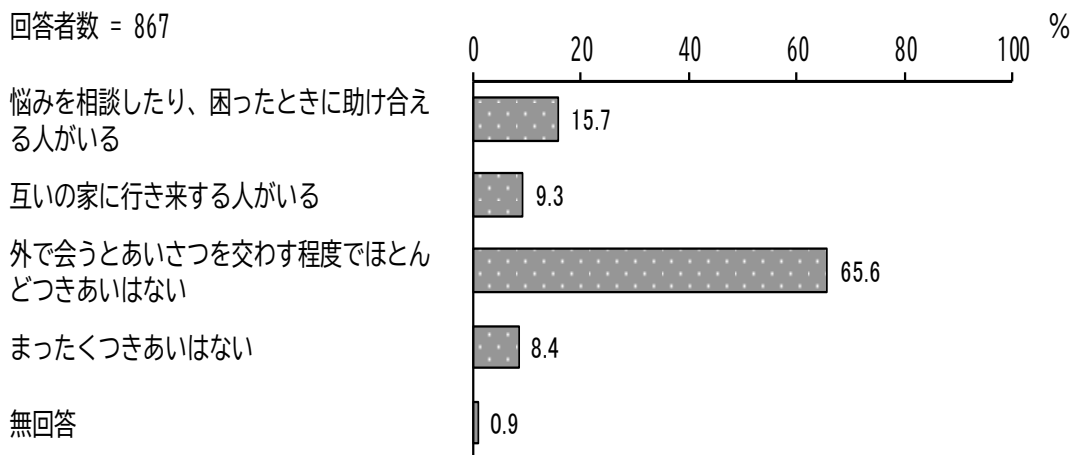
問9 あなたは「地域」といわれた場合、どの範囲を思い浮かべますか。(1つに○)

「町内会」の割合が45.2%と最も高く、次いで「笠松町全域」の割合が27.7%、「小学校区」の割合が20.6%となっています。



問10 日頃の近所とのおつきあいの程度はどのくらいですか。(1つに○)

「外で会うとあいさつを交わす程度でほとんどつきあいはない」の割合が65.6%と最も高く、次いで「悩みを相談したり、困ったときに助け合える人がいる」の割合が15.7%となっています。



### 【年齢別】

年齢別にみると、他に比べ、10歳代と70歳以上で「悩みを相談したり、困ったときに助け合える人がある」の割合が、50歳代で「外で会うとあいさつを交わす程度でほとんどつきあいはない」の割合が高くなっています。

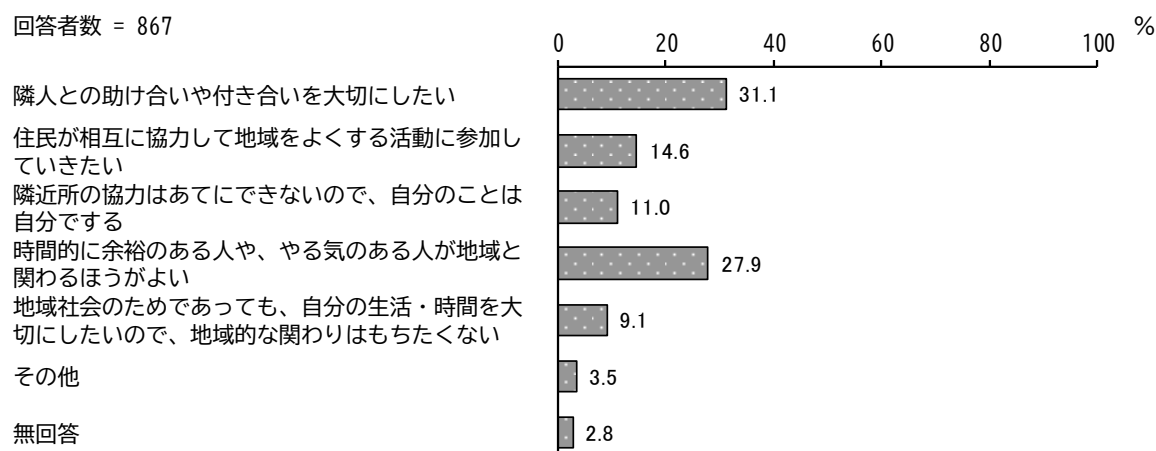
単位：%

| 区分    | 回答者数(件) | 悩みを相談したり、困ったときに助け合える人がある | 互いの家に行き来する人がいる | 外で会うとあいさつを交わす程度でほとんどつきあいはない | まったくつきあいはない | 無回答 |
|-------|---------|--------------------------|----------------|-----------------------------|-------------|-----|
| 全体    | 867     | 15.7                     | 9.3            | 65.6                        | 8.4         | 0.9 |
| 10歳代  | 12      | 25.0                     | 8.3            | 50.0                        | 16.7        | —   |
| 20歳代  | 72      | 4.2                      | 4.2            | 68.1                        | 23.6        | —   |
| 30歳代  | 103     | 8.7                      | 2.9            | 68.9                        | 19.4        | —   |
| 40歳代  | 137     | 18.2                     | 5.1            | 67.2                        | 9.5         | —   |
| 50歳代  | 172     | 14.5                     | 8.7            | 71.5                        | 5.2         | —   |
| 60歳代  | 150     | 17.3                     | 9.3            | 69.3                        | 2.7         | 1.3 |
| 70歳以上 | 216     | 20.8                     | 17.6           | 56.9                        | 3.7         | 0.9 |

### 問11 地域での人とのつきあいや関わりについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(1つに○)

「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」の割合が31.1%と最も高く、次いで「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わるほうがよい」の割合が27.9%、「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」の割合が14.6%となっています。

回答者数 = 867





### 【年齢別】

年齢別にみると、他に比べ、10歳代から30歳代までで「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わるほうがよい」の割合が、10歳代と70歳以上で「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」の割合が高くなっています。

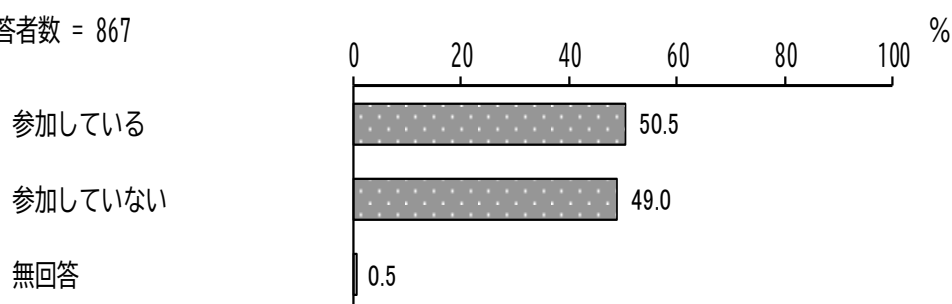
単位：%

| 区分    | 回答者数(件) | 隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい | 住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい | 隣近所の協力はあてにできないので、自分のことは自分でする | 時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わるほうがよい | 地域社会のためであっても、自分の生活・時間を大切にしたいので、地域的な関わりはもちたくない | その他 | 無回答 |
|-------|---------|----------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|---|-----|-----|
| 全体    | 867     | 31.1                 | 14.6                         | 11.0                         | 27.9                            | 9.1   | 3.5 | 2.8 |
| 10歳代  | 12      | 41.7                 | 8.3                          | 8.3                          | 41.7                            | —   | —   | —   |
| 20歳代  | 72      | 19.4                 | 9.7                          | 9.7                          | 40.3                            | 15.3  | 2.8 | 2.8 |
| 30歳代  | 103     | 11.7                 | 11.7                         | 11.7                         | 44.7                            | 13.6  | 2.9 | 3.9 |
| 40歳代  | 137     | 23.4                 | 11.7                         | 10.9                         | 37.2                            | 11.7  | 3.6 | 1.5 |
| 50歳代  | 172     | 29.1                 | 19.2                         | 7.0                          | 27.3                            | 8.7   | 6.4 | 2.3 |
| 60歳代  | 150     | 36.0                 | 18.0                         | 11.3                         | 19.3                            | 8.7   | 4.0 | 2.7 |
| 70歳以上 | 216     | 47.2                 | 14.4                         | 14.4                         | 16.2                            | 4.6   | 1.4 | 1.9 |

### 問12 現在、地域の活動に参加していますか。(1つに○)

「参加している」の割合が50.5%、「参加していない」の割合が49.0%となっています。

回答者数 = 867



### 【年齢別】

年齢別にみると、他に比べ、10歳代から30歳代までで「参加していない」の割合が高くなっています。

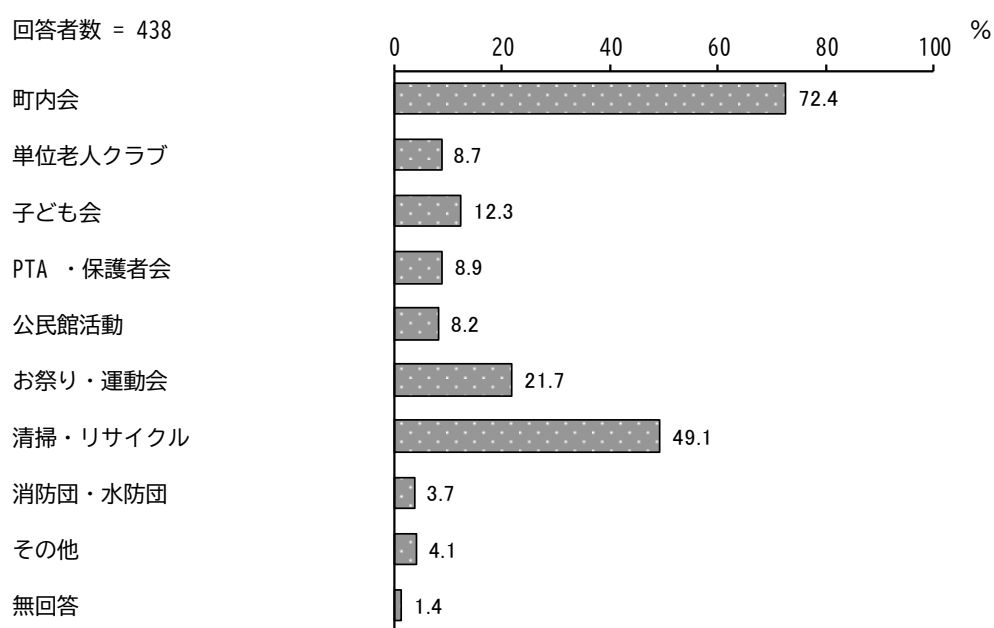
単位：%

| 区分    | 回答者数<br>(件) | 参加している | 参加していない | 無回答 |
|-------|-------------|--------|---------|-----|
| 全体    | 867         | 50.5   | 49.0    | 0.5 |
| 10歳代  | 12          | 33.3   | 66.7    | —   |
| 20歳代  | 72          | 15.3   | 84.7    | —   |
| 30歳代  | 103         | 33.0   | 67.0    | —   |
| 40歳代  | 137         | 48.2   | 51.8    | —   |
| 50歳代  | 172         | 56.4   | 43.6    | —   |
| 60歳代  | 150         | 66.0   | 34.0    | —   |
| 70歳以上 | 216         | 58.8   | 41.2    | —   |

問12で「1. 参加している」と答えた方だけにお聞きします。

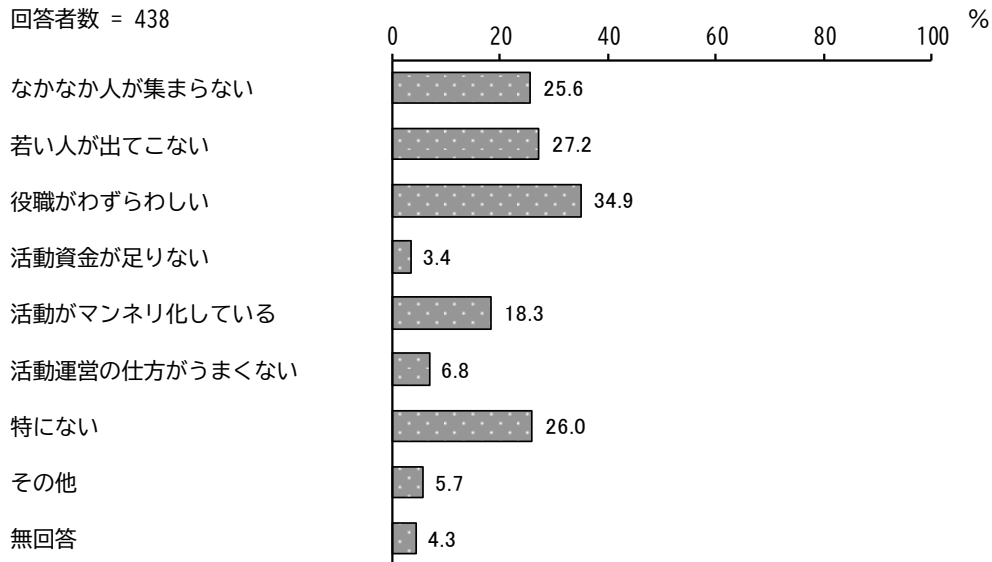
問12-1 どのような活動をされていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「町内会」の割合が72.4%と最も高く、次いで「清掃・リサイクル」の割合が49.1%、「お祭り・運動会」の割合が21.7%となっています。



**問 12-2 日頃、地域活動をされていてどのような課題がありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。**

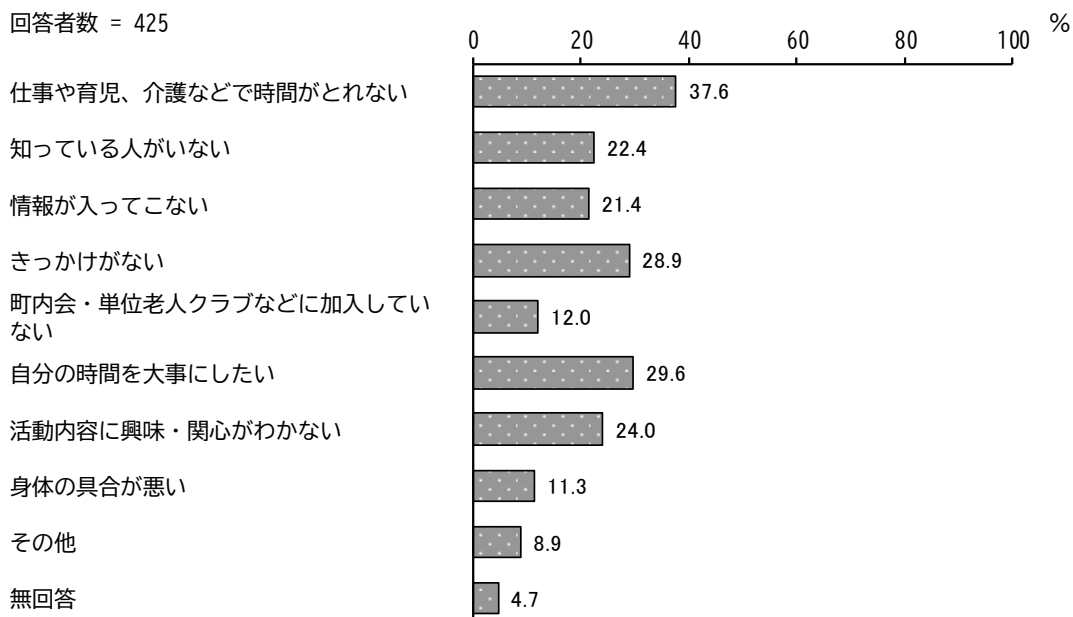
「役職がわずらわしい」の割合が34.9%と最も高く、次いで「若い人が出てこない」の割合が27.2%、「特にない」の割合が26.0%となっています。



問 1 2 で「2. 参加していない」と答えた方だけにお聞きします。

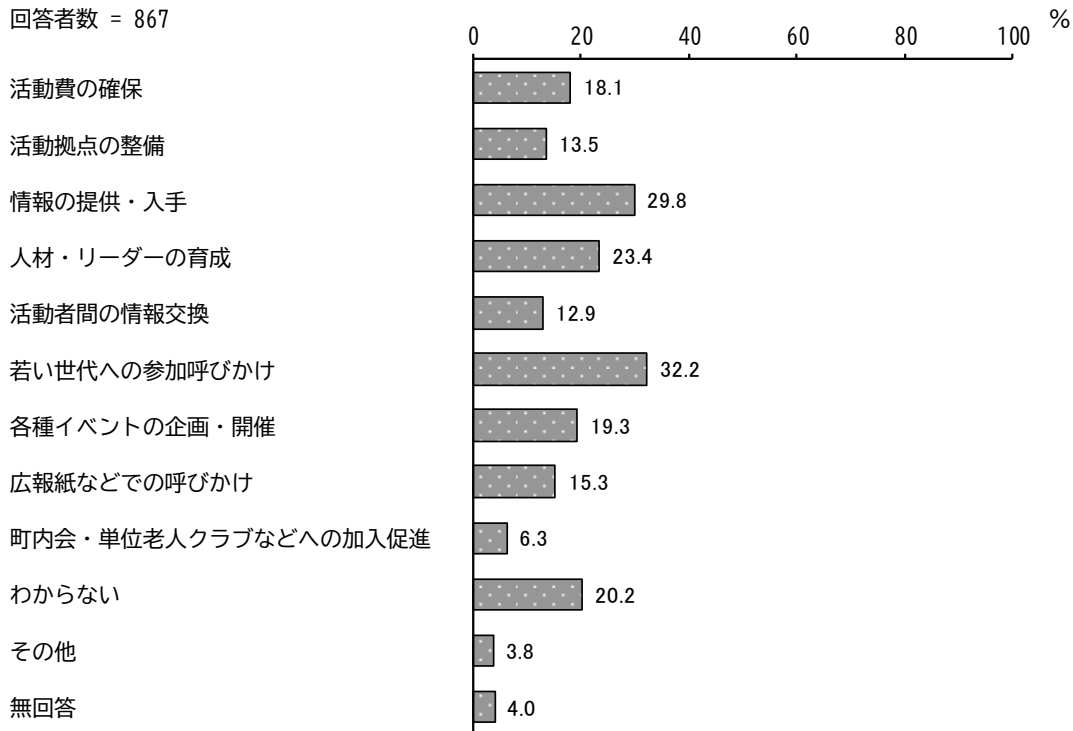
**問 12-3 地域活動をされていないのはどのような理由からですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。**

「仕事や育児、介護などで時間がとれない」の割合が37.6%と最も高く、次いで「自分の時間を大事にしたい」の割合が29.6%、「きっかけがない」の割合が28.9%となっています。



**問 13 今後、地域活動の輪を広げていくために、どのような事が必要だと思えますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。**

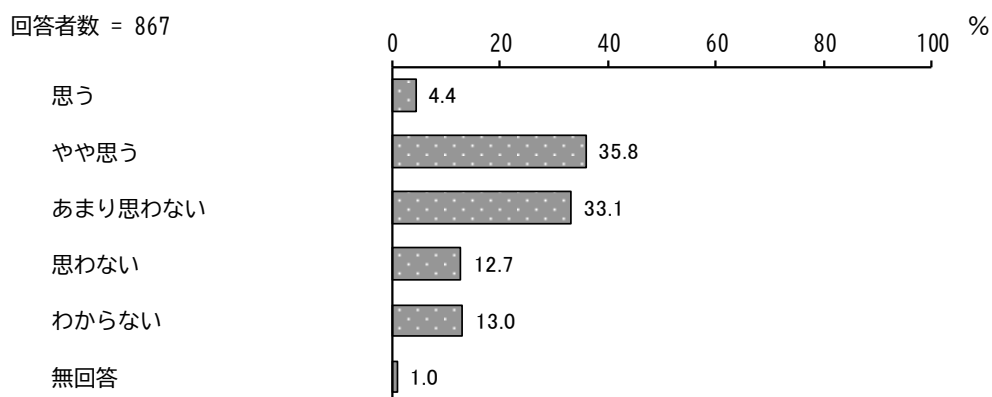
「若い世代への参加呼びかけ」の割合が 32.2%と最も高く、次いで「情報の提供・入手」の割合が 29.8%、「人材・リーダーの育成」の割合が 23.4%となっています。



**問 14 あなたは、現在お住まいの地域の雰囲気について、日頃どのように感じていますか。次の設問①～④について、それぞれ1つに○をつけてください。**

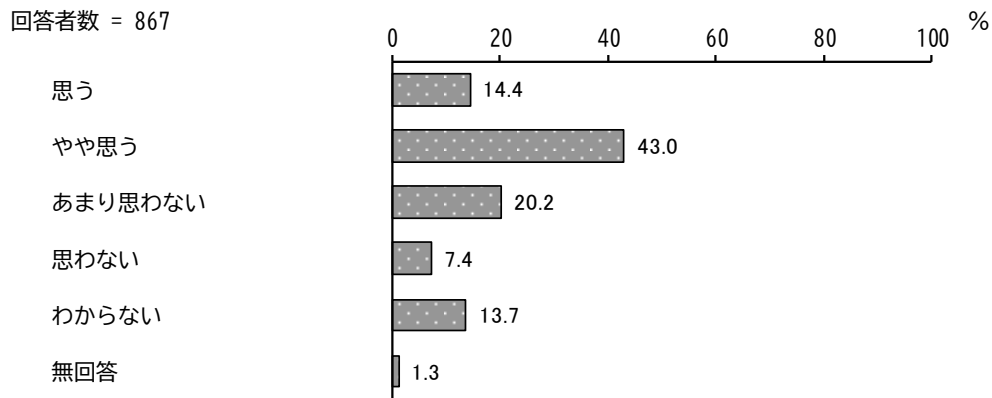
① 町民同士のつながりが強い地域だと思えますか。

「やや思う」の割合が 35.8%と最も高く、次いで「あまり思わない」の割合が 33.1%、「わからない」の割合が 13.0%となっています。



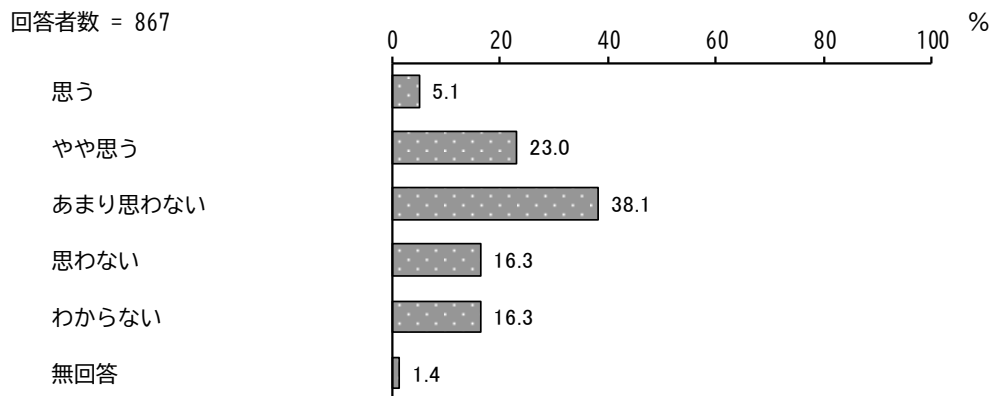
② 昔からの習慣や考え方を大切に思う地域だと思われますか。

「やや思う」の割合が43.0%と最も高く、次いで「あまり思わない」の割合が20.2%、「思う」の割合が14.4%となっています。



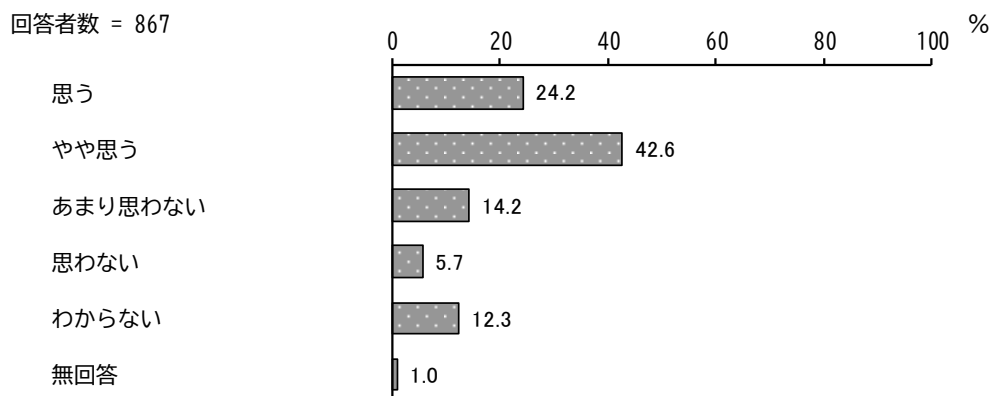
③ 新しい事や人を積極的に受け入れる地域だと思われますか。

「あまり思わない」の割合が38.1%と最も高く、次いで「やや思う」の割合が23.0%、「思わない」、「わからない」の割合が16.3%となっています。



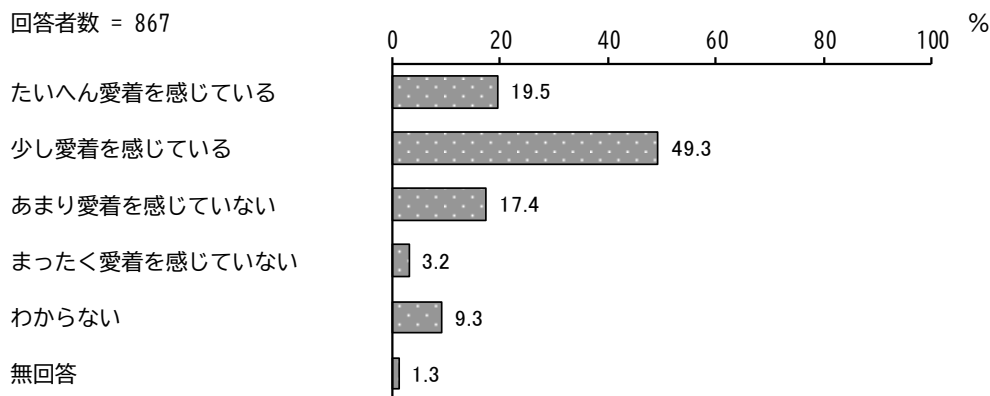
④ 長く住み続けたい地域だと思われますか。

「やや思う」の割合が42.6%と最も高く、次いで「思う」の割合が24.2%、「あまり思わない」の割合が14.2%となっています。



問 15 あなたはお住まいの地域に対して、愛着を感じていますか。(1つに○)

「少し愛着を感じている」の割合が 49.3%と最も高く、次いで「たいへん愛着を感じている」の割合が 19.5%、「あまり愛着を感じていない」の割合が 17.4%となっています。



【年齢別】

年齢別にみると、他に比べ、10歳代と70歳以上で「たいへん愛着を感じている」の割合が高くなっています。

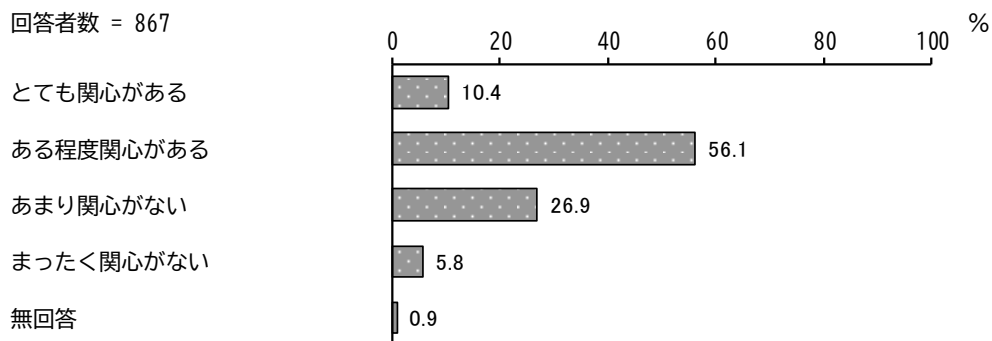
単位：%

| 区分    | 回答者数(件) | たいへん愛着を感じている | 少し愛着を感じている | あまり愛着を感じていない | まったく愛着を感じていない | わからない | 無回答 |
|-------|---------|--------------|------------|--------------|---------------|-------|-----|
| 全体    | 867     | 19.5         | 49.3       | 17.4         | 3.2           | 9.3   | 1.3 |
| 10歳代  | 12      | 25.0         | 50.0       | —            | 8.3           | 16.7  | —   |
| 20歳代  | 72      | 12.5         | 47.2       | 22.2         | 2.8           | 13.9  | 1.4 |
| 30歳代  | 103     | 12.6         | 47.6       | 20.4         | 5.8           | 13.6  | —   |
| 40歳代  | 137     | 13.1         | 51.1       | 21.9         | 2.9           | 8.8   | 2.2 |
| 50歳代  | 172     | 21.5         | 51.2       | 15.1         | 2.9           | 8.1   | 1.2 |
| 60歳代  | 150     | 20.0         | 52.7       | 16.0         | 3.3           | 6.0   | 2.0 |
| 70歳以上 | 216     | 26.4         | 45.8       | 15.3         | 2.3           | 9.3   | 0.9 |

### 3 地域の福祉について

#### 問 16 あなたはお住まいの地域の福祉について関心がありますか。(1つに○)

「ある程度関心がある」の割合が56.1%と最も高く、次いで「あまり関心がない」の割合が26.9%、「とても関心がある」の割合が10.4%となっています。



#### 【年齢別】

年齢別にみると、他に比べ、10歳代と70歳以上で「ある程度関心がある」の割合が、20歳代で「あまり関心がない」の割合が高くなっています。

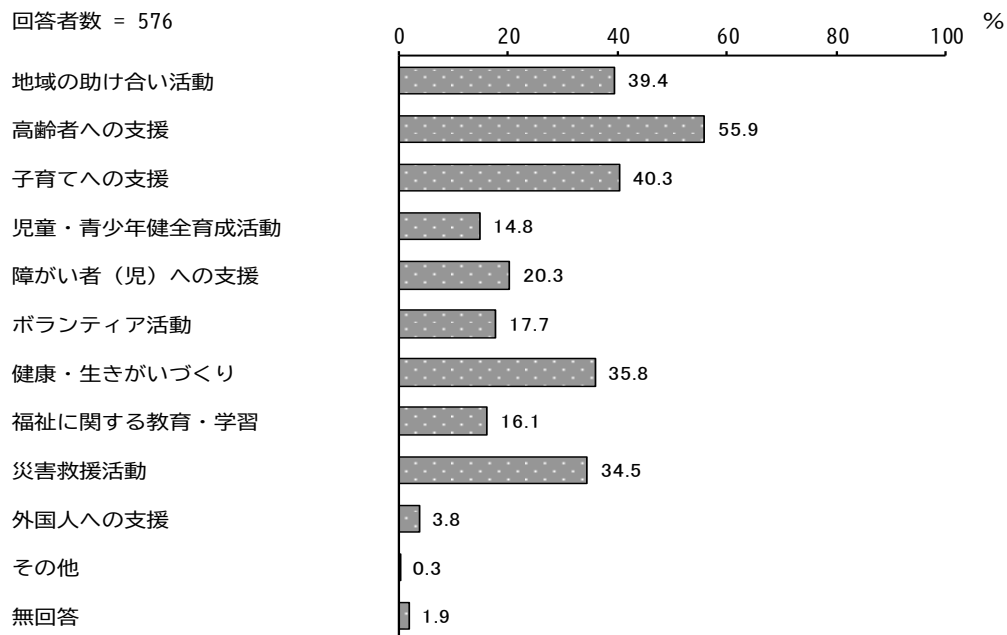
単位：%

| 区分    | 回答者数<br>(件) | とても<br>関心がある | ある<br>程度関心<br>がある | あまり<br>関心がない | ま<br>ったく関<br>心がない | 無<br>回答 |
|-------|-------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|---------|
| 全体    | 867         | 10.4         | 56.1              | 26.9         | 5.8               | 0.9     |
| 10歳代  | 12          | 8.3          | 75.0              | 8.3          | 8.3               | —       |
| 20歳代  | 72          | 4.2          | 38.9              | 41.7         | 13.9              | 1.4     |
| 30歳代  | 103         | 9.7          | 49.5              | 28.2         | 12.6              | —       |
| 40歳代  | 137         | 7.3          | 49.6              | 34.3         | 8.0               | 0.7     |
| 50歳代  | 172         | 10.5         | 56.4              | 28.5         | 3.5               | 1.2     |
| 60歳代  | 150         | 10.0         | 61.3              | 24.0         | 2.7               | 2.0     |
| 70歳以上 | 216         | 14.4         | 64.8              | 18.1         | 2.3               | 0.5     |

問16で「1. とても関心がある」「2. ある程度関心がある」と答えた方だけにお聞きします。

**問16-1 関心があるのはどのような事についてですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。**

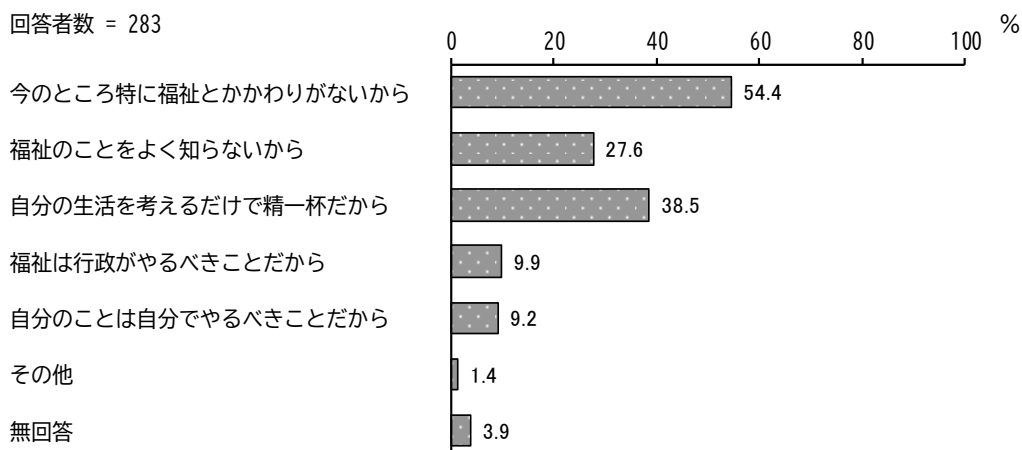
「高齢者への支援」の割合が55.9%と最も高く、次いで「子育てへの支援」の割合が40.3%、「地域の助け合い活動」の割合が39.4%となっています。



問16で「3. あまり関心がない」、「4. まったく関心がない」と答えた方だけにお聞きします。

**問16-2 関心がない理由を教えてください。あてはまるものすべてに○をつけてください。**

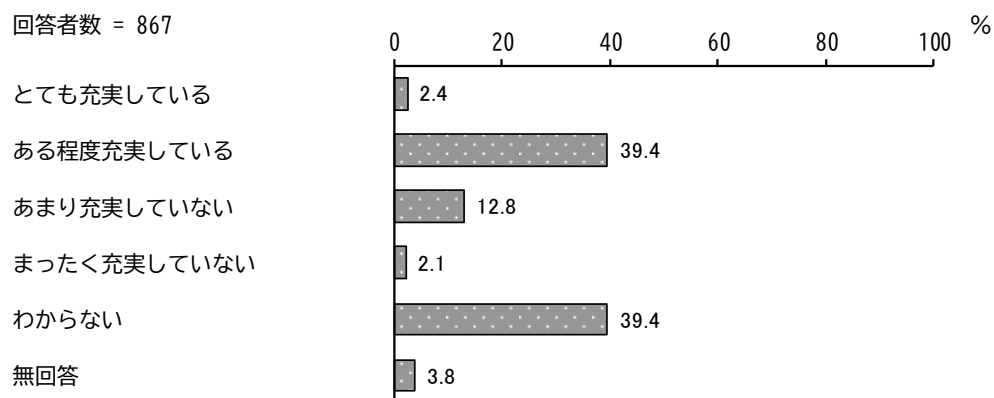
「今のところ特に福祉とかかわりがないから」の割合が54.4%と最も高く、次いで「自分の生活を考えるだけで精一杯だから」の割合が38.5%、「福祉のことをよく知らないから」の割合が27.6%となっています。





問 17 笠松町の福祉は充実していると思いますか。(1つに○)

「ある程度充実している」、「わからない」の割合が39.4%と最も高く、次いで「あまり充実していない」の割合が12.8%となっています。



【年齢別】

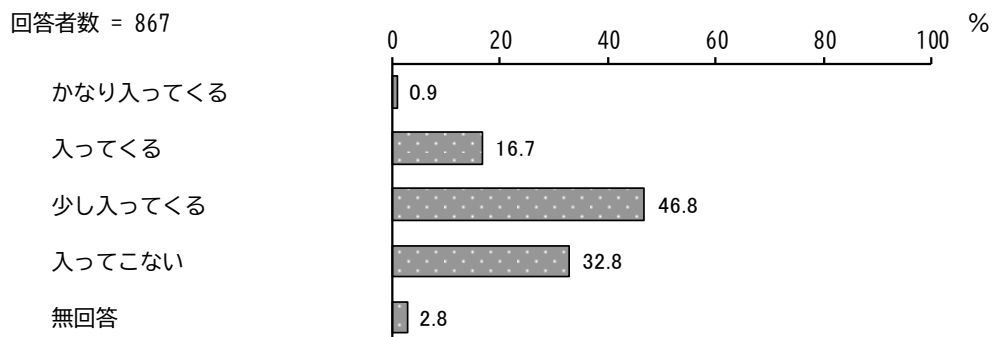
年齢別にみると、他に比べ、20歳代と30歳代で「わからない」の割合が、70歳以上で「ある程度充実している」の割合が高くなっています。

単位：%

| 区分    | 回答者数(件) | とても充実している | ある程度充実している | あまり充実していない | まったく充実していない | わからない | 無回答 |
|-------|---------|-----------|------------|------------|-------------|-------|-----|
| 全体    | 867     | 2.4       | 39.4       | 12.8       | 2.1         | 39.4  | 3.8 |
| 10歳代  | 12      | 8.3       | 33.3       | 16.7       | —           | 33.3  | 8.3 |
| 20歳代  | 72      | 1.4       | 25.0       | 11.1       | —           | 55.6  | 6.9 |
| 30歳代  | 103     | —         | 25.2       | 16.5       | 5.8         | 51.5  | 1.0 |
| 40歳代  | 137     | 2.9       | 35.8       | 12.4       | 0.7         | 46.0  | 2.2 |
| 50歳代  | 172     | 1.7       | 43.6       | 9.9        | 1.7         | 39.5  | 3.5 |
| 60歳代  | 150     | 2.0       | 39.3       | 18.0       | 0.7         | 36.7  | 3.3 |
| 70歳以上 | 216     | 4.2       | 50.5       | 10.6       | 2.8         | 26.4  | 5.6 |

**問 18 福祉についての情報は入ってきますか。(1つに○)**

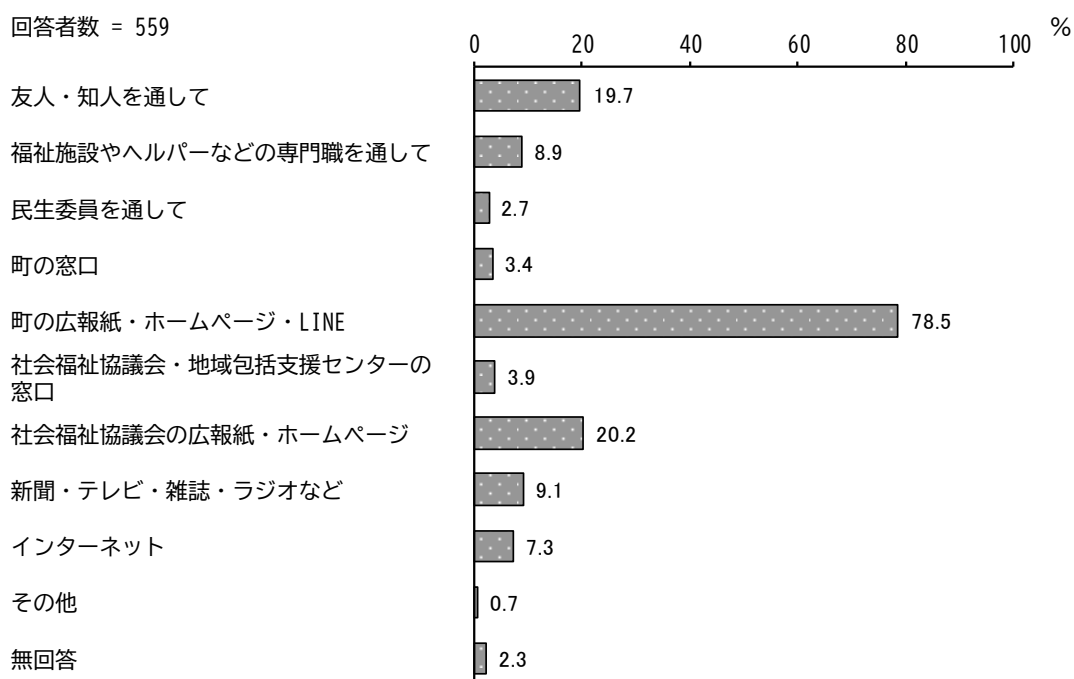
「少し入ってくる」の割合が 46.8%と最も高く、次いで「入ってこない」の割合が 32.8%、「入ってくる」の割合が 16.7%となっています。



問 18 で「1. かなり入ってくる」「2. 入ってくる」「3. 少し入ってくる」と答えただけにお聞きします。

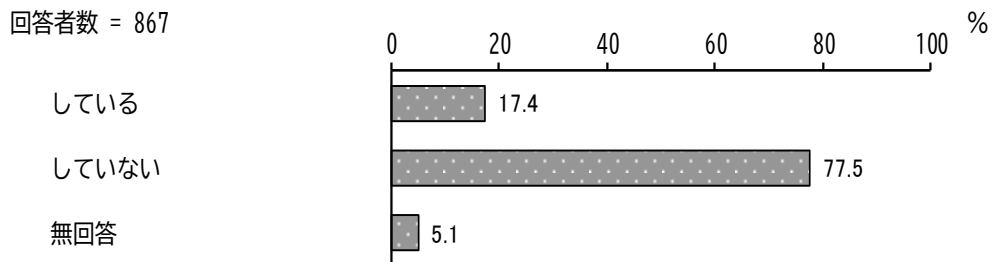
**問 18-1 福祉についての情報や知識は主にどのようにして得ていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。**

「町の広報紙・ホームページ・LINE」の割合が 78.5%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報紙・ホームページ」の割合が 20.2%、「友人・知人を通して」の割合が 19.7%となっています。



問 19 日頃、お住まいの地域で助け合いをされていますか。(1つに○)

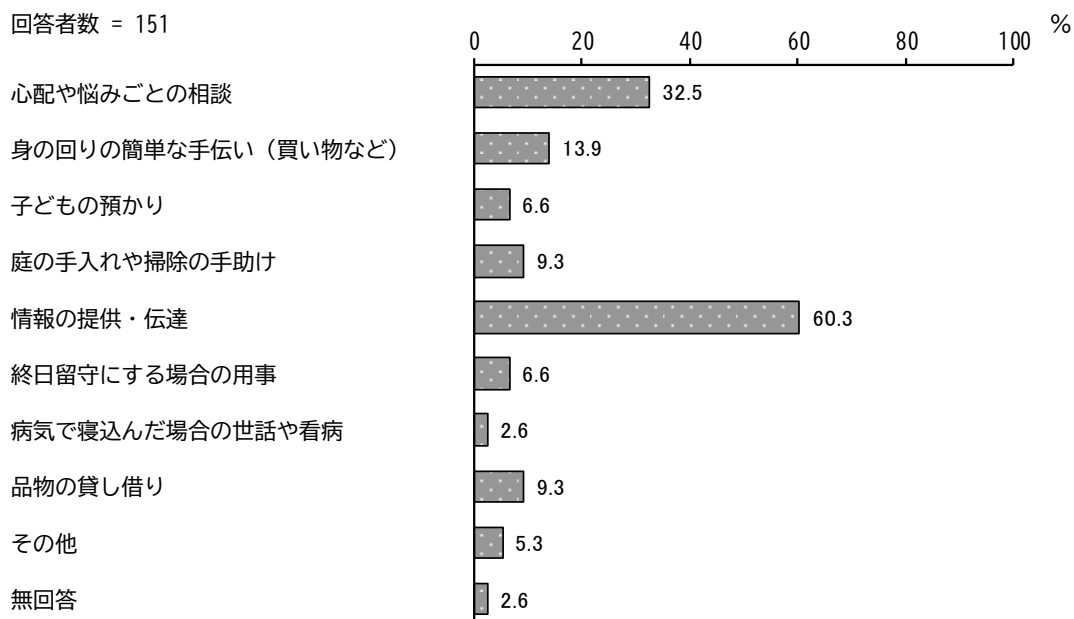
「している」の割合が 17.4%、「していない」の割合が 77.5%となっています。



問 19 で「1. している」と答えた方だけにお聞きします。

問 19-1 どのような事をされていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

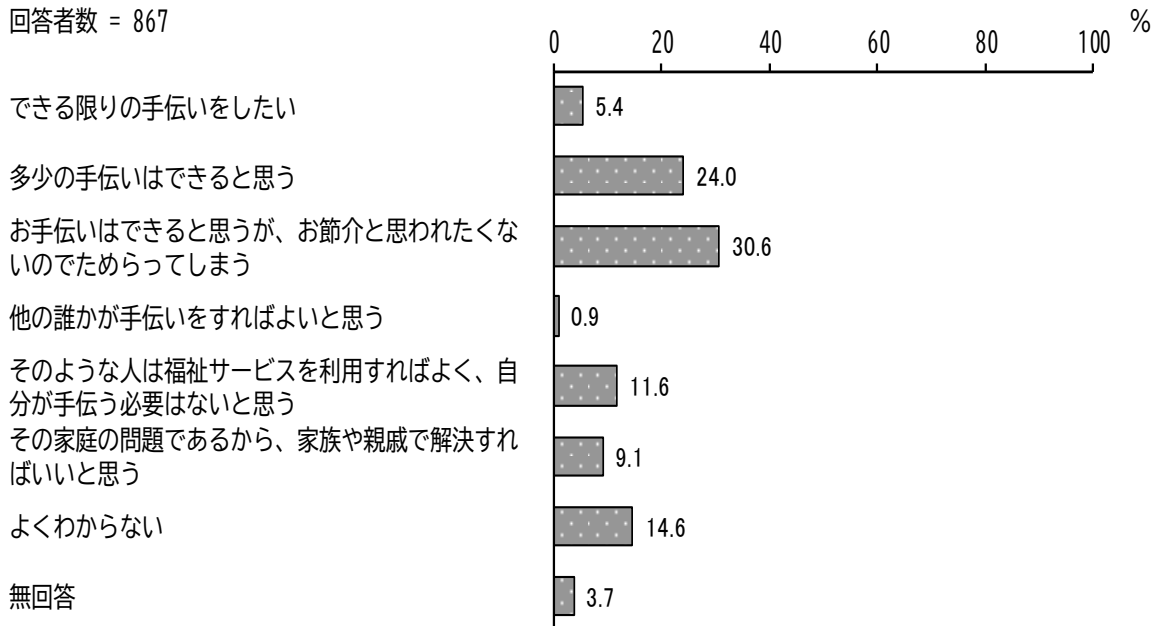
「情報の提供・伝達」の割合が 60.3%と最も高く、次いで「心配や悩みごとの相談」の割合が 32.5%、「身の回りの簡単な手伝い(買い物など)」の割合が 13.9%となっています。



問 20 地域のなかに、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭、障がいのある人などで、生活上何らかの援助を必要としている人がいたらどう思いますか。最も近い考えに1つだけ○をつけてください。

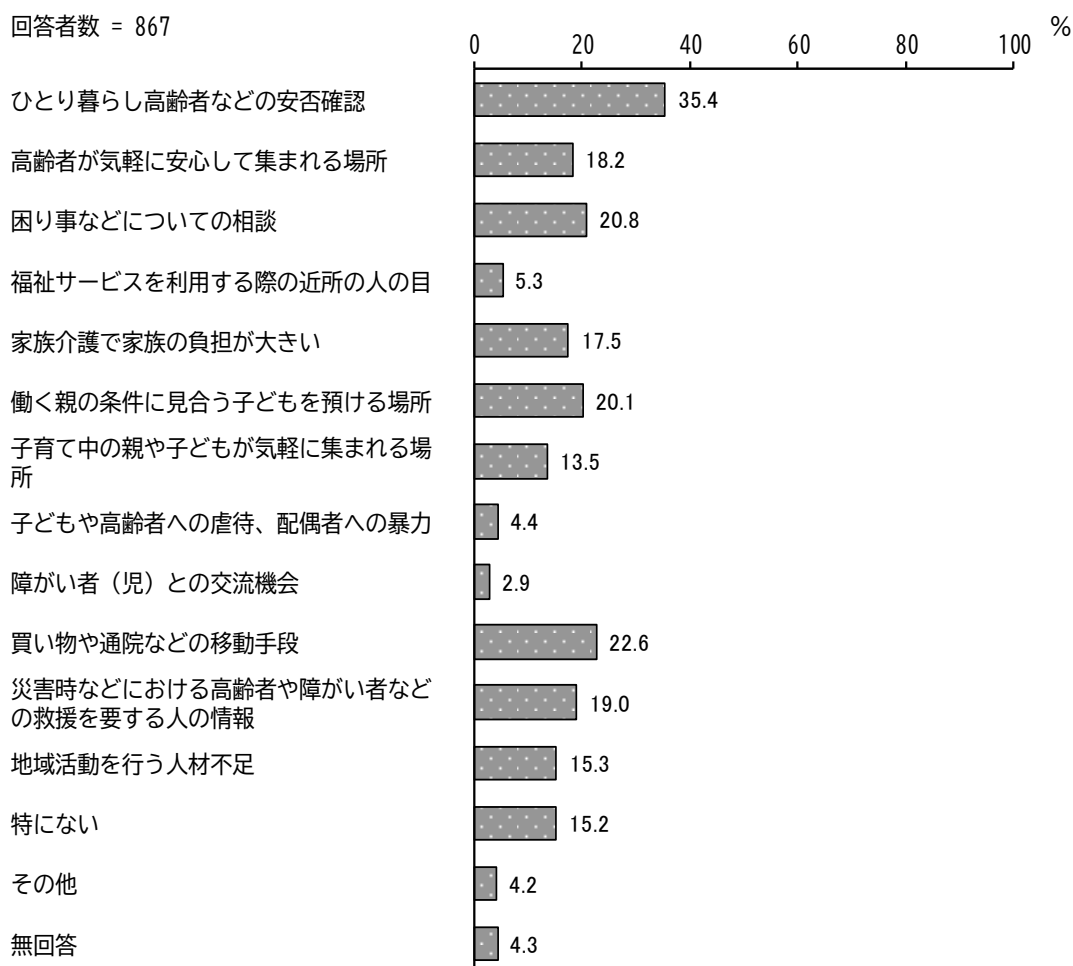
「お手伝いはできると思うが、お節介と思われたくないのでためらってしまう」の割合が30.6%と最も高く、次いで「多少の手伝いはできると思う」の割合が24.0%、「よくわからない」の割合が14.6%となっています。

回答者数 = 867



問 21 お住まいの地域のなかで、どのような福祉に関する課題がありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「ひとり暮らし高齢者などの安否確認」の割合が 35.4%と最も高く、次いで「買い物や通院などの移動手段」の割合が 22.6%、「困り事などについての相談」の割合が 20.8%となっています。



問 22 あなたやご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域の人にどのような手助けをしてほしいですか。下記の表中「してほしい」の欄のあてはまるものすべてに○をつけてください。さらに、隣近所で困っている家庭があったら、あなたはどのような手助けができると思いますか。下記の表中「できそう」の欄のあてはまるものすべてに○をつけてください。

『9. 災害時の避難誘導、助け合い』で「してほしい」の割合が高くなっています。また、『1. 安否確認の声かけ』で「できそう」の割合が高くなっています。

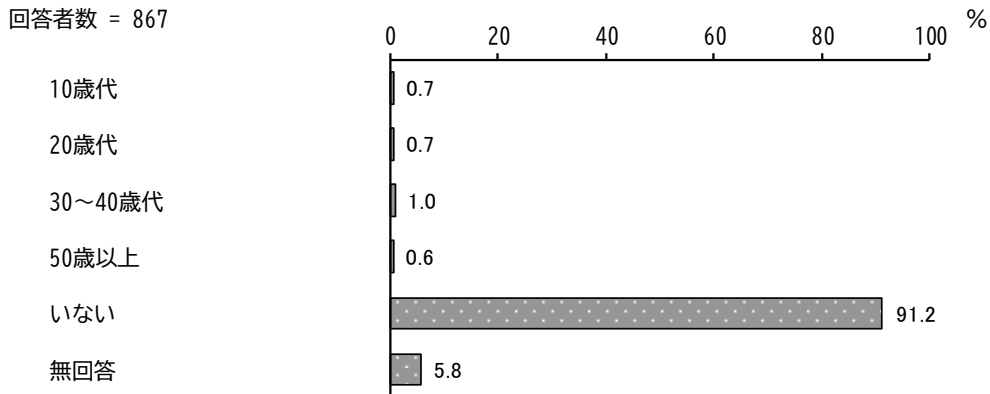
単位：%

| 区分                   | 回答者数<br>(件) | ほしい  | できそう | 無回答  |
|----------------------|-------------|------|------|------|
| 1. 安否確認の声かけ          | 867         | 50.6 | 57.9 | 26.3 |
| 2. 話し相手              | 867         | 23.2 | 35.8 | 53.5 |
| 3. 買い物               | 867         | 25.0 | 26.4 | 58.6 |
| 4. ゴミ出し、草取りなどの外回りの仕事 | 867         | 33.1 | 28.4 | 50.1 |
| 5. 外出（通院など）する時の手助け   | 867         | 23.0 | 15.7 | 66.4 |
| 6. ちょっとした修理や補修       | 867         | 28.4 | 13.8 | 62.5 |
| 7. 短時間の子どもの預かり       | 867         | 13.6 | 17.4 | 73.0 |
| 8. 高齢者の介護            | 867         | 23.1 | 5.4  | 73.6 |
| 9. 災害時の避難誘導、助け合い     | 867         | 56.2 | 43.1 | 30.8 |
| 10. その他              | 867         | 0.6  | 1.4  | 98.3 |

問 23 あなたやあなたのご家族にひきこもり※状態の方はおられますか。また、ひきこもり状態の方に対して、どのような支援を期待しますか。(あてはまるものすべてに○)

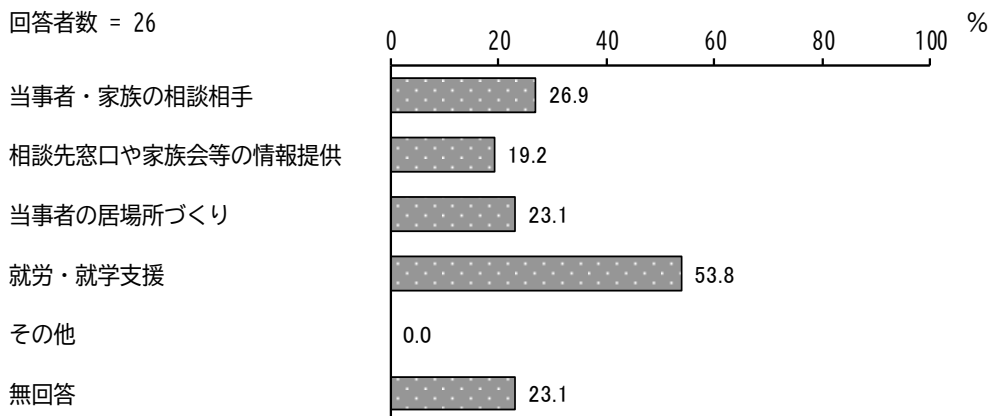
### ひきこもり状態の方の有無

「いない」の割合が91.2%と最も高くなっています。



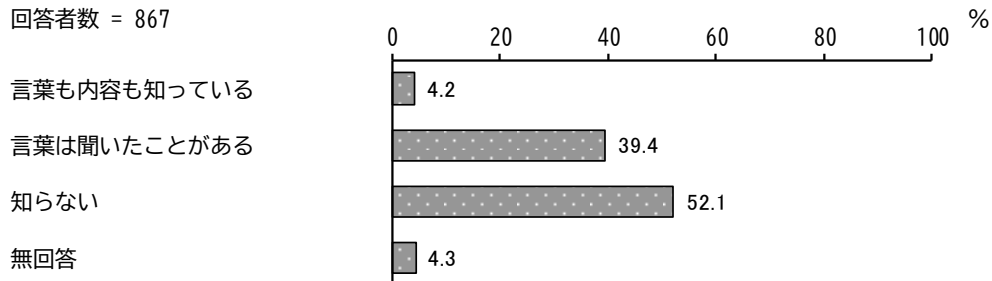
### 期待する支援

「就労・就学支援」の割合が53.8%と最も高く、次いで「当事者・家族の相談相手」の割合が26.9%、「当事者の居場所づくり」の割合が23.1%となっています。



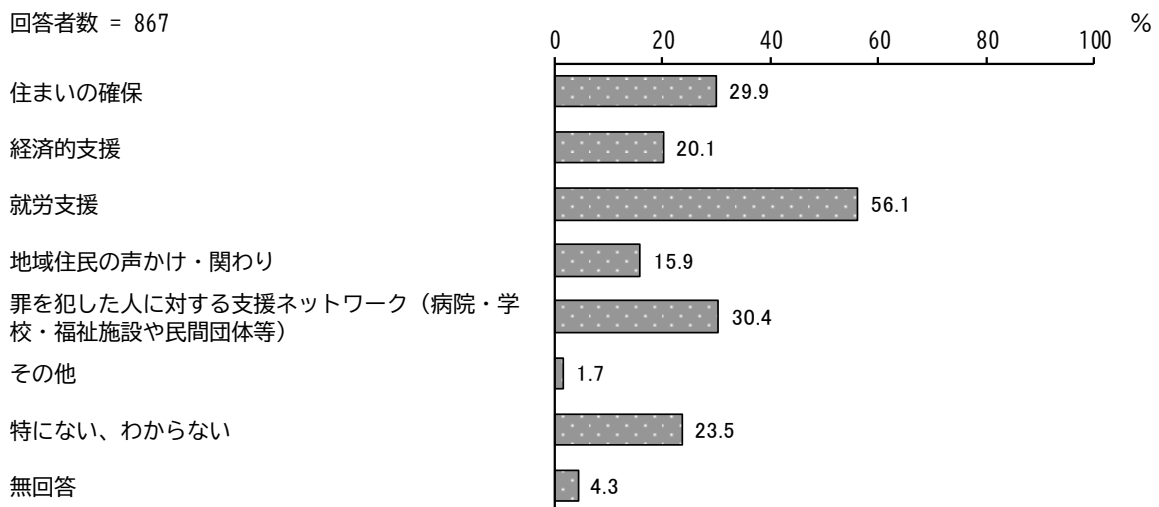
**問 24 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）について知っていますか。（1つに○）**

「知らない」の割合が52.1%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」の割合が39.4%となっています。



**問 25 罪を犯した人が地域に戻る場合、その人に対してどのような再犯防止の支援が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）**

「就労支援」の割合が56.1%と最も高く、次いで「罪を犯した人に対する支援ネットワーク（病院・学校・福祉施設や民間団体等）」の割合が30.4%、「住まいの確保」の割合が29.9%となっています。

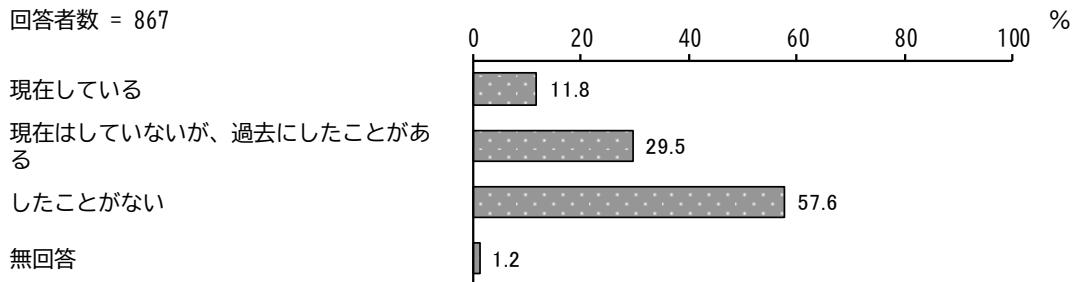




## 4 地域ボランティア活動について

問 26 あなたは、これまでにボランティア活動をしたことがありますか。(1つに○)

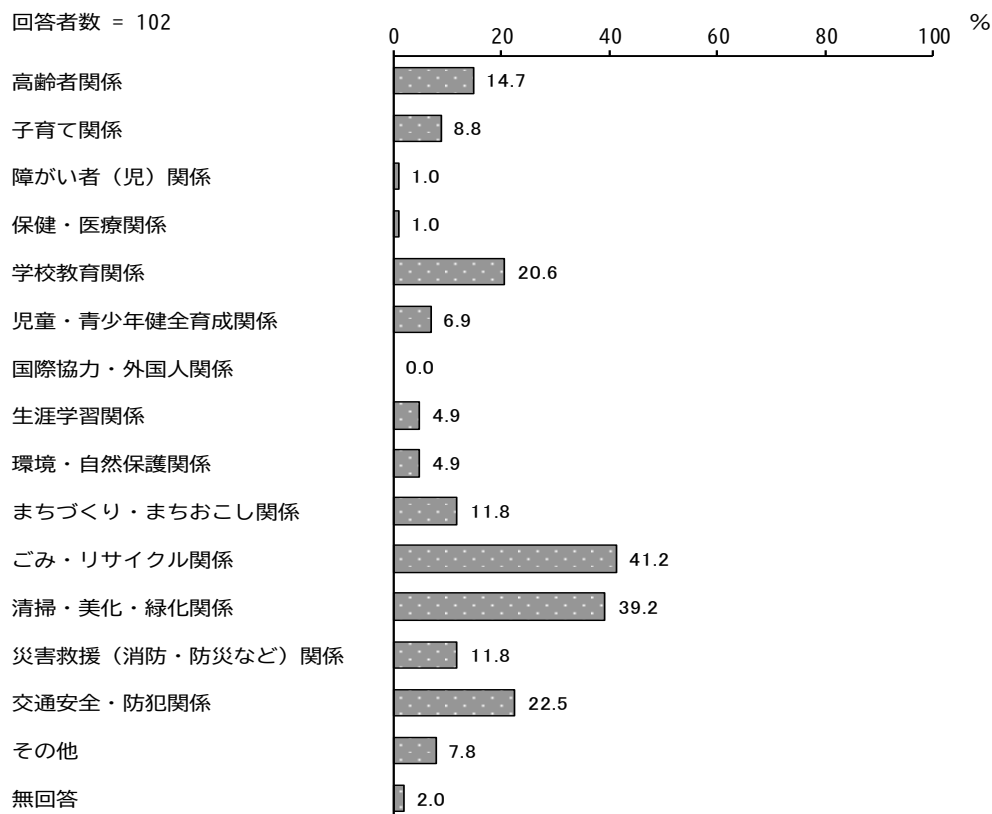
「したことがない」の割合が 57.6%と最も高く、次いで「現在はしていないが、過去にしたことがある」の割合が 29.5%、「現在している」の割合が 11.8%となっています。



問 26 で「1. 現在している」と答えた方だけにお聞きします。

問 26-1 どのようなボランティア活動をしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

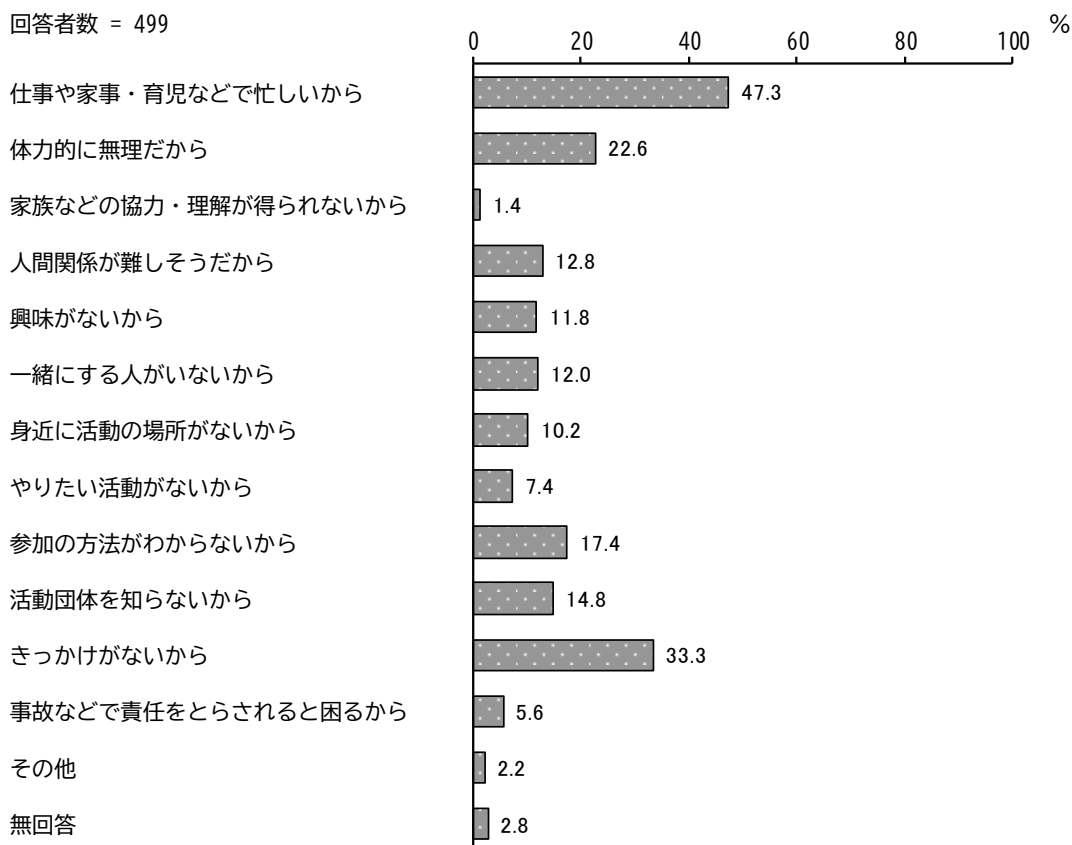
「ごみ・リサイクル関係」の割合が 41.2%と最も高く、次いで「清掃・美化・緑化関係」の割合が 39.2%、「交通安全・防犯関係」の割合が 22.5%となっています。



問26で「3. したことがない」と答えた方だけにお聞きします。

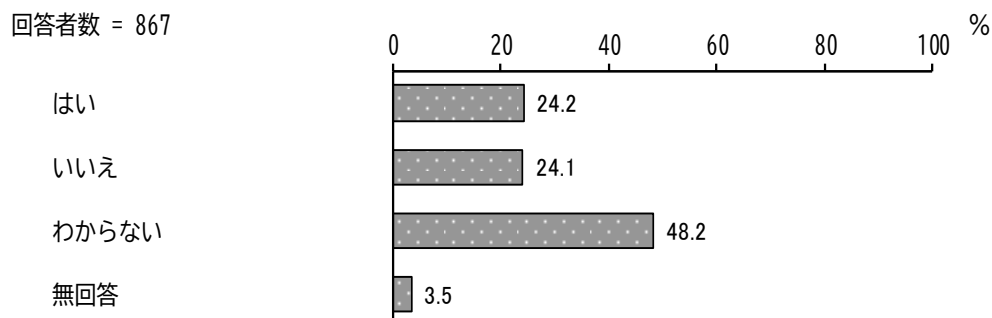
**問26-2 ボランティア活動をしたことがない理由を教えてください。あてはまるものすべてに○をつけてください。**

「仕事や家事・育児などで忙しいから」の割合が47.3%と最も高く、次いで「きっかけがないから」の割合が33.3%、「体力的に無理だから」の割合が22.6%となっています。



**問27 今後、ボランティア活動をしたいと思いませんか。(1つに○)**

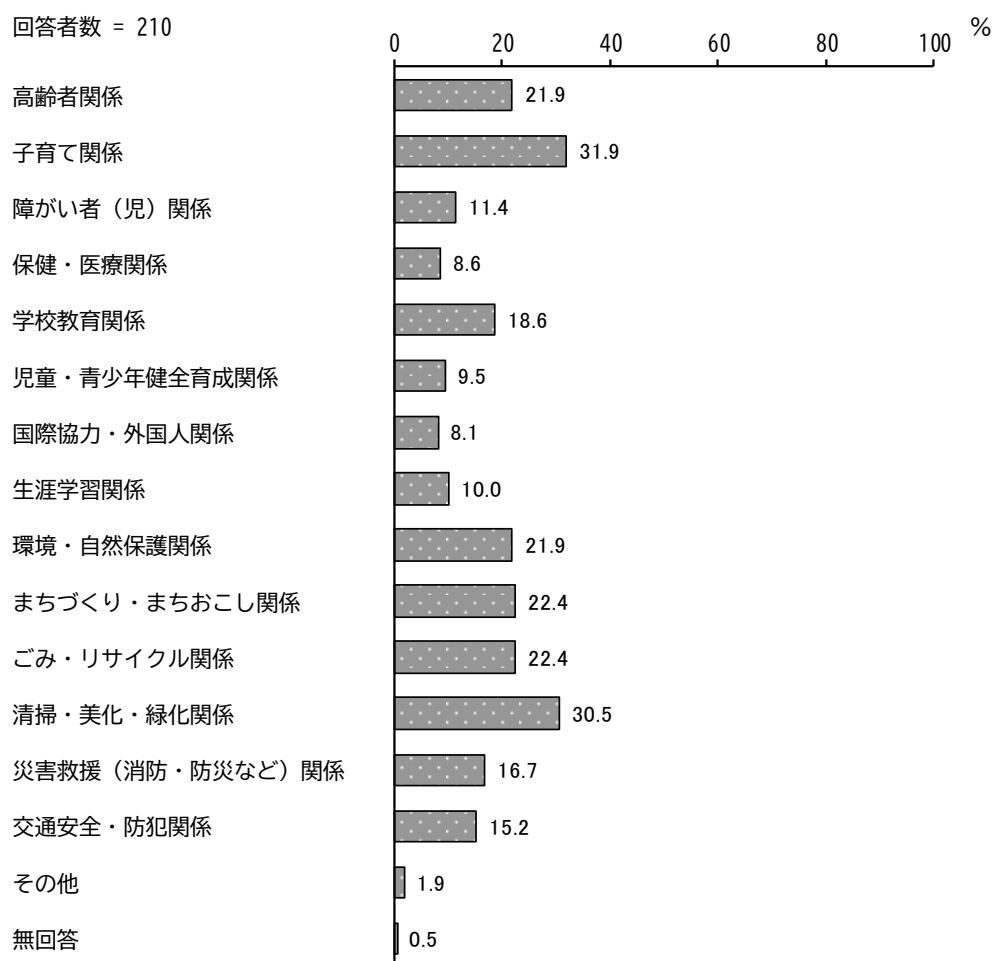
「わからない」の割合が48.2%と最も高く、次いで「はい」の割合が24.2%、「いいえ」の割合が24.1%となっています。



問27で「1. はい」と答えた方だけにお聞きします。

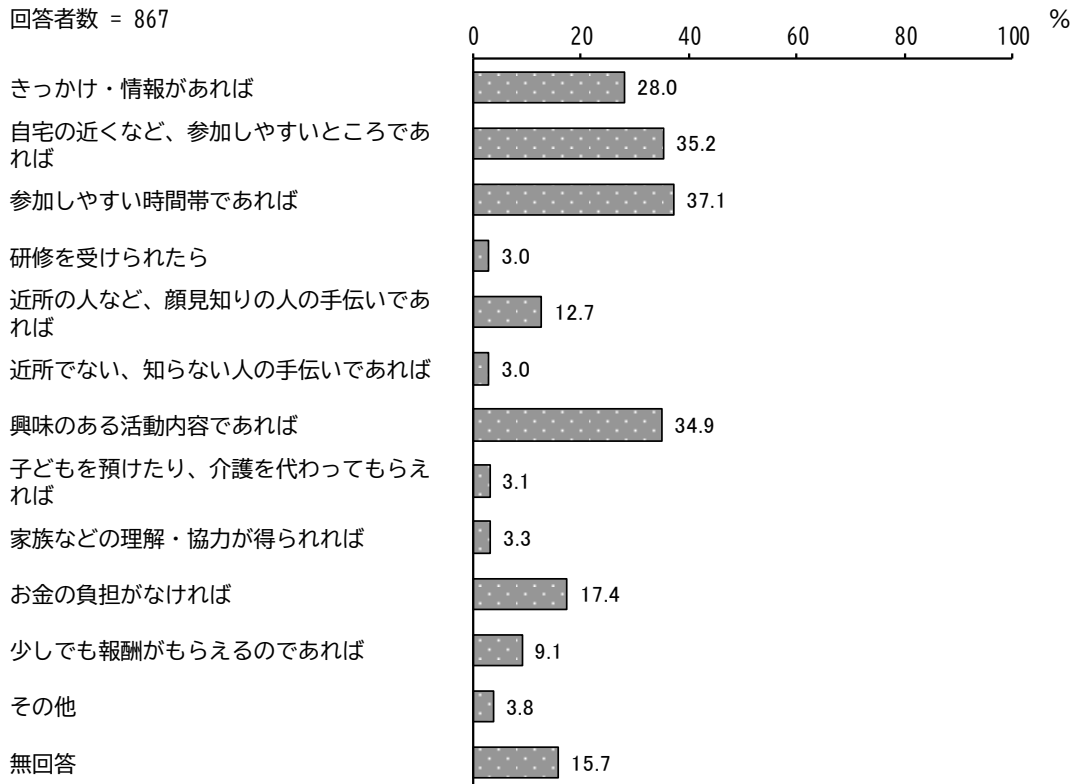
問27-1 どのような分野のボランティア活動をしてみたいですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「子育て関係」の割合が31.9%と最も高く、次いで「清掃・美化・緑化関係」の割合が30.5%、「まちづくり・まちおこし関係」、「ごみ・リサイクル関係」の割合が22.4%となっています。



問 28 どのような条件であれば、ボランティア活動に参加しますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

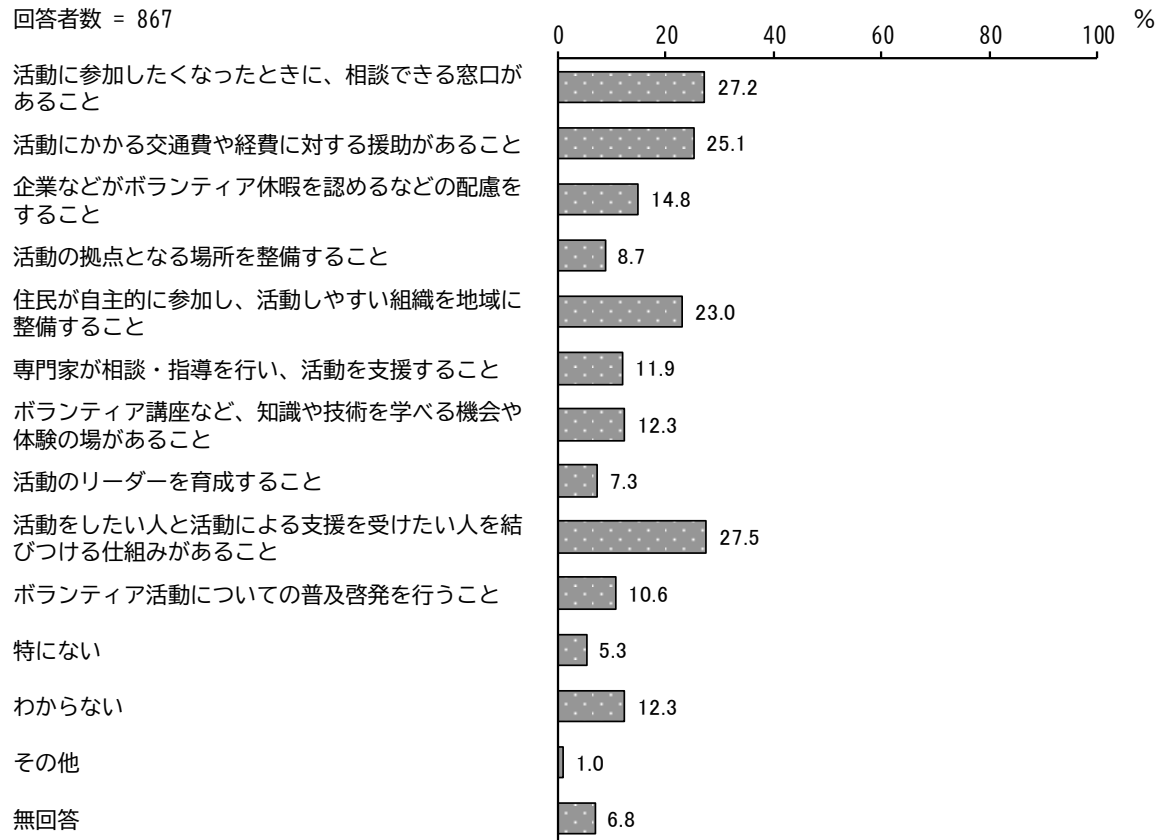
「参加しやすい時間帯であれば」の割合が 37.1%と最も高く、次いで「自宅の近くなど、参加しやすいところであれば」の割合が 35.2%、「興味のある活動内容であれば」の割合が 34.9%となっています。



**問 29 今後、ボランティア活動を活発化していくためには、特にどのような事が必要だと思いますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。**

「活動をしたい人と活動による支援を受けたい人を結びつける仕組みがあること」の割合が 27.5%と最も高く、次いで「活動に参加したくなかったときに、相談できる窓口があること」の割合が 27.2%、「活動にかかる交通費や経費に対する援助があること」の割合が 25.1%となっています。

回答者数 = 867

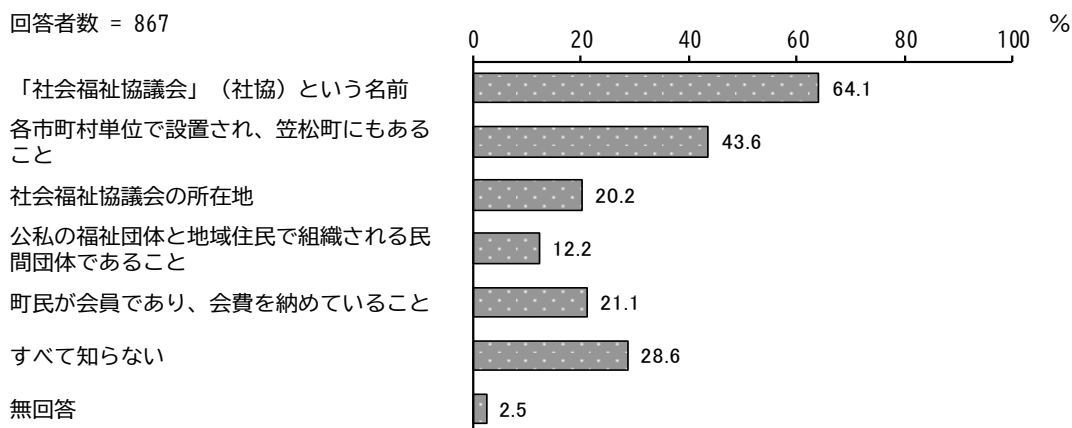


## 5 社会福祉協議会について

問 30 「社会福祉協議会」について、以下のことを知っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「社会福祉協議会」（社協）という名前」の割合が 64.1%と最も高く、次いで「各市町村単位で設置され、笠松町にもあること」の割合が 43.6%、「すべて知らない」の割合が 28.6%となっています。

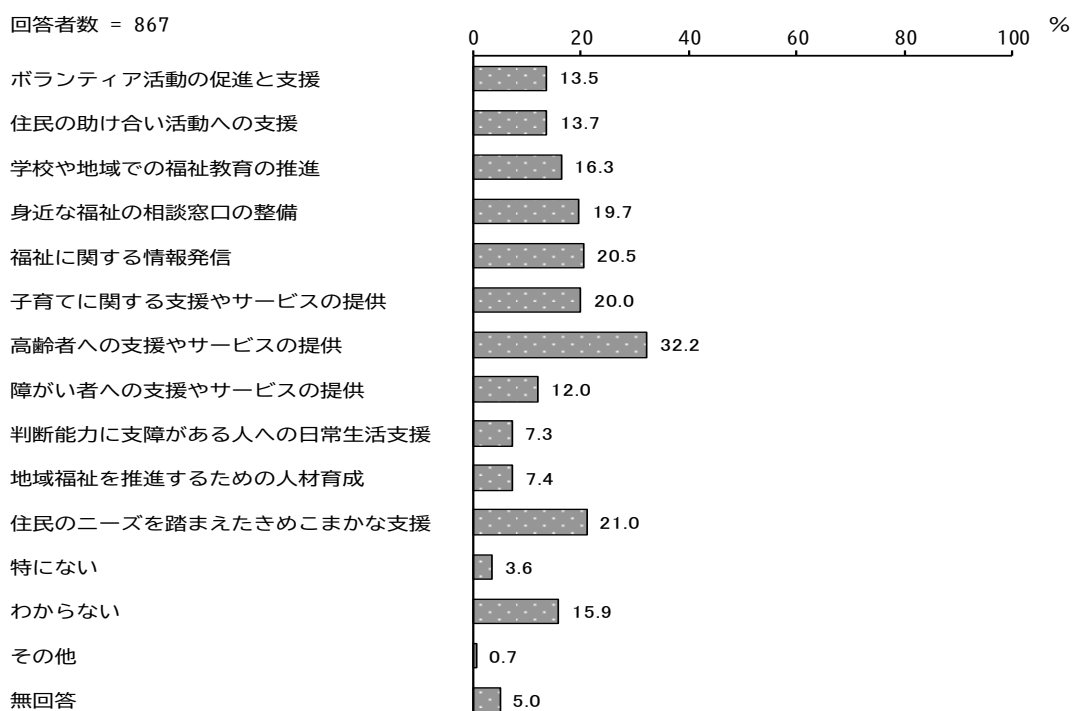
回答者数 = 867



問 31 社会福祉協議会では、地域の中にあるさまざまな福祉の課題の解決に向けた活動や支援を行っています。社会福祉協議会が行う活動や支援として、今後特に充実してほしいものは何ですか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

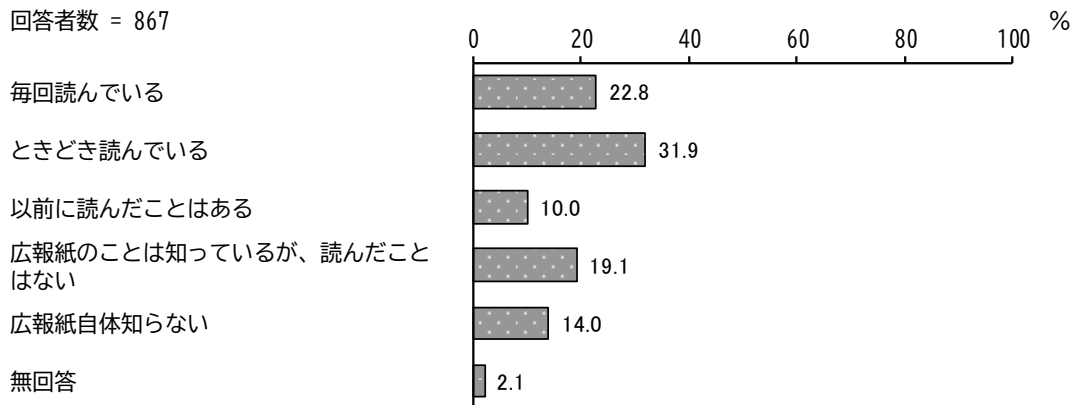
「高齢者への支援やサービスの提供」の割合が 32.2%と最も高く、次いで「住民のニーズを踏まえたきめこまかな支援」の割合が 21.0%、「福祉に関する情報発信」の割合が 20.5%となっています。

回答者数 = 867



問 32 笠松町社会福祉協議会では、福祉についての情報提供や福祉への理解を深めていただくために、広報紙『かさまつ社協』を発行(年6回)しています。この広報紙を読んだことはありますか。(1つに○)

「ときどき読んでいる」の割合が31.9%と最も高く、次いで「毎回読んでいる」の割合が22.8%、「広報紙のことは知っているが、読んだことはない」の割合が19.1%となっています。

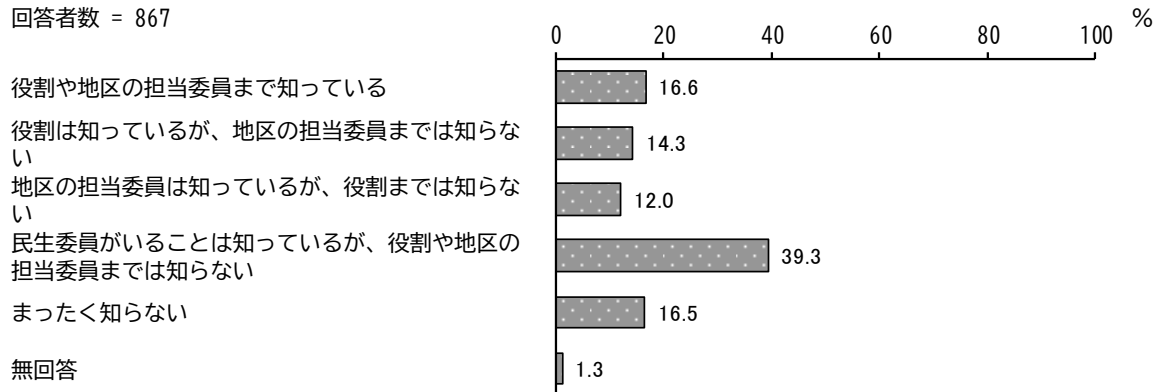


## 6 民生委員について

### 問 33 あなたは、民生委員のことを知っていますか。（1つに○）

「民生委員がいることは知っているが、役割や地区の担当委員までは知らない」の割合が 39.3%と最も高く、次いで「役割や地区の担当委員まで知っている」の割合が 16.6%、「まったく知らない」の割合が 16.5%となっています。

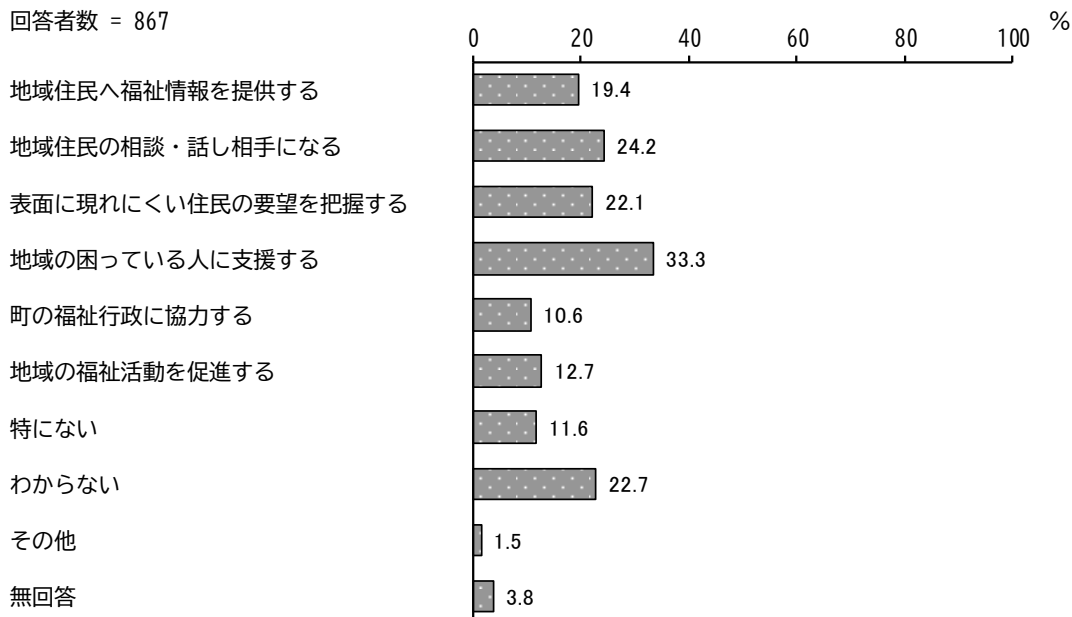
回答者数 = 867



### 問 34 民生委員に対し、今後、どのような役割を期待しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「地域の困っている人に支援する」の割合が 33.3%と最も高く、次いで「地域住民の相談・話し相手になる」の割合が 24.2%、「わからない」の割合が 22.7%となっています。

回答者数 = 867

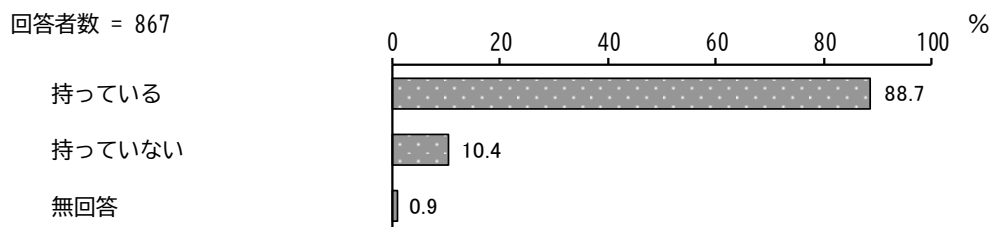




## 7 交通手段について

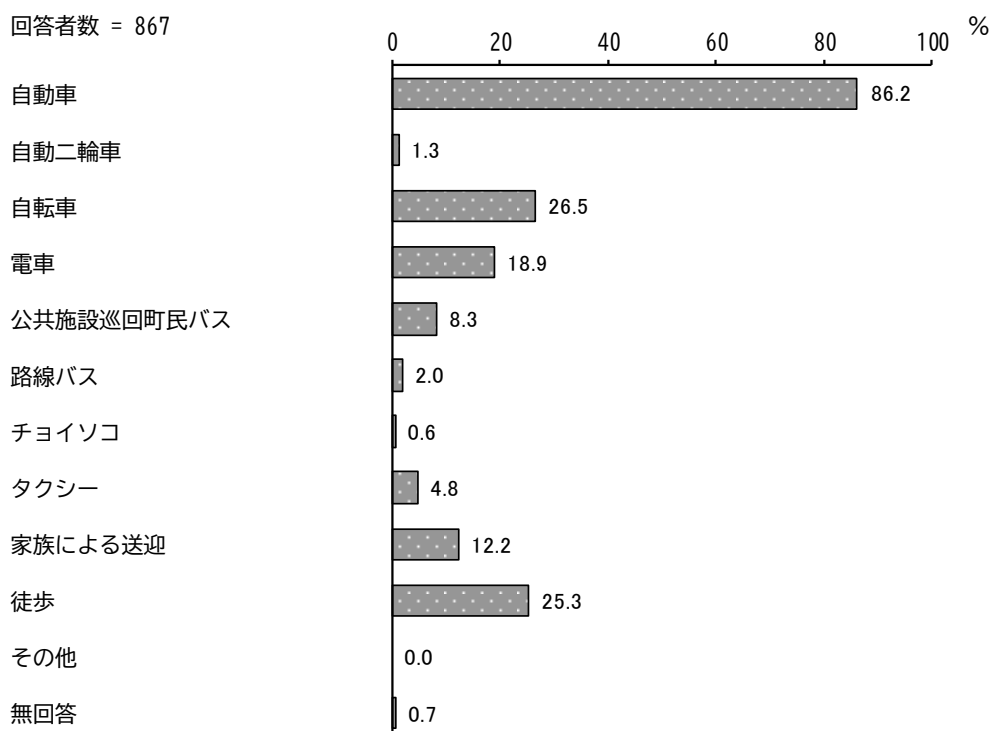
### 問 35 あなたは自動車の運転免許証を持っていますか。(1つに○)

「持っている」の割合が88.7%、「持っていない」の割合が10.4%となっています。



### 問 36 あなたの現在の生活上(通勤・通学、買い物や通院など)の交通手段はなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

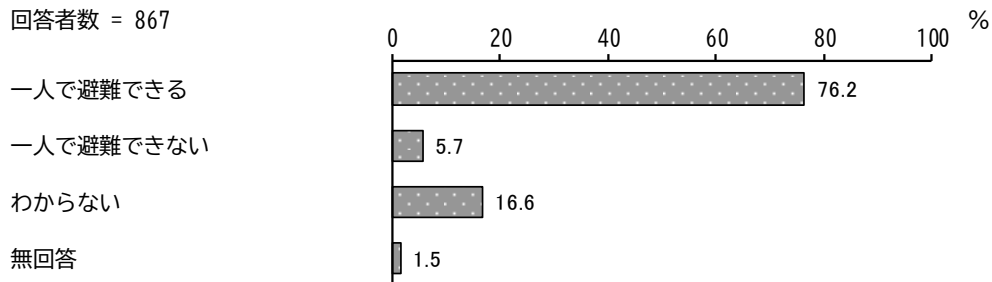
「自動車」の割合が86.2%と最も高く、次いで「自転車」の割合が26.5%、「徒歩」の割合が25.3%となっています。



## 8 防災について

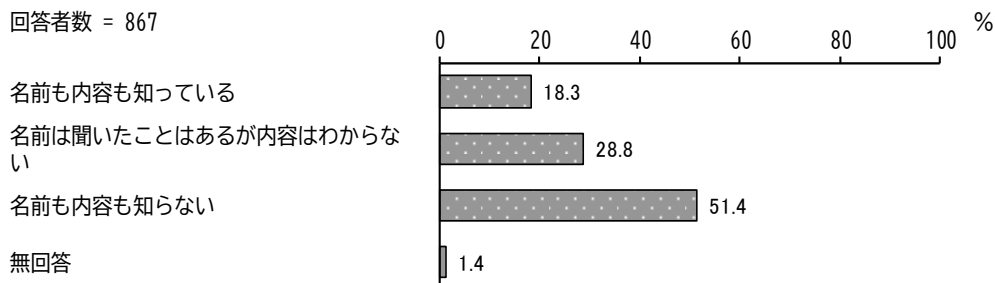
問 38 地震や風水害などが起こった時、あなたは避難場所などの安全な場所へ一人で避難できますか。(1つに○)

「一人で避難できる」の割合が 76.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 16.6%となっています。



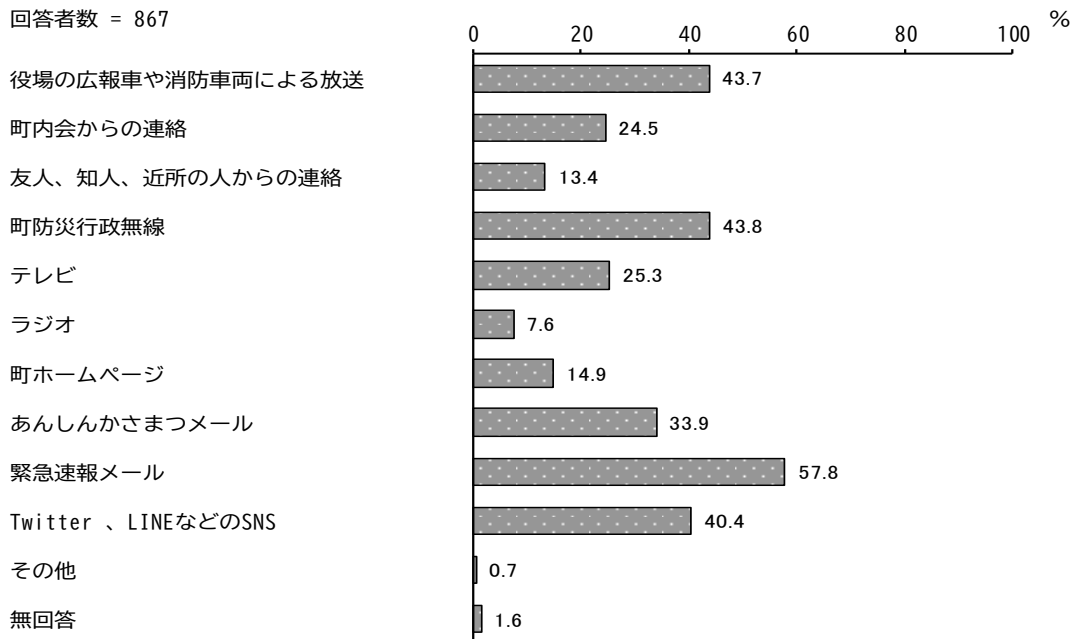
問 39 災害時避難行動要支援者登録名簿について知っていますか。(1つに○)

「名前も内容も知らない」の割合が 51.4%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が 28.8%、「名前も内容も知っている」の割合が 18.3%となっています。



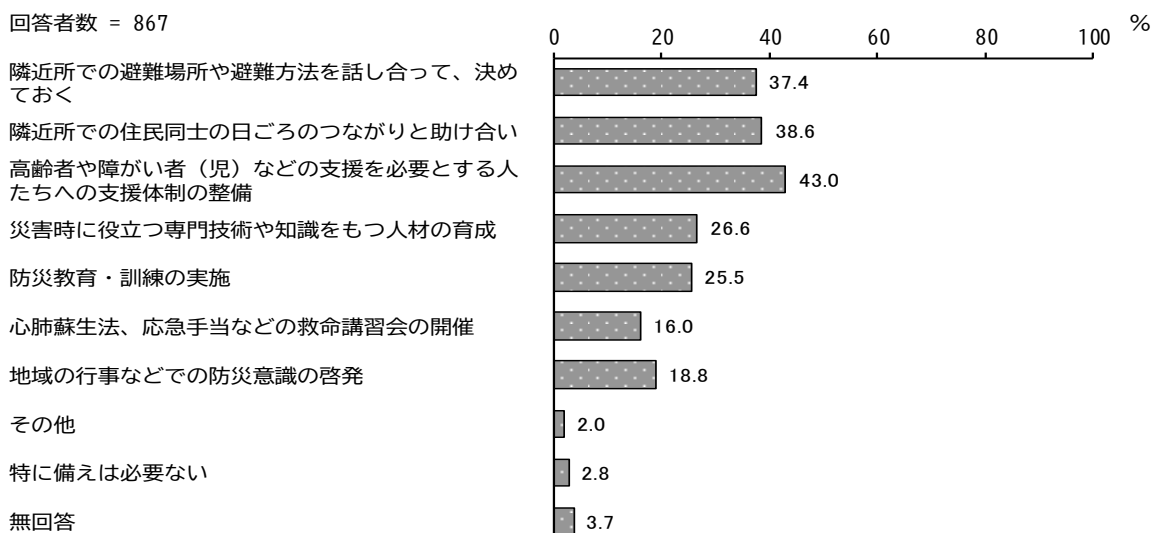
問 40 あなたは、避難に関する情報（「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」などについて、どのような手段で入手できたらよいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「緊急速報メール」の割合が 57.8%と最も高く、次いで「町防災行政無線」の割合が 43.8%、「役場の広報車や消防車両による放送」の割合が 43.7%となっています。「Twitter、LINE などの SNS」の割合は前回の調査よりも 2 倍に増えています。



問 41 大地震などの災害に備えて、地域でどのような備えが必要だと思いますか。（防災用品の備えを除いて）あてはまるものに3つまで○をつけてください。

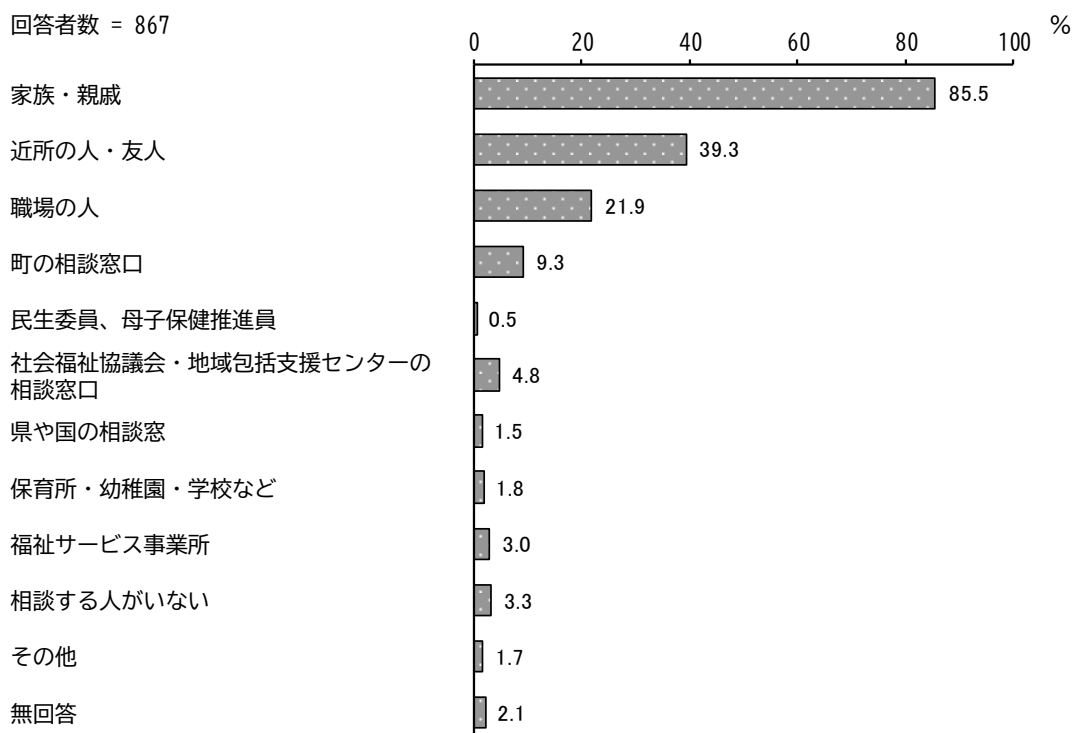
「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が 43.0%と最も高く、次いで「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」の割合が 38.6%、「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が 37.4%となっています。



## 9 困りごとの相談や福祉サービスについて

問 42 あなたは、日常生活での困り事について、誰に相談していますか。主な相談先を3つまで○をつけてください。

「家族・親戚」の割合が85.5%と最も高く、次いで「近所の人・友人」の割合が39.3%、「職場の人」の割合が21.9%となっています。



問 43 あなたは以下の福祉サービスについて知っていますか。(1つに○)

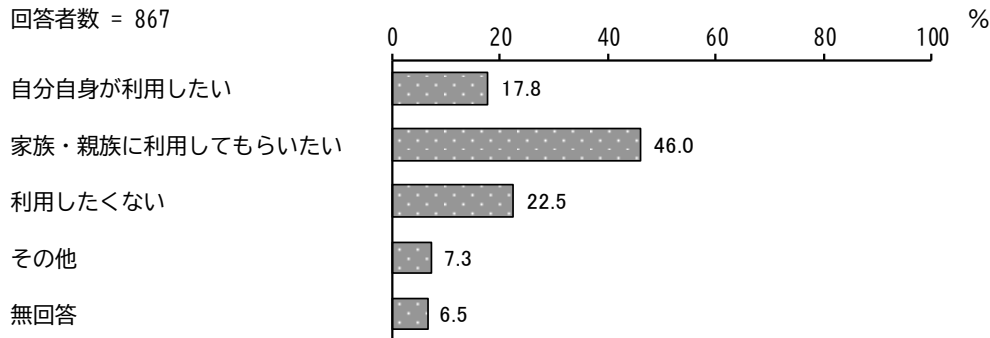
『1. 成年後見制度』で「名前も内容も知っている」「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」「名前も内容も知らない」がほぼ同割合となっています。また、『2. 日常生活自立支援事業』と『3. 生活困窮者自立支援事業』で「名前も内容も知らない」の割合が高くなっています。

単位：%

| 区分             | 回答者数(件) | 名前も内容も知っている | 名前は聞いたことはあるが内容はわからない | 名前も内容も知らない | 無回答 |
|----------------|---------|-------------|----------------------|------------|-----|
| 1. 成年後見制度      | 867     | 32.2        | 32.3                 | 32.4       | 3.1 |
| 2. 日常生活自立支援事業  | 867     | 10.3        | 35.4                 | 50.1       | 4.3 |
| 3. 生活困窮者自立支援事業 | 867     | 9.6         | 40.6                 | 45.8       | 4.0 |

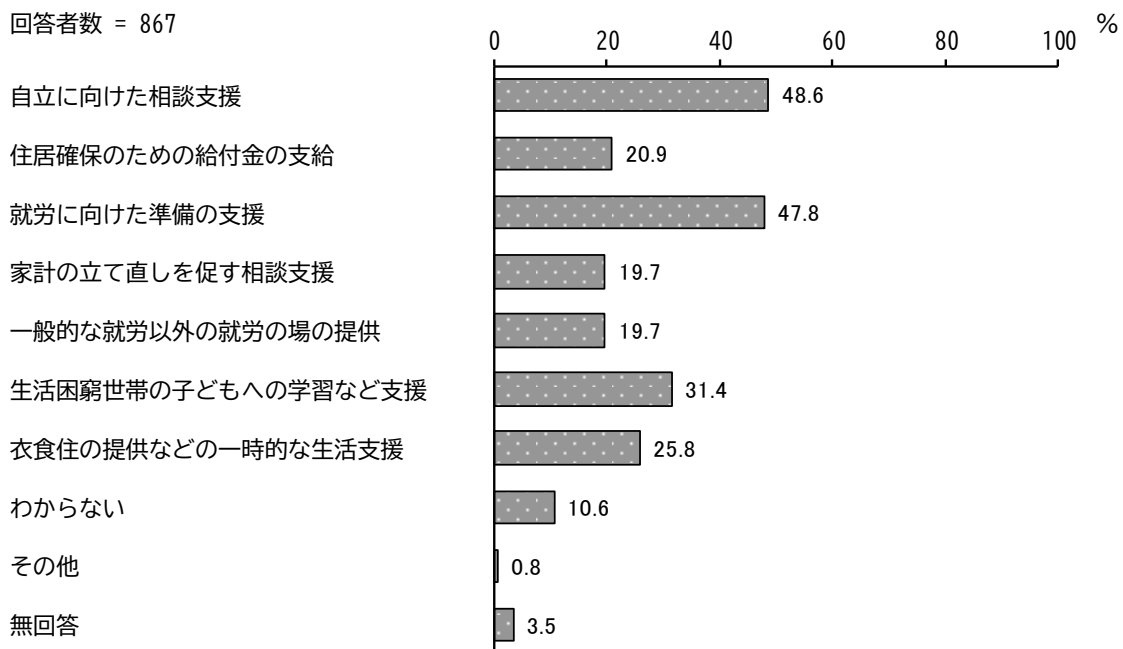
**問 44 あなたもしくは同居している家族が認知症等により判断が十分にできなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか。（1つに○）**

「家族・親族に利用してもらいたい」の割合が46.0%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が22.5%、「自分自身が利用したい」の割合が17.8%となっています。



**問 45 平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援制度」が開始されています。生活困窮者（就労したくてもできない、住居がないなどの人）を支援するためのどのような施策が重要だと思いますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。**

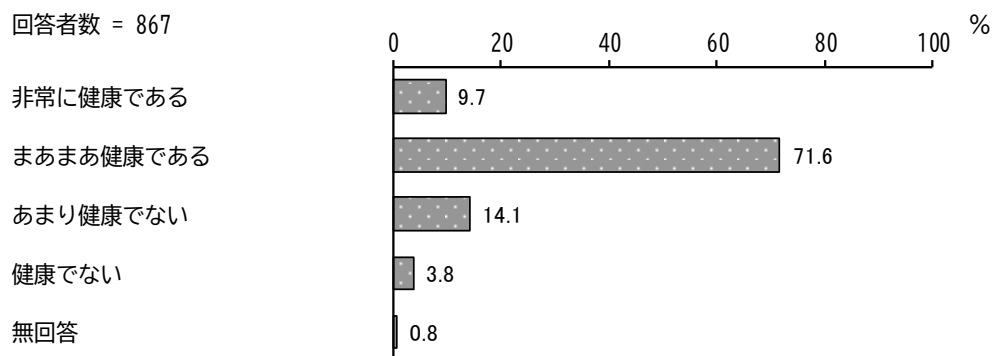
「自立に向けた相談支援」の割合が48.6%と最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」の割合が47.8%、「生活困窮世帯の子どもへの学習など支援」の割合が31.4%となっています。



## 10 日頃の悩みや不安、ストレスや孤独感について

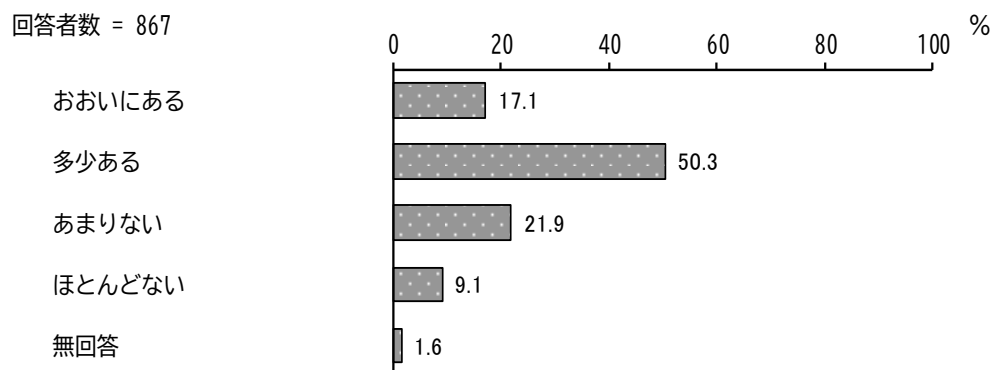
問 46 あなたは日ごろの自分の健康状態について、どのように感じますか。(1つに○)

「まあまあ健康である」の割合が 71.6%と最も高く、次いで「あまり健康でない」の割合が 14.1%となっています。



問 47 あなたはこの1カ月に不満・悩み・苦労などストレスを感じたことがありますか。(1つに○)

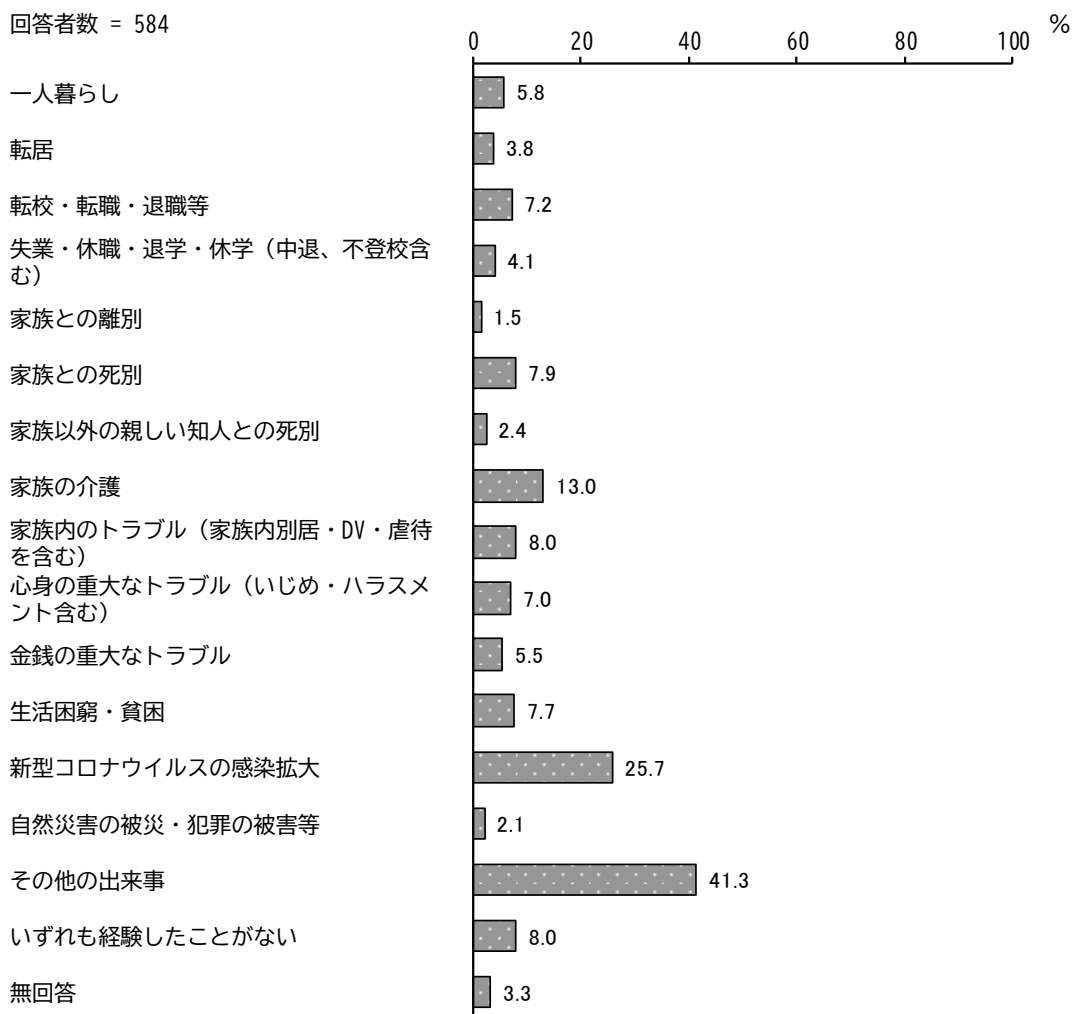
「多少ある」の割合が 50.3%と最も高く、次いで「あまりない」の割合が 21.9%、「おおいにある」の割合が 17.1%となっています。



問47で「1. おおいにある」「2. 多少ある」と答えた方だけにお聞きします。

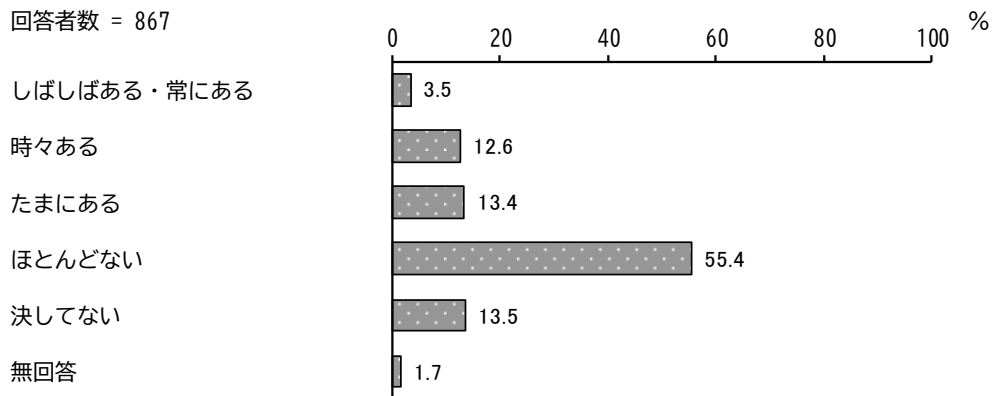
**問47-1 不安、悩み、苦労及びストレスを感じるに至る前に経験した出来事はな  
んですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。**

「その他の出来事」の割合が41.3%と最も高く、次いで「新型コロナウイルスの感染拡大」の割合が25.7%、「家族の介護」の割合が13.0%となっています。



**問 48 あなたは「孤独である」と感じることがありますか。(1つに○)**

「ほとんどない」の割合が 55.4%と最も高く、次いで「決してない」の割合が 13.5%、「たまにある」の割合が 13.4%となっています。



**【年齢別】**

年齢別にみると、他に比べ、10歳代で「時々ある」「決してない」の割合が、20歳代以上で「ほとんどない」の割合が高くなっています。

単位：%

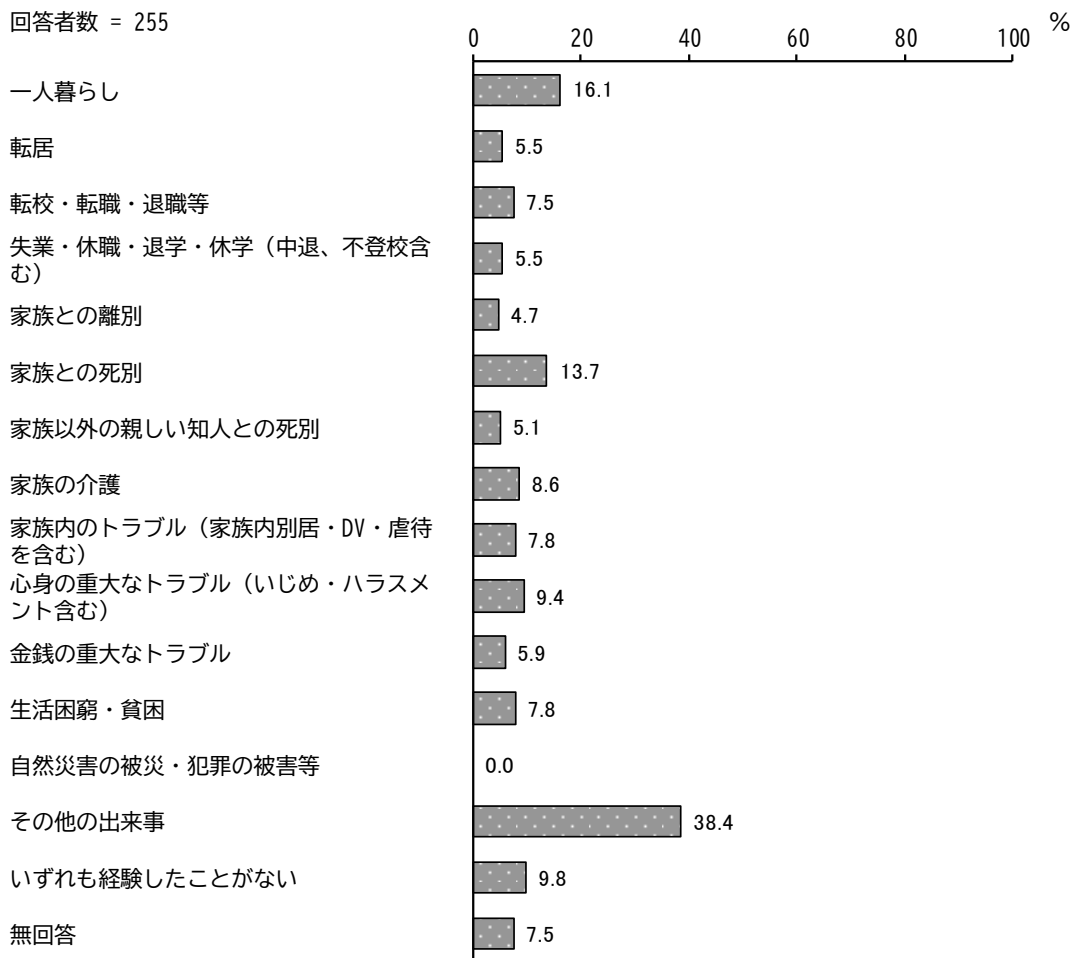
| 区分    | 回答者数(件) | しばしばある・常にある | 時々ある | たまにある | ほとんどない | 決してない | 無回答 |
|-------|---------|-------------|------|-------|--------|-------|-----|
| 全体    | 867     | 3.5         | 12.6 | 13.4  | 55.4   | 13.5  | 1.7 |
| 10歳代  | 12      | —           | 33.3 | 8.3   | 25.0   | 33.3  | —   |
| 20歳代  | 72      | 4.2         | 5.6  | 15.3  | 55.6   | 19.4  | —   |
| 30歳代  | 103     | 2.9         | 17.5 | 17.5  | 42.7   | 19.4  | —   |
| 40歳代  | 137     | 2.2         | 10.9 | 10.2  | 56.2   | 19.7  | 0.7 |
| 50歳代  | 172     | 4.1         | 14.0 | 15.1  | 54.1   | 11.6  | 1.2 |
| 60歳代  | 150     | 7.3         | 10.7 | 10.7  | 62.0   | 8.7   | 0.7 |
| 70歳以上 | 216     | 1.4         | 13.0 | 13.9  | 57.9   | 8.8   | 5.1 |



問48で「1. しばしばある・常にある」「2. 時々ある」「3. たまにある」と答えた方にお聞きします。

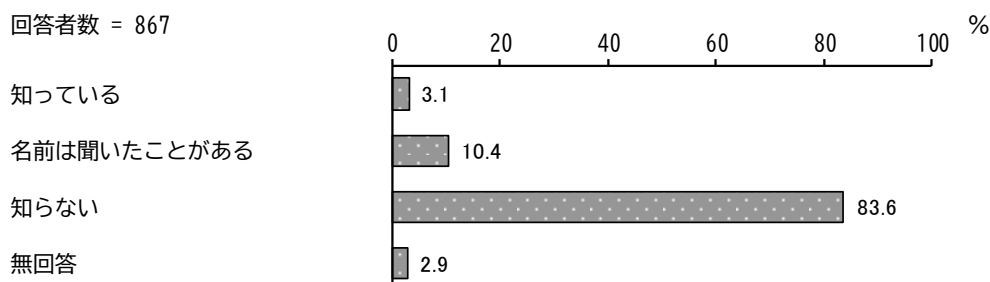
**問48-1 孤独であると感じるに至る前に経験した出来事はなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。**

「その他の出来事」の割合が38.4%と最も高く、次いで「一人暮らし」の割合が16.1%、「家族との死別」の割合が13.7%となっています。



**問49 あなたは、ゲートキーパーのことを知っていますか。（1つに○）**

「知らない」の割合が83.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがある」の割合が10.4%となっています。

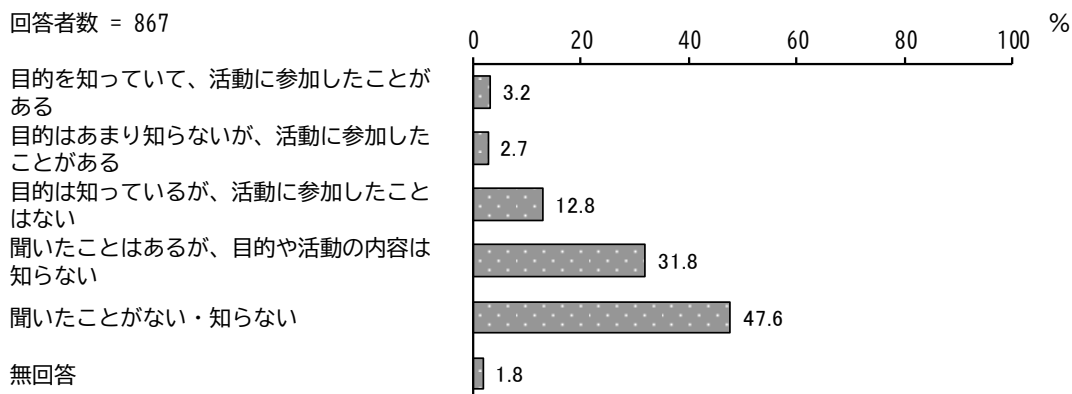


## 11 福祉・道徳のまちづくりについて

### 問 50 「道徳のまちづくり」のことを知っていますか。(1つに○)

「聞いたことがない・知らない」の割合が47.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、目的や活動の内容は知らない」の割合が31.8%、「目的は知っているが、活動に参加したことはない」の割合が12.8%となっています。

回答者数 = 867



#### 【年齢別】

年齢別にみると、30歳代で「聞いたことがない・知らない」の割合が79.6%と最も高く、また他に比べ、10歳代で「目的は知っているが、活動に参加したことはない」の割合が、70歳以上で「聞いたことはあるが、目的や活動の内容は知らない」の割合が高くなっています。

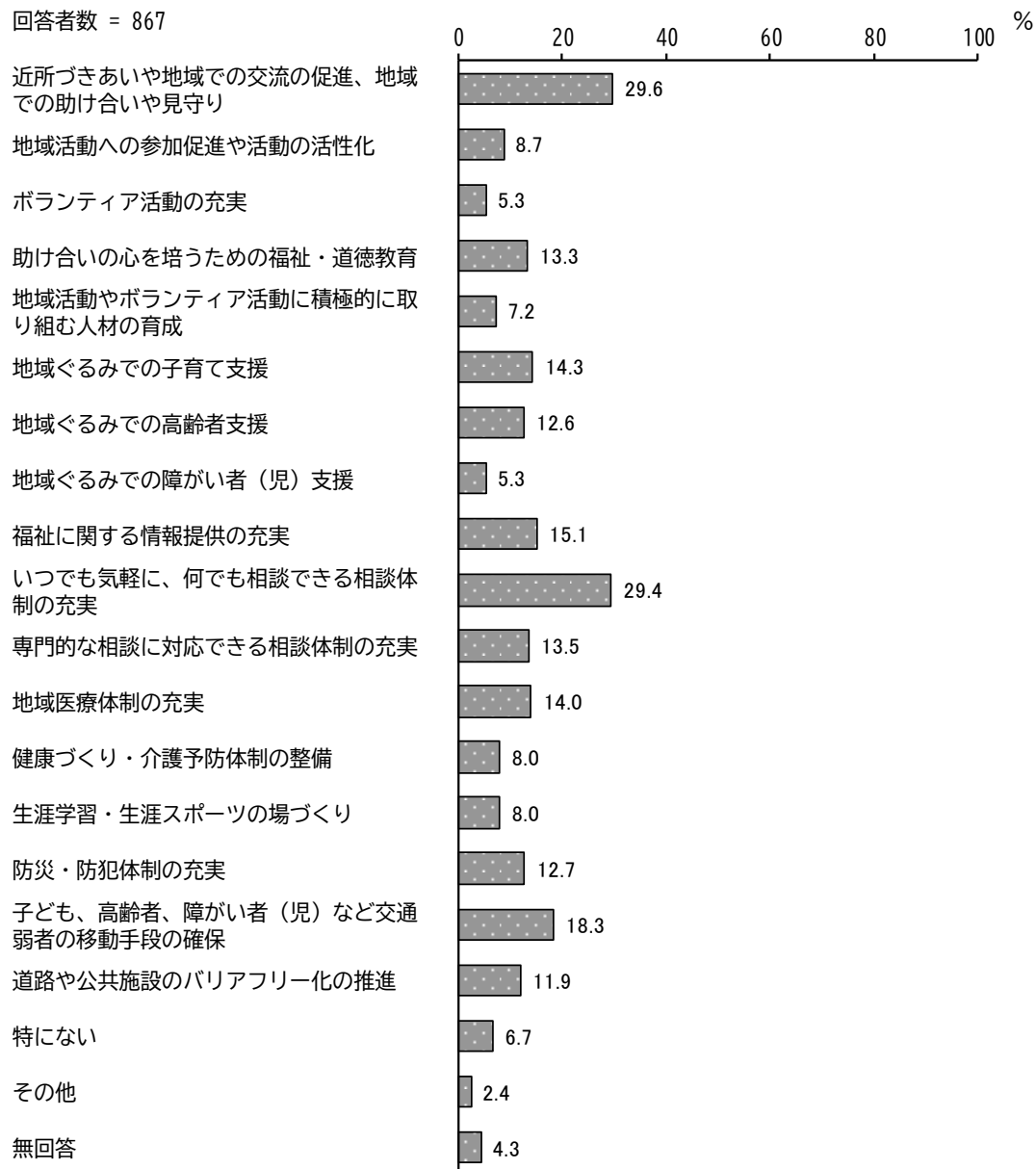
単位：%

| 区分    | 回答者数(件) | 目的を知っていて、活動に参加したことがある | 目的はあまり知らないが、活動に参加したことがある | 目的は知っているが、活動に参加したことはない | 聞いたことはあるが、目的や活動の内容は知らない | 聞いたことがない・知らない | 無回答 |
|-------|---------|-----------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|---------------|-----|
| 全体    | 867     | 3.2                   | 2.7                      | 12.8                   | 31.8                    | 47.6          | 1.8 |
| 10歳代  | 12      | 8.3                   | —                        | 33.3                   | 16.7                    | 41.7          | —   |
| 20歳代  | 72      | 5.6                   | 5.6                      | 8.3                    | 26.4                    | 52.8          | 1.4 |
| 30歳代  | 103     | 1.0                   | 1.9                      | 1.0                    | 16.5                    | 79.6          | —   |
| 40歳代  | 137     | 2.2                   | 2.2                      | 12.4                   | 32.8                    | 48.9          | 1.5 |
| 50歳代  | 172     | 1.7                   | 2.9                      | 9.9                    | 33.1                    | 50.6          | 1.7 |
| 60歳代  | 150     | 4.0                   | 2.0                      | 11.3                   | 35.3                    | 46.0          | 1.3 |
| 70歳以上 | 216     | 4.6                   | 2.8                      | 22.2                   | 38.0                    | 28.7          | 3.7 |

問 51 誰もが安心して暮らせる福祉・道徳のまちを推進していくために、特にどのような取組が必要だと思われますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

「近所づきあいや地域での交流の促進、地域での助け合いや見守り」の割合が 29.6%と最も高く、次いで「いつでも気軽に、何でも相談できる相談体制の充実」の割合が 29.4%、「子ども、高齢者、障がい者（児）など交通弱者の移動手段の確保」の割合が 18.3%となっています。

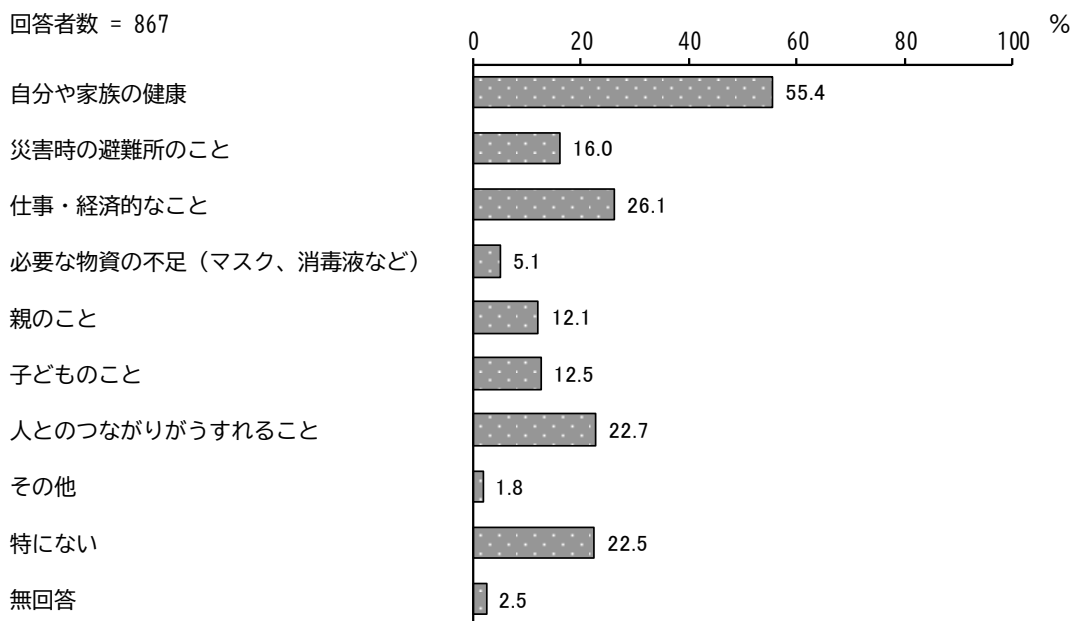
回答者数 = 867



## 12 新型コロナウイルスについて

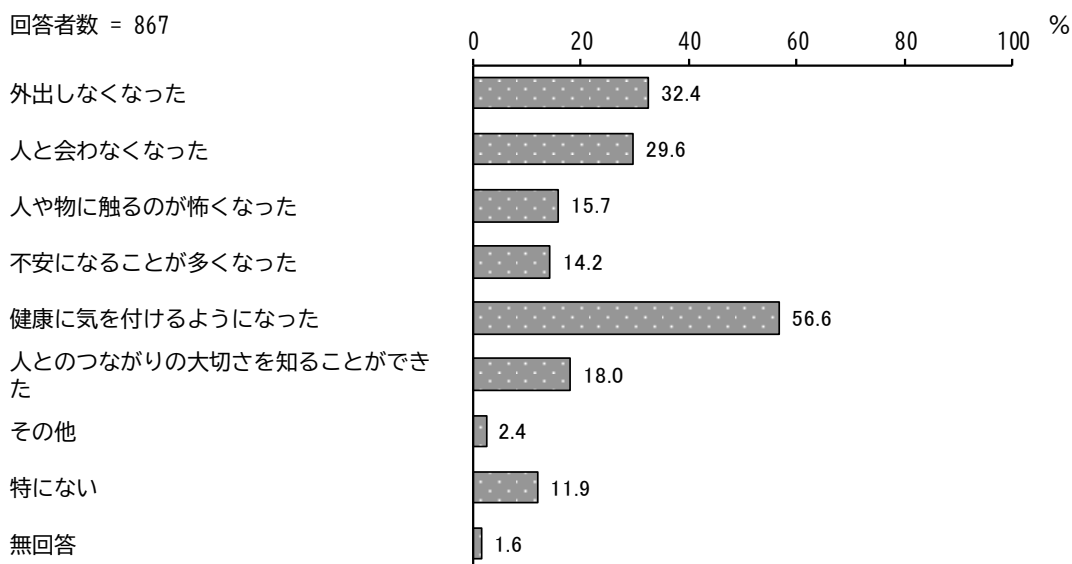
問 52 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、困っていること・心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

「自分や家族の健康」の割合が 55.4%と最も高く、次いで「仕事・経済的なこと」の割合が 26.1%、「人とのつながりがうすれること」の割合が 22.7%となっています。



問 53 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、あなたの意識に変化はありましたか。(あてはまるものすべてに○)

「健康に気を付けるようになった」の割合が 56.6%と最も高く、次いで「外出しなくなった」の割合が 32.4%、「人と会わなくなった」の割合が 29.6%となっています。



## 2 笠松町地域福祉計画・笠松町地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

### 笠松町地域福祉計画推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条において規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定及び推進するに当たり、町民及び社会福祉に関係する者の意見を広く聴取し反映するため、笠松町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の推進及び見直しに関する事項
- (3) その他、地域福祉活動に関する必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉及び保健医療関係者
- (2) 地域活動団体の関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、在任する職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第5条 委員会は必要に応じ、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、住民福祉部福祉子ども課において行う。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

## 笠松町地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人笠松町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、笠松町における地域福祉活動計画を策定及び推進するため、笠松町地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、本会会長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、在任する職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

4 後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (報酬)

第3条 委員会の委員は、無報酬とする。

### (役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときには、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者に会議の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、本会地域福祉課に置く。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

### 附 則

1. この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

### 附 則

1. この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

### 3 笠松町地域福祉計画・笠松町地域福祉活動計画推進委員名簿

| 所属機関・団体     |                                   | 氏名    | 備考     |
|-------------|-----------------------------------|-------|--------|
| 福祉及び保健医療関係者 |                                   |       |        |
|             | 岐阜地域福祉事務所 福祉課長                    | 松井千賀子 |        |
|             | 一般社団法人羽島郡医師会 副会長                  | 片山 良彦 | R4     |
|             | 一般社団法人羽島郡医師会 監事                   | 服部 夏樹 | R5     |
|             | 特別養護老人ホームリバーサイド笠松園 施設長            | 三輪 浩子 |        |
|             | 基幹相談支援センターふなふせ南                   | 内堀 元夢 |        |
|             | 笠松保育園 園長                          | 澁谷 由美 |        |
| 地域活動団体の関係者  |                                   |       |        |
|             | 笠松町町内会連合会 会長                      | 山田 忠正 |        |
|             | 笠松町民生委員・児童委員協議会 副会長               | 箕浦 久子 |        |
|             | 笠松町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員            | 志智 慈朗 | 副委員長   |
|             | 笠松いきいきクラブ連合会 会長                   | 家田 憲二 |        |
|             | 岐阜県身体障害者福祉協会笠松町分会 分会長             | 岩田 賢一 |        |
|             | 笠松町商工会 会長                         | 岡田 悠子 |        |
|             | 笠松町赤十字奉仕団 委員長                     | 家田 藤子 |        |
|             | 羽島保護区保護司会<br>羽島更生保護サポートセンター センター長 | 駒瀬 典子 |        |
| 識見を有する者     |                                   |       |        |
|             | 羽島郡二町教育委員会 教育委員                   | 岩井 弘榮 | 委員長    |
|             | 笠松町立小中学校校長会 松枝小学校校長               | 松原 茂  | R4     |
|             | 笠松町立小中学校校長会 笠松小学校校長               | 五藤 政志 | R5     |
|             | 社会福祉法人笠松町社会福祉協議会 会長               | 古澤 哲男 | ~R5.12 |
|             | 社会福祉法人笠松町社会福祉協議会 会長               | 森 社   | R5.12~ |
| 町長が必要と認める者  |                                   |       |        |
|             | 行政関係 住民福祉部長                       | 平岩 敬康 |        |

#### 4 策定経緯

| 年 月 日                | 内 容  |
|----------------------|--|
| 令和4年8月31日            | 地域福祉計画推進委員会・地域福祉活動計画推進委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定について</li> <li>・アンケート調査について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>   |
| 令和4年<br>10月17日～11月4日 | 笠松町民の福祉に関するアンケート調査<br><ul style="list-style-type: none"> <li>■対象：町在住の18歳以上を無作為抽出</li> <li>■調査方法：郵送による配布・回収</li> <li>配布数：2,000</li> <li>有効回答数：867</li> <li>有効回答率：43.4%</li> </ul> |
| 令和4年12月<br>～令和5年1月   | 笠松町民の福祉に関するアンケート調査（小中学生版）<br><ul style="list-style-type: none"> <li>■対象：小学校5年生・中学校2年生</li> <li>■調査方法：インターネット</li> <li>■回答者数：261人</li> </ul>                                      |
| 令和5年3月20日            | 地域福祉計画推進委員会・地域福祉活動計画推進委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の結果報告</li> <li>・計画の施策体系（案）について</li> </ul>  |
| 令和5年<br>6月30日～8月4日   | 地域ふくし懇談会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・笠松地域 6月30日 参加者 6人</li> <li>・松枝地域 7月 3日 参加者 11人</li> <li>・下羽栗地域 8月 4日 参加者 11人</li> </ul>                                      |
| 令和5年8月25日            | 地域福祉計画推進委員会・地域福祉活動計画推進委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ふくし懇談会の報告</li> <li>・計画の骨子（案）について</li> </ul>   |
| 令和5年12月8日            | 地域福祉計画推進委員会・地域福祉活動計画推進委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案の検討について</li> </ul>  |
| 令和6年<br>1月15日～2月9日   | 〔パブリックコメントの実施〕   |



第4期笠松町地域福祉計画

第3期笠松町地域福祉活動計画

令和6年度～令和12年度

(2024年度～2030年度)

令和6年(2024年)3月

発行元 笠松町  
住民福祉部 福祉子ども課  
住 所 〒501-6181  
岐阜県羽島郡笠松町司町  
1番地

連絡先 TEL : 058-388-1116  
FAX : 058-387-5816

URL <http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>

社会福祉法人  
笠松町社会福祉協議会  
〒501-6063  
岐阜県羽島郡笠松町長池  
408番地の1  
笠松町福祉健康センター内

TEL : 058-387-5332  
FAX : 058-387-5134

<http://userweb.alles.or.jp/kasafuku/>



かさまるくん かさまるちゃん

**第4期笠松町地域福祉計画・第3期笠松町地域福祉活動計画**